

特集 沖ノ島祭祀を奉獻品から考える2

I 「伝沖ノ島出土返納品」調査の概要

岡寺 未幾 福岡県九博・世界遺産・文化施設課

1. 調査の経緯

古代、沖ノ島の祭祀で捧げられた奉獻品は「東アジアの古代国家間の交流を物語る物証」として世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群（以下、「本遺産群」という）の価値の中核をなす。このことから、本遺産群の保存管理・公開活用を担う「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会（福岡県、宗像市、福津市及び宗像大社、以下「協議会」という）では、奉獻品の調査研究を推進する立場にある。

令和4・5（2022・2023）年に『国宝福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品 伝福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品 保存活用計画』（宗像大社2024）が、福岡県及び宗像市の協力の下、宗像大社が主体となってまとめられた。この計画で奉獻品の課題が明らかになり、再整理の必要性が高まったものの、8万点という質・量ともに膨大な資料群である。再整理の前の段階として、奉獻品の全体像の把握が喫緊の課題である。

なお、本協議会が、別途取り組んできた特別研究事業でも、沖ノ島祭祀のより解像度の高い祭祀の解明が課題となっており、この文脈からも奉獻品の調査研究にもとづく古代祭祀の復元というアプローチは長らく待望されてきた。

これらの状況を踏まえ、令和6（2024）年度から第2期特別研究事業⁽¹⁾の中で、4名の古墳時代の専門家とともに国宝部会を立ち上げ、調査研究を実施している⁽²⁾。

初年度である令和6年度は国宝「福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品（以下、「国宝 沖ノ島出土品」という）」の全体像の把握を試み、鏡・金属製品（7・8号遺跡）・石製品・滑石製品の調査を行い、その成果は『沖ノ島研究』第11号「特集 沖ノ島祭祀を奉獻品から考える」において報告した通りである。

2カ年目になる令和7（2025）年度は「伝沖ノ島出土返納品」の調査を行った。返納品の詳細は次章に譲るが、明治以降、沖ノ島に軍事施設や港湾施設が建設された際、島外へ持ち出され、その後、宗像大社へと一括で返納された資料である。ただし、その質と内容から沖ノ島から出土したことが確実とされるものである。なおこれまで学術的な評価がされておらず、文化財指定は受けていない。返納品は、鏡、甲冑片を含む金属製品、貝製品、石製品・石製模造品、であり、宗像大社神宝館での調査を行った。甲冑については、金銅装甲冑片が確認されたことから、関連する21号遺跡出土国宝の調査を追加で行っている。本号では、この調査成果報告を収録するものである。ただし、収録するレポートは、昨年同様、非常に短期間で行った調査成果の概要であり、本来的な調査成果については、今後に譲りたい。

2. 国宝部会の活動

国宝部会のメンバー及び令和7年度の活動は以下の通りである。

（1）国宝部会メンバー：

河野 一隆（東京国立博物館学芸研究部長）

辻田淳一郎（九州大学教授）

橋本 達也（鹿児島大学総合研究博物館教授）

水野 敏典（奈良県立橿原考古学研究所企画学芸部資料課長（兼）保存科学センター長）

岡寺 未幾（福岡県人づくり・県民生活部文化振興課九博・世界遺産室）

太田 智（宗像市世界遺産課）

福岡真貴子（宗像大社文化局）

（2）国宝部会の実施

第一回（オンライン）

日 時：令和7年9月18日（木）

議 題：今年度事業について

第二回（オンライン）

日 時：令和7年12月8日（月）

議 題：調査状況・報告書執筆

第三回

日 時：令和8（2026）年3月9日（月）

場 所：宗像大社神宝館

議 題：調査成果の報告と検討

（3）資料調査

ア．神宝館における調査

・鏡

調査者：辻田 淳一郎

日 時：令和7年10月10日（金）

・金属製品・貝製品

調査者：橋本 達也、水野 敏典

日 時：

令和7年8月5～8日（火～金）※橋本氏のみ

令和7年9月24・25日（水・木）

令和7年10月27・28日（月・火）

・石製品・滑石製品

調査者：河野 一隆

日 時：令和7年11月13～15日（木～土）

イ．関連資料の調査

・元興寺文化財研究所

調査者：橋本 達也

日 時：令和7年8月20日（水）

・福津市カメラiasステージ歴史資料館

調査者：橋本 達也

日 時：令和7年12月1日（月）

3. 調査成果と今後の課題

国宝部会の今後の活動としては、令和8年度に第3回国際検討会での調査報告、令和9（2027）年度に報告書の執筆、令和10（2028）年度に英文報告書の執筆が予定されている。つまり、国宝部会による奉獻品を対象とした調査は昨年度で一旦終了する。

国宝部会での奉獻品の調査はわずか二年の短期間であったが、金銅製矛鞘内部に象嵌が残る鉄鉾が発

見されたのに続き、令和7年度は金銅装甲冑が発見されたことをはじめ、大きな成果を上げたといえる。

今回の調査は、あくまで沖ノ島の奉獻品を今後どう再整理していくか考える検討材料を集める為の、大枠を把握する概要調査にすぎない。にもかかわらず、二年連続でここまで目立った成果が出るのは、いかに国宝沖ノ島出土品が、歴史的に重要な価値を帯びているのかを雄弁に物語っていると考ええる。

古墳時代は文字記録のない時代だが、沖ノ島に捧げられた奉獻品は、古代の王権が東アジアの国々との交流の中で、持てるあらゆる知識と、技術と、財力を尽くして祈り、どうにかこの難しい事態を乗り越えようと「カミ」に祈りを捧げたことを伝える。国際情勢がめまぐるしく変わる現代の私達と同じように、わたしたちの祖先が、いかに切実に、航海の安全や対外交流の成就など、様々な困難を乗り越えようとしたのかを今に伝える貴重な資料である。

さまざまな課題はあるが、本協議会としては今後も奉獻品にかかる調査を継続し、少しずつでも、前進させ、世界遺産の価値をより明らかにしていくことが出来れば、と考える。

註

（1）特別研究事業について

特別研究事業は、世界遺産委員会から受けた勧告にもとづき、平成30（2018）年より実施。詳細は下記報告書を参照。

第1期 特別研究事業（平成30から令和4年）

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 保存活用協議会 2023『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 特別研究事業成果報告書』

第2期 特別研究事業（令和6年から10年）

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 保存活用協議会 2025『海域のネットワーク交流と祭祀・信仰の変化―報告書』

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 保存活用協議会 2026『宗像における祭祀・信仰の歴史的変遷の世界的意義』

（2）国宝部会の詳細は以下を参照。

岡寺未幾「1. 経緯」『沖ノ島研究』第11号 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 保存活用協議会

Ⅱ 伝沖ノ島出土とされる返納品について

福岡 真貴子 宗像大社文化局

宗像大社が所蔵する国宝沖ノ島祭祀遺跡出土品（正式指定名称「国宝 福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品 伝福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品」）は、宗像大社の神体島沖ノ島（福岡県宗像市）で4世紀後半から9世紀にかけて行われた国家的祭祀の奉獻品とされる約8万点の品々である。

本国宝は、宗像大社復興期成会が復興事業の一環で昭和29（1954）～46（1971）年に実施した3次の学術調査時の出土品と、学術調査時以外に島内で不時発見され島で保管されたのち諸事情で宗像大社^{つづ}津宮（福岡県宗像市田島）へ移され保管してきた伝世品からなり、宗像三女神信仰や三女神を奉斎した古代豪族宗像氏の歩みを解き明かすものとして、また、わが国固有の信仰はもちろん古代の国づくりや対外交流において歴史的・美術的価値をもつものとして、学術的に高く評価されている。

一方で、本国宝のほかにも、沖ノ島祭祀遺跡出土品と伝えられる資料が存在する。それらは、神体島の禁忌を無視した沖ノ島からの持ち出し行為により、島外へ流出した遺物である。

古来神の島への深い信仰から手つかずのまま永く神聖性が保たれてきた沖ノ島だったが、日露戦争開戦後もない明治37（1904）年4月、沖ノ島一ノ岳山頂に望楼（物見やぐら）および灯竿（灯台）が建設されて以降、時勢の推移にともない、島内に軍事や漁業にかかわる施設が加わった⁽¹⁾。尊く冒しがたい神聖な島に他者が立ち入り土地を開発することは信仰の尊厳を損なうことにつながるかもしれない。宗像大社は施設設置の度に、海水での禊をはじめ不浄汚物（唾、大小便など）の島内放棄や草木土石の持ち帰りの禁止など、信仰の保全を訴える条件を関係部局に提示し、時には抵抗しつつ⁽²⁾、国防のため、漁業者の安全・休息確保のために建設を許可した。やむを得ないこととして容認したのである。そのような状況の中、陸海軍部隊が島に駐屯した昭和10年代や、昭和26（1951）年から約20年行われた港湾工

事など、神職以外の者の往来が激しくなった時期に、島外への遺物流出があったとみられる⁽³⁾。

遺物流出の詳細は不明だが、のちに、個人蔵あるいは博物館所蔵の情報を得て、宗像大社が所在を確認した事例⁽⁴⁾もある。宗像大社はそれらを「流出品」として位置づけ、情報の収集や学術的な分析・検討を行っている。他方で、宗像大社には、沖ノ島から持ち出されたのち同社へ返納された資料もあり「返納品」と設定し所蔵している。返納品は、国宝沖ノ島祭祀遺跡出土品の関連品という位置づけで、本国宝と区別し管理している⁽⁵⁾。

令和6（2024）年3月に宗像大社が刊行、同年10月に文化庁が認定した、国宝考古部門初となる保存活用計画書『国宝 福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品 伝福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品 保存活用計画』では、本国宝に関連する流出品と返納品の取り扱いを具体的に定めている。本国宝の「保存・管理」や「調査研究」を述べた箇所では、流出品と返納品は台帳化されるべきもの、整理・調査研究の対象とすべきものとして取り上げられている。また、本国宝の「調査研究」の方法の箇所では、流出品・返納品ともに、出土（採集）状況の記録類が残されておらず、沖ノ島出土と判断できる直接的根拠を欠いているため、資料の現状を維持しつつ、個々の資料の評価、本国宝との比較等を経て沖ノ島祭祀遺跡との関係を検討するといった慎重な対応を含む学術的な裏付けのための調査研究を行うこととしている。

さて、令和7年度に国宝部会が調査し、本稿で報告する返納品は、前述の港湾工事の際に、工事に携わった作業員が島内で拾い持ち帰ったとされ、平成22（2010）年に宗像大社へ返納された資料である。これらは、昭和35（1960）年頃より以前に島外へ持ち出されたとされる。鏡、甲冑をはじめとする金属製品、滑石製品、貝製品等からなり、大変重要かつ貴重な製品、沖ノ島祭祀遺跡出土品特有の製品を含

むことから、宗像大社は、これらを沖ノ島祭祀の重要性を改めて示す新たな資料として捉え、関係部局で共有し、有意義な形で整理、調査する機会を模索してきた。本稿では、国宝部会の4名の研究者により、図面など返納品の基礎データならびに所見をまとめていただいた。

註

- (1) 灯台、砲台や漁港等の諸施設の仔細は次に詳しい（宗像神社復興期成会編 1961『宗像神社史』上巻 宗像神社復興期成会174～183頁、宗像大社復興期成会編 1976『宗像大社昭和造営誌』宗像大社復興期成会149～154頁）。
- (2) 昭和12（1937）年沖ノ島砲台設置の際、宗像神社（現宗像大社）と氏子らが灯台着工の直前まで抵抗活動を行っている（新修宗像市史編集委員会編 2022『新修宗像市史 いくさと人びと』635～639頁 宗像市）。
- (3) 沖ノ島学術調査開始の目的・理由は、由緒解明を目指す神社史編纂による動きと、沖ノ島港湾工事関係者による祭祀遺跡の散乱・遺物盗難からの保護であったことが知られている。第一次学術調査報告書『沖ノ島』の序文の記述などから、宗像大社および同社関係者が、港湾工事関係者による島外への遺物持ち出しをかなり案じていた様子がうかがえる（宗像神社復興期成会編 1958『沖ノ島』宗像神社復興期成会 1頁、宗像神社復興期成会編 1961『宗像神社史』上巻 宗像神社復興期成会 74頁、小田富士雄 1988「一 祭祀遺跡沖ノ島の歴史的位置」『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』吉川弘文館 11頁）。
- (4) 個人蔵の馬具・装飾大刀・金銅製鈴、山形県致道博物館寄託の銅矛、大英博物館蔵の画文帯同向式神獸鏡・変形獣帯画像鏡がある（重住真貴子 2005「上原孝夫氏所蔵沖ノ島出土品について」『宗像大社神宝館報』2 宗像大社神宝館、宗像大社復興期成会編 1979『宗像沖ノ島』、重住真貴子・水野敏典・森下章司 2010「沖ノ島出土鏡の再検討」『考古学資料における三次元デジタルアーカイブの活用と展開』奈良県立橿原考古学研究所）。
- (5) 「流出品」のうち、第3次沖ノ島学術調査時に所在を確認し、同調査報告書で新出資料として公表した個

人蔵品は、一部を除き、報告書刊行後、宗像大社へ返納され、沖ノ島出土と判断できる学術的裏付けがあったことから、学術調査出土品とともに国宝に指定されている。当該資料の詳細は宗像大社復興期成会編 1979『宗像沖ノ島』宗像大社復興期成会 515～524頁参照。



写真1 調査風景（河野氏）



写真2 調査風景（辻田氏）



写真3 調査風景（橋本氏・水野氏）

Ⅲ 沖ノ島 18 号遺跡出土八鳳鏡（変形夔鳳鏡）と関連資料の検討

辻田 淳一郎 九州大学

要旨：本稿では、「伝沖ノ島出土返納品」のうち鏡片 1 点について、従来知られている関連資料との関係やその意義について検討を行った。この結果、返納鏡片・18号遺跡出土鏡片・伝宮地嶽付近出土鏡片（鈴木基親氏旧蔵）は、いずれも18号遺跡出土の同一個体で本来一面分の可能性が高いこと、当該復元鏡は、広島県尾ノ上古墳出土鏡の同型技法による同一文様鏡と想定されること、またこの復元鏡は、17号遺跡出土八鳳鏡（変形夔鳳鏡）とは、ほぼ同大・同一型式ではあるものの、同範・同型関係にはないこと、復元鏡が尾ノ上古墳出土鏡と同一文様鏡であることから、17号遺跡および18号遺跡から出土した八鳳鏡は、古墳時代前期に列島に流入したものであり、近畿中枢と西晋王朝との交渉の結果もたらされた鏡である可能性が高いことなどを明らかにした。

キーワード：沖ノ島返納品、沖ノ島18号遺跡、八鳳鏡（変形夔鳳鏡）、広島県尾ノ上古墳、三国～西晋代

1. はじめに

本稿の課題は、返納品のうち鏡関連資料について報告し、従来知られている資料との関係やその意義について検討することである。具体的に該当するのは、鏡片 1 点である（図 1 下）。本資料は、沖ノ島 17号遺跡から出土している八鳳鏡（変形夔鳳鏡：図 2）と文様が共通した資料であり、従来から知られている「伝宮地嶽付近出土」とされる鈴木基親氏旧蔵の鏡片 3 点（図 1 左上）と、18号遺跡出土鏡片 5 点（図 1 右上）の関連資料であるとみられることから、破片相互の関係や17号遺跡出土鏡との同範・同型関係の有無の解明などが課題として挙げられる。あわせて、類例として存在する広島県尾ノ上古墳出土鏡がこれらの破片資料の位置づけを考えるうえで重要な資料であることを確認したことから、この点をふまえて返納品の位置づけについて検討を行う。

2. 関連資料をめぐる先行研究と問題の所在

（1）1970 年代以前の研究動向

返納品を含めた破片資料そのものの検討を行う前に、沖ノ島17号遺跡出土八鳳鏡と関連資料に関する先行研究について整理しておきたい。

17号遺跡出土八鳳鏡は、21面出土した17号遺跡出

土鏡群の中では、三角縁神獸鏡以外ではもう 1 面の魏晋鏡（変形素文方格鏡：17-20）とともに、数少ない中国鏡と考えられている資料である（図 2）。ただし本鏡は、17号遺跡の報告時点では「変形夔鳳鏡」と呼称され、文様の「平面磨り出し」を行っていないこと、縁が三角縁であること、鋸歯文が外区に存在することの 3 点から「仿製鏡」として位置づけられている（原田1961）。またこの資料に関連して、鈴木基親氏が所蔵していた「福岡県の宮地嶽の近在から見出された」とされる鈴木基親氏所蔵の八鳳鏡片 3 点について梅原末治氏が報告を行っており、この中で梅原氏は六朝代の舶載品の可能性を指摘している（梅原1966）。その後、沖ノ島の第 3 次調査に伴い新たに18号遺跡から出土した破片が上記 17号遺跡出土鏡と類似することから、岡崎敬氏はこれらの破片が17号遺跡出土鏡と「同範関係」にある可能性を想定した。あわせて、上記の伝宮地嶽付近出土鏡片についても、「所伝のように宮地嶽近在のものとするか、あるいは沖ノ島18号遺跡の夔鳳文鏡のかたわれとするか決定することはできないが、後者の場合の可能性もつよくのこされている」と指摘している。また氏は中国の西晋墓出土鏡に類例を見出しつつ、17・18号遺跡出土の当該八鳳鏡も西晋代の作と内区に踏返してつくった仿製鏡と考えることができる」とした（岡崎1979：pp.307-308）。樋口

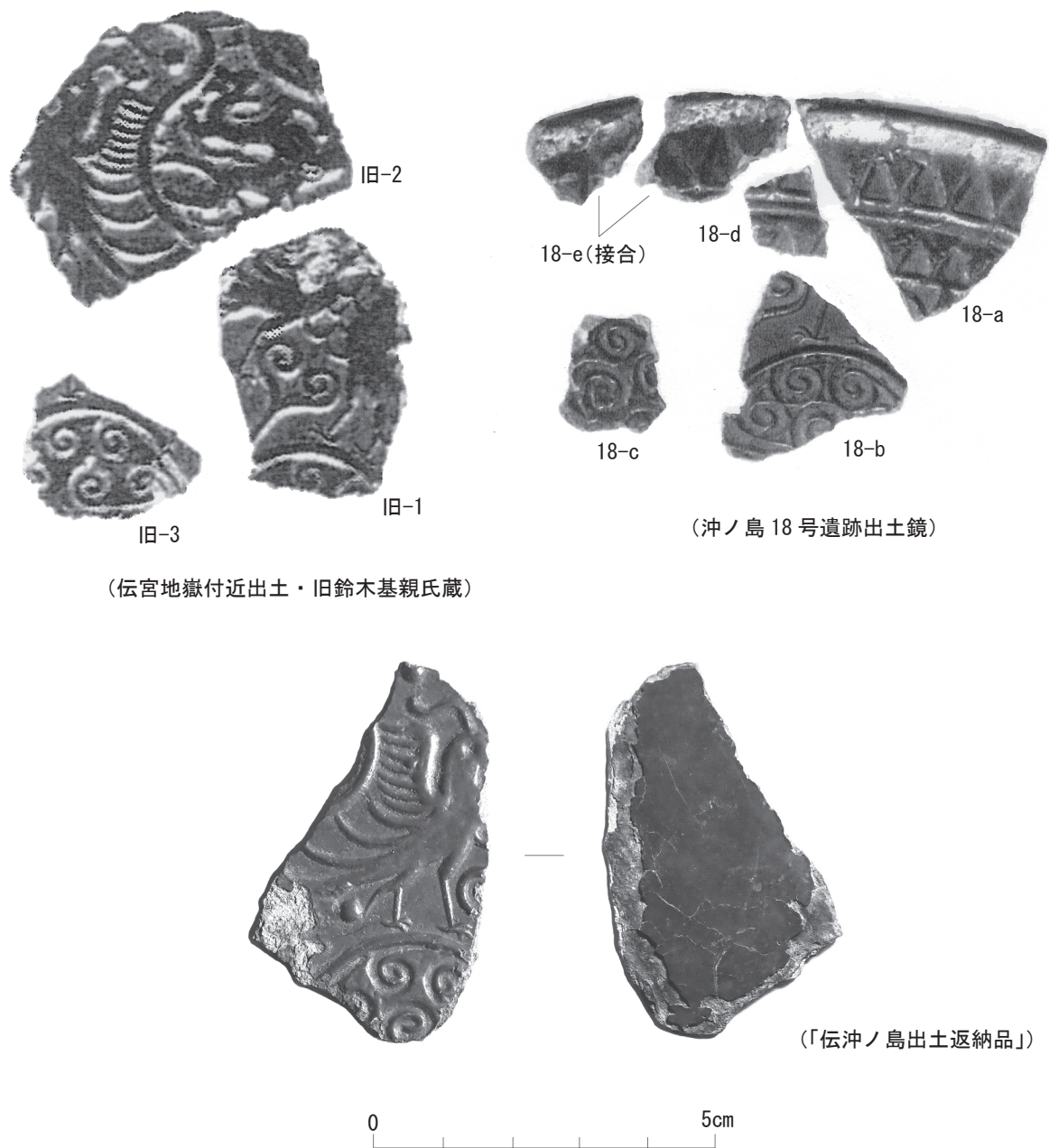


図1 返納鏡片と関連資料（ほぼ実大）

隆康氏も『古鏡』において、「沖ノ島鏡は、縁に二重の鋸歯文帯をつけ、便化が著しい。鏡体や銅質からみて、仿製鏡であろう」と想定している（樋口1979）。このように、第3次調査報告書刊行前後の時点では、これらの資料が同範関係などの近しい関係にあることが想定されていたこと、「仿製鏡」と「六朝代の舶載品」の双方の可能性が指摘されつつ、「仿製鏡」とする理解が有力視されていたことがわかる。

（2）1990年代以降の研究動向と課題

その後、当該八鳳鏡については、後述するように岡内三眞氏（1996）や岡村秀典氏（1996）が中国の出土資料を元に呉から西晋代の中国鏡と位置づけ、また秋山進午氏（1998）が沖ノ島出土鏡・伝宮地嶽付近出土鏡片の両者を西晋代よりも時期が下る東晋代の資料と位置つけたことなどを通じて、現在は中国鏡としての位置づけがほぼ定着している（例：車崎編2002；重住他2010）。製作年代については三国代・

西晋代・東晋代のいずれの時期とみるかで意見が分かれており、これについては後ほどあらためて検討したい。

前述の17号遺跡出土鏡・18号遺跡出土鏡片・伝宮地嶽付近出土鏡片の相互の関係について、その背景まで含めてまとまった形で検討したのが花田勝広氏の論考（1999）である。花田氏は、18号遺跡出土鏡片5点と伝宮地嶽付近出土鏡片3点について、復元案を提示しつつ本来同一個体であった可能性を指摘する（後述するように、氏の復元案では18号遺跡出土鏡片と伝宮地嶽付近出土鏡片の一部が接合することが示されている）。かつ、前述の岡崎氏の指摘を受けて、これらの同一個体と認定した鏡片が17号遺跡出土八鳳鏡と同範関係にあるものと推定する。また伝宮地嶽付近とされる所伝をもとに宗像地域の古墳築造動向を検討した結果、これらが出土したと想定可能な古墳が見いだせないことから、これらの破片はすべて沖ノ島から出土したものであるものと推測している（花田1999）。後述するように、花田氏の復元案にはいくつか修正すべき点が含まれているが、これらの鏡片が同一個体であり、かつすべて沖ノ島から出土した可能性を明確に指摘した点で重要である。

その後、重住真貴子・水野敏典・森下章司氏らにより沖ノ島遺跡出土鏡全資料の三次元計測とその報告が行われている（重住他2010）。この中で上記の八鳳鏡と関連資料についても検討が行われ、その結果として、上述の岡崎氏・花田氏が想定したような、17号遺跡出土鏡と18号遺跡出土鏡片との間での同範・同型関係については、その根拠が確認できなかったことが示されている。この結果、両者について同範・同型関係を前提とすることなく、相互の関係を検証することが必要となっている。

以上の先行研究をふまえた課題としては、大きく以下の4点が挙げられる：①17号遺跡出土鏡と18号遺跡出土鏡片は同範・同型か、②18号遺跡出土鏡片と伝宮地嶽出土鏡片は同一個体か、③返納品の鏡片はどのように位置づけられるか、④その上で、これらの資料は沖ノ島出土鏡群全体の中でどのように位置づけられるか。本稿で対象とする返納品の鏡片

は、上記の先行研究で扱われた鏡群の関連資料とみられることから、その相互の関係を明らかにすることが必要である。

他方で、18号遺跡出土鏡片や伝宮地嶽付近出土鏡片は破片資料であるため、本来同一個体であるかどうか、また欠損部を含めて考えたときに、17号遺跡出土八鳳鏡と同範・同型関係にあるかの検証については資料的な限界があった。この点について、類例として知られる広島県福山市尾ノ上古墳出土鏡の観察を行った結果、尾ノ上古墳出土鏡を介することにより、上記の問題の解決を図ることが可能であることが判明した。以下、この点について具体的に検討したい。なお本稿では、沖ノ島出土鏡の番号について、宗像大社の整理番号（重住他2010）にもとづいて記述する。

3. 返納鏡片・関連資料による八鳳鏡の復元

（1）沖ノ島17号遺跡出土鏡と尾ノ上古墳出土鏡の文様構成

ここでまず、沖ノ島17号遺跡出土鏡（以下「17-1鏡」）の文様構成について、前述の重住氏らの報告を引用する：「17-1 変形夔鳳鏡 22.1cm 785g 外区は縁が小さな斜縁状で、二帯の内向鋸歯文。続けて雲文と鳥文を2体ずつ交互に配した連弧文がめぐる。内区は宝珠形の四葉によって4つに区画され、四葉の中に横向きと振り返りの龍を置き、四葉の間には相向う夔鳳を置く。それぞれの夔鳳の頭上には「富」「冝」「子」「孫」の吉祥銘を入れる。鈕は円形鈕孔で平たい。鏡背面は全体的に模糊としていて、内区の一部はうまく文様表出されず「孫」の字が消えている。縁の2箇所が凹み、縁から鈕への長い亀裂がある。なお、18号遺跡に文様や特徴が酷似する鏡片5点がある」（重住他2010：p.22）。

あわせて、18号遺跡出土鏡片5点の記述も同様に引用する：「18-5-3 変形夔鳳鏡片 5点 22cm（推定復元径）17号遺跡の変形夔鳳鏡（17-1）と酷似する夔鳳鏡の破片。同範・同型の根拠は得られず。半円文の表出が2片間で異なる。伝宮地嶽付近の古墳出土の破片（鈴木基親氏旧蔵、鈴木氏売却にて現在

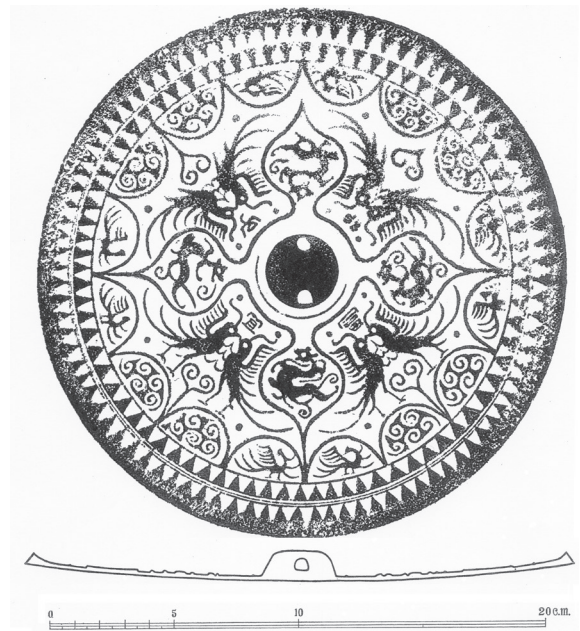
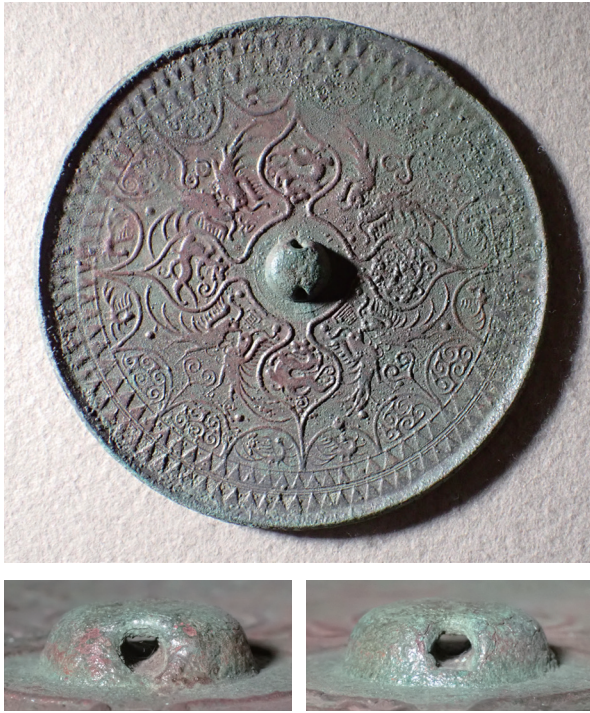


図2 沖ノ島17号遺跡出土八鳳鏡（17-1鏡：面径22.1cm，縮尺任意）

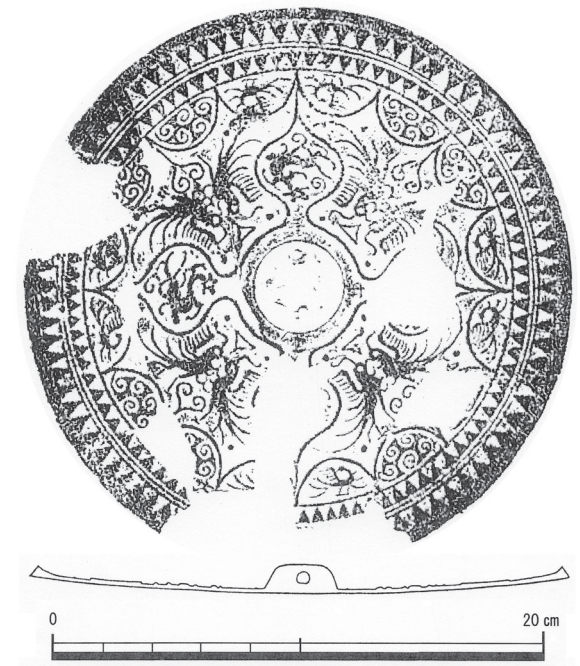


図3 広島県尾ノ上古墳出土鏡（面径22.0cm，縮尺任意）

所在不明 梅原1966)と同一個体とみる考えもある」(重住他2010 : p.26)。最後の部分では、前掲の岡崎敬氏(1979)および花田勝広氏(1999)らの論考の該当箇所が参照されている。

最初に問題となるのは、上記の重住氏らも取り上げているように、17-1鏡と18号遺跡出土鏡片5点および伝宮地嶽付近出土鏡片3点が同範・同型技法などによる同一文様鏡と認定できるかどうかである。本稿では、図1に示すように、18号遺跡出土鏡片5点は、「18-a」～「18-e」、伝宮地嶽付近出土鏡片3点(鈴木基親氏旧蔵鏡)は、「旧-1」～「旧-3」と呼称する。以下では、冒頭に掲げた返納品の鏡片1点(以下、「返納鏡片」と呼称)も含めた、計9点の破片の相互の関係について検討したい。

返納鏡片は、残存長約5cm×最大幅約4.3cmの内区片である。向かい合う鳳文のうちの左側の破片であることがわかる(図1下)。

花田氏(1999)の復元案では、1979年の報告書の復元をふまえつつ、①個人蔵の鈕、②鈴木氏旧蔵品、③沖ノ島3次調査(18号遺跡出土鏡)をあわせて検討が行われている。その結果、いくつかの破片が接合する可能性が示されており、後述するように、このうち旧-2と18-bの接合箇所については、筆者もその可能性が高いものと追認している。それ以外については、例えば氏が図示する旧-1は、写真と左右逆の形で復元・配置されているなど、いくつか修正を要する点がある。また上記①の個人蔵の鈕は、後に神宝館に寄贈された「伝7-2」に該当するが、これについては「仿製盤龍鏡」の可能性などが想定されており(重住他2010)、鈕の周囲の突線などがみられず鈕の形態自体も17-1鏡と異なることから、ここでも当該の八鳳鏡とは別個体として扱っておきたい。

返納鏡片は、これらのいずれとも接合する関係にはないことから、鏡片のみからではこれ以上の検討は難しい。そこで重要となるのが、今回検討する広島県福山市尾ノ上古墳出土鏡である(図3、以下「尾ノ上鏡」)。本鏡は、1999年に真砂土の採取に伴い緊急調査された全長約60mの前方後円墳から出土した鏡で、すでに盗掘を受けていたこともあり、一部欠

損しているが、面径22.0cmで17-1鏡とほぼ同じ大きさである(福山市教育委員会・福山市埋蔵文化財発掘調査団2000)。本鏡は、車崎正彦氏が『考古資料大観』において17-1鏡の関連資料として例示している(車崎編2002 : 102-1)。

文様構成について観察すると、17-1鏡と尾ノ上鏡は、共通性が高い一方で、異なる点がいくつか見受けられる。具体的には、①宝珠形の四葉座の中の龍像の向き、②鳳文の間の銘／文様の両者である。①については、17-1鏡では胴体がいずれも「左向き」で、左向き頭部の龍像と、右に振り返って口から渦文を出す龍像が交互に配されている。逆に尾ノ上鏡では、胴体がいずれも「右向き」で、胴体と同じ向きの頭部と振り返る頭部(＋渦文)の龍像の配置が交互である点は共通する。②の鳳文の間の銘／文様については、前述のように17-1鏡では一対の鳳文の頭上に「富」「亘」「子」「孫」の吉祥銘が配されるのに対し、尾ノ上鏡では逆三角形文とその下端から下方に延びた線が向き合った鳳文の頭部の間に続く形で描かれている。逆にそれ以外の特徴については細部に至るまで共通性が高い点が注目される。以上の①②の特徴から、17-1鏡と尾ノ上鏡は、ほぼ同大・同一型式でありながら、同範・同型技法などによる同一文様鏡ではなく、「別の文様の鏡」であるということがわかる。あわせてこの両者は、同一工房なり極めて近い関係の中で製作された連作鏡群などの可能性も想定される資料と考えることができる。

その上で問題となるのは、今回対象としている返納鏡片や18号遺跡出土鏡片5点・伝宮地嶽付近出土鏡片3点などが、17-1鏡と尾ノ上鏡のどちらとより関連がつよいかという点である。結論からいえば、これらの鏡片はいずれも尾ノ上鏡との共通性が高く、かつ同型技法による同一文様鏡の可能性が高いと考えられる。次項にてその論拠を述べる。

(2) 破片資料の復元と関連資料相互の関係

返納鏡片・18号遺跡出土鏡片・伝宮地嶽付近出土鏡片3点について、文様の細部を尾ノ上鏡と比較したところ、一部の破片を除くと、大半の破片が尾ノ上鏡の特定位置と微細な特徴まで含めて共通する

ことが判明した。各破片の想定位置を尾ノ上鏡の拓本上に配置したものが図5である。

文様の位置については、17-1鏡の文様構成（図2）をもとに、宝珠形の四葉座を基準として、上から時計回りに宝珠形1～4とする。内区の周囲に配された16個の連弧文（半円形）についても、上から時計回りに1～16とする。向き合う一対の鳳文については、右上・右下・左下・左上の区画ごとに、それぞれの左右の鳳文について検討した。

このうち、まず返納鏡片について観察すると、一対の鳳文の左側であることがわかるが、この背中に伸びた羽の中に、文様とは無関係な「点」が観察できる（図4左）。尾ノ上鏡を観察すると、左上区画の一対の鳳文のうち、左側の鳳文の同じ位置に「点」が確認できる（図4右）。この「点」は、古墳時代中・後期の同型鏡群などで広く観察される、いわゆる「共有傷」とみられ、両者が同型技法による同一文様鏡である可能性を示唆するものである。あわせて、尾ノ上鏡では、鳳文の左側の足付近から後方に伸びる尾の付近に珠文があり、その左側から半円形にかけての部分が崩れているが、返納鏡片にも同様の傷が認められる。また鳳文の下に位置する半円形内の渦文の細部も、尾ノ上鏡の半円形15と一致する。以上から、返納鏡片と尾ノ上鏡の両者は、同型技法による同一文様鏡である可能性が高いことが判明した。この認識を定点として、他の破片についても検討したところ、以下の観察結果が得られた。

・「左上」区画と宝珠形4：〔返納鏡片・18-b・旧-2〕。18-bは、半円形内の渦文が突線状に表現されている点の特徴である。この破片は、重住氏らの報告の中で、「半円文の表出が2片間で異なる」と注目された資料であるが（重住他2010：p.26）、尾ノ上鏡を観察すると、16ある半円形の中で、半円形14のみ渦文が突線状に表現されており、18-bと細部まで一致する。また旧-2は、右側の鳳文と宝珠形が描かれており、鳳文の頭部上に逆三角形文の左上角の一部が僅かに残存している（写真による復元ではやや小さくなっており、拓本とは若干ずれている）。また宝珠形内の龍像の胴体が右向きで、頭部も振り返らない右向きで表現されており、かつ鳳文

の両足が18-bの半円形上にある足先表現と接合する位置で確認できる。以上から、返納品・18-b・旧-2の3点は、尾ノ上鏡でいえば左上の鳳文から宝珠形4にかけての位置にあたる、尾ノ上鏡と同一文様鏡の一部と考えることができる。このうち、18-bと旧-2の接合関係については花田氏が先の復元案で示しており、本稿では尾ノ上鏡をもとにその点を追認したものといえる。

・「左下」区画：旧-1・旧-3の2点が該当する。花田氏による図上の復元では、前述のように旧-1を図示する際に左右が逆転しているが、写真をもとに検討したところ、旧-1と旧-3はほぼ接合する位置関係にあり、かつ半円形内の渦文や向かい合う鳳文の足先などの細部の特徴が一致したことから、尾ノ上鏡の同一文様鏡の左下の区画・半円形11に相当する位置の破片である可能性が高い。

・「右下」区画・半円形6付近：厳密には位置を確定できないが、18-aと18-cの2点が該当するものと推定した。18-aは外区の二条の内向鋸歯文と隣り合う連弧文（半円形）が接続する下端の部分が残存している。二条の内向鋸歯文のそれぞれの位置関係について、尾ノ上鏡の残存箇所すべてを確認したところ、鋸歯文の大きさおよび内側と外側の鋸歯文が相互に対応する位置関係にあることなどから、現在残存している範囲の中では、半円形6の外側の位置の可能性が高いと判断される。18-cについては、半円形内の渦文の位置・向き・大きさなどの細部で、現在尾ノ上鏡で残存している半円形で一致する箇所が見出されず、かつ文様構成からは18-aに隣接する位置に復元できることから、尾ノ上鏡では欠損している半円形6の一部であるものと想定した。なお今回の報告に際し、18-aと18-cの両者が接合するかどうかの検証を試みたが、18-cの破断面が欠けていることから直接の接合関係は確認できなかった。このため、18-cについては厳密には位置を特定できず、半円形6以外の欠損箇所に該当する可能性も想定しておく必要がある。

この他、18号遺跡出土鏡片5点のうち、18-d・eについては鋸歯文の特徴のみでは位置を限定できなかったため、ここでの図示は割愛したが、銅質・鋳

上がり・鋸歯文の大きさなどからみて、上記の鏡と同一個体である可能性が高い。

以上の検討により、18号遺跡出土鏡片3点と鈴木基親氏旧蔵鏡片3点は尾ノ上古墳出土鏡の同一文様鏡の同一個体の一部で、〔旧-2・18-b〕・〔旧-1・旧-2〕で接合関係が確認できた（18-a・18-cについては未確定）。また返納鏡片についても、尾ノ上鏡との共有傷の存在から、上記の同一文様鏡の一部であることが判明した。この結果、これらの破片はすべて同一個体で、かつ本来は18号遺跡から出土したものであることが確定でき、かつ本鏡は17-1鏡とは同範・同型の関係にはない（文様が異なる別個体）ことが明らかとなった。18号遺跡出土鏡片と伝宮地嶽付近出土鏡片の間での接合関係（旧-2・18-b）はすでに花田氏によって指摘されていたものであり、この点で両者がすべて18号遺跡から出土した可能性が高いとする花田氏の理解を追認した。その上で、花田氏の復元案を一部修正しつつ、本鏡が17-1鏡と同範・同型の鏡ではなく、別に尾ノ上鏡の同一文様鏡が存在しており、返納鏡片も含めてその一部であることを新たな復元案とともに示した、というのが上記の観察の成果である。

一点付言するならば、この復元は、これら9(7)点の破片が同一個体である可能性と、尾ノ上鏡の同型技法による同一文様鏡が現状で「1面」と想定した場合のものである。同一文様鏡が本来複数面存在した場合はこのかぎりではないが、銅質や鋳上がりなどでみるかぎり、これらの破片は同一個体の可能性が高いと判断されることから、1面分の同一文様鏡として復元した。現状で破片の推定位置が重複していないことも消極的ながら判断材料となろう。

4. 18号遺跡出土八鳳鏡（変形夔鳳鏡）の年代的位置づけ

最後に、上記の復元案をもとに、尾ノ上鏡の同一文様鏡1面が沖ノ島18号遺跡から出土した、と考えた場合の、本鏡の沖ノ島遺跡出土鏡群全体における位置づけについて検討しておきたい。以下では、上記の破片資料を18号遺跡出土八鳳鏡〔18-5-3鏡〕と

して記述する。

上述のように、17-1鏡と18-5-3鏡については、現在は三国代以降の中国鏡とする見解が有力である。1990年代以降の主な見解として、以下のような諸研究が挙げられる。岡内三眞氏は、鈕座と文様の組み合わせにもとづき、宝珠形の鈕座をもつものをⅣ式と分類する。Ⅳ式鏡は「三国時代初めに生産が始まり、西晋の半ば・4世紀を待たずに生産が衰えてしまい、およそ60-70年の生産期間であったと想定される」とした上で、沖ノ島鏡を含む「Ⅳ B2b ロ式」鏡は西晋代の作と位置づけている（岡内1996：p. 307）。岡村秀典氏は、後述する関連資料の西晋墓出土事例から、いずれも西晋代の作と想定している（岡村1996）。他方、秋山進午氏は、後漢代以降の八鳳鏡を検討する中で、宝珠形の鈕座を持つ一群を岡内氏と同様に4式とし、外区平素縁のものを4A式、外区有文縁のものを4B式、全体的に線・立体表現図形の文様のものを4C式と分類する。沖ノ島の資料は氏の4C式に該当する。氏は、4A式を呉中期から西晋にかけて、4B式を呉代後半から西晋およびそれ以降、4C式は「線表現の表出や内行花文が規格をはずれ、周縁に鋸歯文帯が入るなど、夔鳳鏡の範疇からかなり外れる。その年代は南朝にまで引き下げる必要がある」とした（秋山1998：p. 14）。

それ以降では、車崎正彦氏が呉以降の「三国鏡」として17-1鏡・尾ノ上鏡や仏像夔鳳鏡の事例を挙げている（車崎編2002）。車崎氏は、三国時代の呉鏡・魏鏡・西晋鏡をまとめて「三国鏡」と総称している。これらの宝珠形の四葉座を持つ一群は、仏像夔鳳鏡も含めて呉の鏡と捉えられている（王1998）。また17-1鏡や18-5-3鏡について、重住真貴子氏・水野敏典氏・森下章司氏らは「三国鏡」と位置づける（重住他2010）。下垣仁志氏は「三国～」（三国代以降）、岩本崇氏は「西晋鏡（280～300年ごろ）」として位置づけている（下垣2018；岩本2023）。筆者も上記の先行研究などをもとに、呉系の三国代以降の鏡として位置づけている（辻田2007・2025）。

17-1鏡や18-5-3鏡は、中国に直接の類例がないため、実年代についても上記のように意見が分かれて



図4 返納鏡片と尾ノ上鏡の「左上」区画付近（縮尺任意）

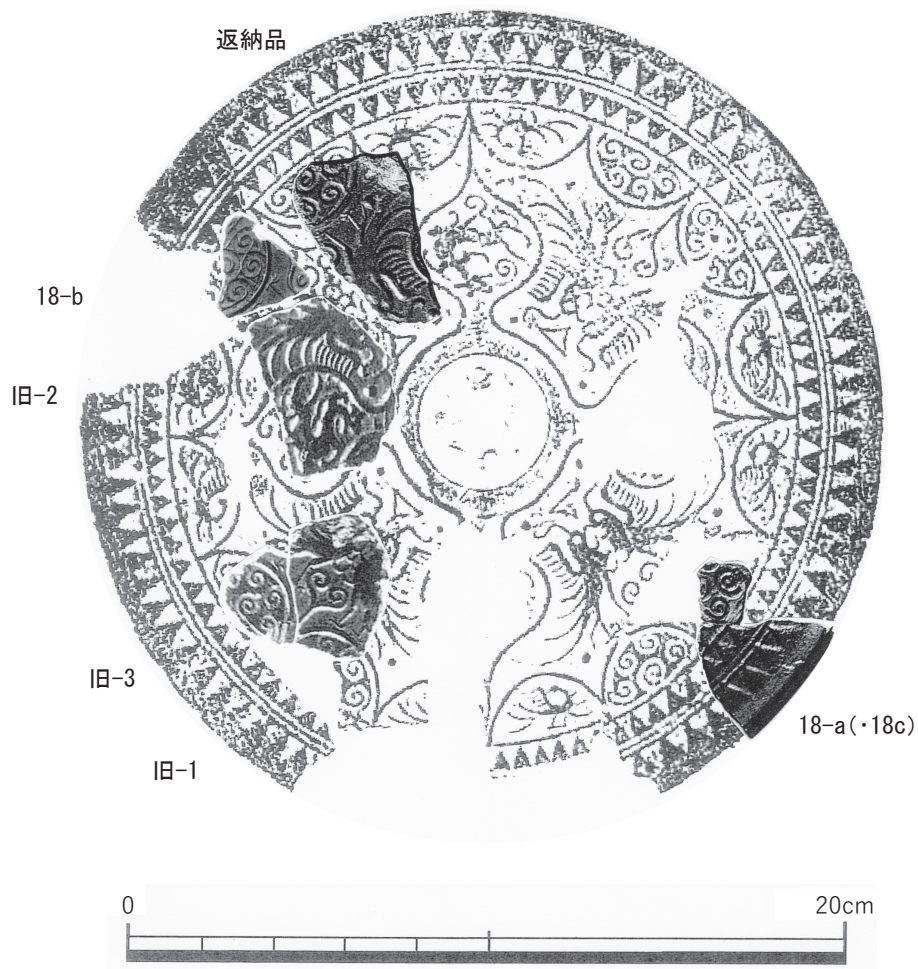


図5 関連資料の復元案（縮尺任意）
背景は尾ノ上古墳出土鏡



図6 中国出土の関連資料（縮尺任意）
 1：浙江省金華古方25号墓出土鏡（復元径15.2cm）
 2：江西省東湖区永外正街1号墓出土鏡（面径12.0cm）

いるが、多くの先行研究の中で類似した資料として挙げられている2面についてあらためて確認しておきたい。浙江省・金華古方25号墓出土鏡は、秋山氏分類の4C式に該当し、復元径15.2cmで外区に鋸歯文を有する（図6-1:金華地区文管会1984）。江西省・東湖区永外正街1号墓出土鏡は復元径12cmで（図6-2:江西省博物館1974）、秋山氏は単鳳鏡として分類するが、宝珠系の中に龍文などを描く点などが沖ノ島鏡群と共通する。これらはいずれも西晋墓から出土したものとされることから、17-1鏡・18-5-3鏡や尾ノ上鏡についても、上述の岡内氏や岡村氏が指摘するように、三国代以降の西晋代に定点を置くことができるものとする。

その上で、今回尾ノ上鏡と沖ノ島18-5-3鏡が同型技法による同一文様鏡と想定されたことの意義について考えておきたい。尾ノ上古墳は、円筒・壺形・朝顔形埴輪を伴っており、後世の攪乱により堅穴式石槨が大きく破壊されていたが、鏡以外に石製・ガラス製の玉類が出土している。玉類の組成からは前期後半の可能性が指摘されている（谷澤2020）。上記のような三国鏡においては、同型技法による同一文様鏡の存在は一般的であるが、今回18-5-3鏡と尾ノ上鏡が同一文様鏡であることが判明したことにより、これらの鏡が古墳時代前期に列島に流入したも

のであること、17-1鏡もその一部である可能性が高いことが確認された。18-5-3鏡と尾ノ上鏡は、同一文様鏡ではあるものの、古墳時代中・後期の同型鏡群の一部などではなく、西晋鏡として4世紀代以前に列島に流入したものであることが確定した点は大きい。古墳時代前期に近畿地域に流入した少なくとも3面の八鳳鏡のうち、2面は沖ノ島に、1面は尾ノ上古墳を築造した地域集団のもとにもたらされたと考えることができる。

また本鏡群（17-1鏡・18-5-3鏡・尾ノ上鏡）が江南地域に類例がみられる西晋鏡であると考えた場合、これらは3世紀後葉～末前後において行われた、近畿中枢による西晋王朝への遣使の結果として列島にもたらされた鏡であると理解することができる。列島の古墳時代遺跡出土鏡の中に、三国西晋鏡の存在はこれまでも多く知られているが（車崎編2002）、本鏡群は、三角縁神獣鏡とは別の形で3世紀後半代における西晋王朝とのつながりを想定することが可能な資料としても重要である。他の列島出土西晋鏡についても、同様の観点での検討が必要であろう。

5. 結語

以上、返納品の鏡と関連資料について検討を行った。結果は以下のようにまとめることができる。

- ・返納鏡片・18号遺跡出土鏡片・伝宮地嶽付近出土鏡片（鈴木基親氏旧蔵）は、いずれも18号遺跡出土の同一個体で本来一面分の可能性が高い
- ・上記復元鏡は、広島県尾ノ上古墳出土鏡の同型技法による同一文様鏡と想定される
- ・上記復元鏡は、沖ノ島17号遺跡出土八鳳鏡（変形雙鳳鏡）とは、ほぼ同大・同一型式ではあるものの、同範・同型関係にはない
- ・上記復元鏡が尾ノ上古墳出土鏡と同一文様鏡であることから、沖ノ島17号遺跡および18号遺跡から出土した八鳳鏡は、古墳時代前期に列島に流入したものである可能性が高い

尾ノ上古墳出土鏡の調査および写真の掲載に際しては、福山市文化観光振興部文化振興課の関係各位に大変お世話になりました。記して厚く御礼申し上げます。

参考文献

- 秋山進午 1998 「雙鳳鏡について」『考古学雑誌』84-1
- 岩本崇 2023 「鏡からみた沖ノ島祭祀の展開」『沖ノ島研究』9
- 梅原末治 1966 「福岡県下出土の雙鳳鏡片」『九州考古学』28
- 王仲殊（西嶋定生監修・尾形勇・杉本憲司編訳）1998 『三角縁神獣鏡』学生社
- 岡内三眞 1996 「双鳳八爵文鏡」『東北アジアの考古学第二 [権域]』キブセンム
- 岡崎敬 1979 「鏡」宗像大社復興期成会『宗像沖ノ島』
- 岡村秀典 1996 「中国鏡からみた弥生・古墳時代の年代」『考古学と実年代』第1分冊、埋蔵文化財研究会
- 金華地区文管会 1984 「浙江金華古方六朝墓」『考古』1984-9
- 車崎正彦編 2002 『考古資料大観 5 弥生・古墳時代 鏡』小学館
- 江西省博物館 1974 「江西南昌晋墓」『考古』1974-6

- 重住真貴子・水野敏典・森下章司 2010 「沖ノ島出土鏡の再検討」水野敏典編『考古資料における三次元デジタルアーカイブの活用と展開』奈良県立橿原考古学研究所
- 下垣仁志 2018 「沖ノ島の鏡」『季刊考古学別冊27 世界のなかの沖ノ島』雄山閣
- 谷澤亜里 2020 『玉からみた古墳時代の開始と社会変革』同成社
- 辻田淳一郎 2007 『鏡と初期ヤマト政権』すいれん舎
- 辻田淳一郎 2025 「九州の古墳時代遺跡出土鏡をめぐる諸問題」『九州島の古墳時代における銅鏡の様相』九州前方後円墳研究会
- 花田勝広 1999 「沖ノ島祭祀と在地首長の動向」『古代学研究』148
- 原田大六 1961 「17号遺跡の遺物」宗像大社復興期成会『続沖ノ島』
- 樋口隆康 1979 『古鏡』新潮社
- 福山市教育委員会・福山市埋蔵文化財発掘調査団 2000 『尾ノ上古墳』福山市埋蔵文化財発掘調査団調査報告書第13集
- 宗像大社復興期成会 1979 『宗像沖ノ島』

挿図出典

図1：梅原（1966）・宗像大社復興期成会（1979）の写真を改変、返納鏡片は筆者撮影。図2：写真は筆者撮影、拓本・実測図は原田（1961）を改変。図3：写真は筆者撮影、拓本・実測図は福山市教育委員会・福山市埋蔵文化財発掘調査団（2000）を改変。図4：筆者撮影。図5：福山市教育委員会・福山市埋蔵文化財発掘調査団（2000）の拓本と図1の写真をもとに筆者作成。図6-1：金華地区文管会（1984）、図6-2：江西省博物館（1974）を改変。

Ⅳ 沖ノ島遺跡の金銅装甲冑—伝沖ノ島出土返納品と 21 号遺跡出土品—

橋本 達也 鹿児島大学総合研究博物館

要旨：伝沖ノ島出土返納品という一群の資料の中には金銅装甲冑の破片が含まれている。また沖ノ島ではかつて21号遺跡で金銅装衝角付冑が報告されている。今回、この返納品と21号遺跡出土の甲冑片の検討を行った。その結果、甲冑には、鉄地金銅製の鉾留板甲と鉾留衝角付冑、鉄製の頸甲が確認でき、鉄製肩甲も想定できる4点セットの存在することを指摘した。これらは、古墳時代中期中葉のものであり、当時のヤマト政権中枢、倭の五王の最上位層の祭祀にかかわるものであると推定できる。沖ノ島での祭祀が、古市・百舌鳥古墳群の造営者たちが中心となったヤマト政権の中枢と古墳時代中期にも深く関わっていたことを表すものといえよう。

キーワード：金銅装甲冑、鉄地金銅製、沖ノ島21号遺跡、古墳時代中期、倭の五王

1. はじめに—資料の概要と今回の調査—

返納品の甲冑資料について 沖ノ島遺跡での発掘調査による出土品とは別に、「伝沖ノ島出土返納品（以下、「返納品」とする）」という一群の資料が宗像大社神宝館に所蔵されている。

このなかには金銅装の帯金式甲冑の破片を含んでおり、沖ノ島遺跡の歴史的評価においてもきわめて重要な資料群であることは一目瞭然である。本稿は、この返納品の甲冑片の資料検討に端を発し、とくに古墳時代中期の沖ノ島遺跡の重要性をあらためて評価しようとするものである。

21号遺跡出土品について 沖ノ島では岩上祭祀の21号遺跡で金銅製品の「衝角付冑」が図・写真とともに報告されており（松本1979）、また文中で「頸甲」の存在も記載されている。

筆者はかつて『古墳時代甲冑集成』を作成した際（橋本・鈴木2014）、この掲載情報をもとに検討したところ鉾留のある金銅装の帯状金具は甲冑ではなく胡籐金具などが候補になるものと推定し、鉄地金銅製の衝角付冑の存在には確証がないと判断して集成に加えなかったということがある⁽¹⁾。同様の検討は齊藤大輔も行っており、『沖ノ島研究』第10号で帯金は胡籐金具である可能性に言及している（齊藤2024, p. 11）。

今回、あらためて返納品の調査の機会が得られた

ことにより、この21号遺跡の資料とあわせて比較する必要が生じた。そこで21号遺跡出土「衝角付冑」と報告された資料についてもあわせて検討した結果を報告する。

資料の現況と今回の調査方法 返納品は現在未指定であるので保存処理は行われていない。一方、21号遺跡出土品は国宝に指定されており、保存処理済みである。そのため返納品は表裏の観察が行えたが、21号遺跡出土品は基本的に保存台に固定されて管理されているので片面しか観察できていない。また、保存台に固定されたものの多くは外面を上面にして固定されているが、なかには内面を上面にして固定しているものもある。

このような状況のもと、本稿で使用する図は、返納品については通常の実測手法に拠ったものであるが（図2・3）、一方の、21号遺跡出土品は通常の実測が行えないため、保存台ごと三次元計測を行い、個別資料のデータを切り出して、オルソ画像と断面図を作成し、それに描き込む形で作図を行ったものである（図4・5）。そのため21号遺跡出土品は現状の設置状況の投影図となっており、甲冑本来の正位置の形状を投影したものとなっていないものを含むことは断っておく。なお、返納品および21号遺跡出土品はX線画像が取得されており、表面観察にあわせて、その情報を踏まえて図化をしている。

三次元計測は SfM/MVS 法による。データの作

成には Agisoft 社 Metashape を使用した。三次元データは解析ソフト CloudCompare で加工し、オルソ画像と断面図を作成している。

なお、21号遺跡出土品のうち、5点は保存台から外されているため通常の実測を行っている（表1・図4・図5-23・24・30・52・62）。

2. 返納品と21号遺跡出土甲冑の同一性の認定

返納品が沖ノ島由来のものであれば、そこに含まれている金銅装甲冑は21号遺跡の「鉄地金銅張」の「衝角付冑」として報告されたものとの関係を検討しなければならない。

そこで今回の検討について結論から述べると、両者間に接合するものまでは確認できなかったが、両者は同一の甲冑の一部であると考えるのが妥当である。すなわち、返納品の甲冑は21号遺跡出土甲冑と同じ甲冑の一部であると考えられる。以下に、その根拠を示しておきたい。

鉄地金銅製板甲 まず金銅装甲冑とは、金銅板で飾り、金色に輝くことを特徴とする甲冑であるが、それには甲冑本体を金銅板のみでつくった金銅製甲冑と鉄板に金銅板を被せて装飾した鉄地金銅製甲冑の2種の存在がこれまで知られている（橋本2013, pp. 59-60）。

返納品・21号遺跡で確認できる金銅装の帯金は、

鉄地金銅製の帯金式甲冑の帯金で、地板を鋲留しており、まずは有機質を本体とする胡籐金具などではないことが確認できる。

帯金幅、鋲径、金銅技法などの共通性は高く、保存処理の前後での違いはみられるが、サビ等の遺存状態は似ており同一個体とみることに問題はない。

また、返納品のなかには帯金以外に押付板・裾板などがあるので、なかには板甲⁽²⁾の破片を含むことが確認できる。これまでに鉄製板甲は約540例以上の存在が知られるなかで、鉄地金銅製の板甲は2例のみしか知られていないきわめて稀少なものであるため、沖ノ島遺跡内で2点以上の複数例の存在する可能性は限りなく低い。

特徴的な波状列点文 返納品と21号遺跡出土甲冑で共通するもっとも重要な属性として、帯金に施された波状列点文がある。通常、古墳時代中期に一般的波状列点文は図1-4のように、楔形の連続切削による蹴り彫りで施文する。一方、ここでみられる波状文は、連続する細かな二本の平行線からなっている。また、波状文の両外側の区画線が蹴り彫り線ではなく、浅い点打ちによる列点文とすることもきわめて特徴的である（図1-1・2・3）。この返納品と21号遺跡甲冑にみられる波状列点文は他に類例のない特徴的な技法によって施文されており、両者を別個体の製品とみるのは困難である。両者は同一個体の製品とみなして問題ない。

すなわち、沖ノ島では21号遺跡において衝角付冑

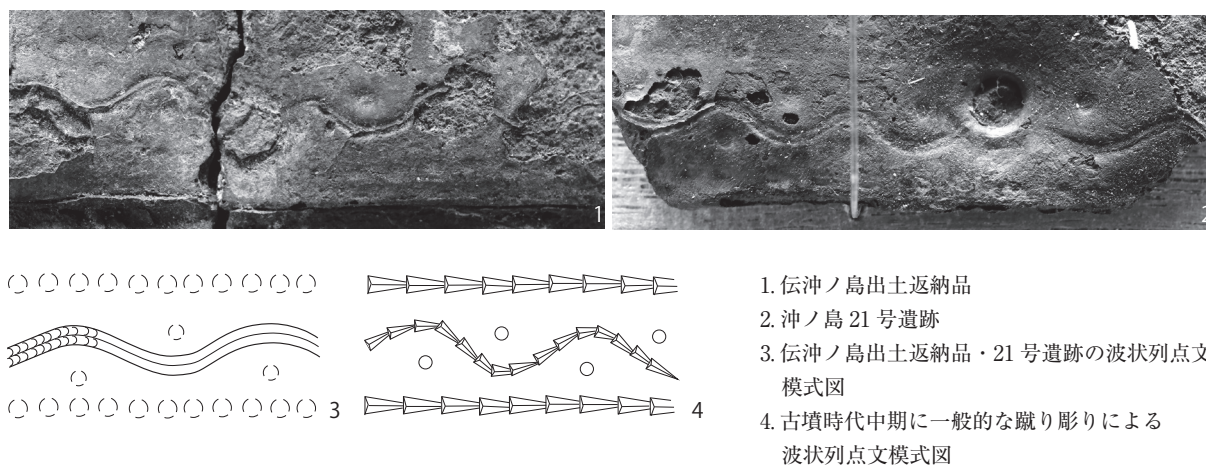


図1 伝沖ノ島出土返納品・21号遺跡の甲冑にみられる波状列点文

表 1 伝沖ノ島出土返納品・21 号遺跡甲冑一覧

来歴遺跡 返納品	図番号	資料番号	甲冑形式	部位	金銅板	文様	鋌頭径	板幅	備考
	1	-	板甲	押付板	○		7.0		
	2	-		押付板・堅上板か	○		5.6		内外面全体有機質付着
	3	-		押付板・堅上板か	○				
	4	-		蝶番金具	○				裏面に有機質
	5	-		帯金・地板	○	○	7.0	2.9	
	6	-		帯金	○	○	4.9	2.9	有機質付着
	7	-		帯金	○	○			
	8	-		帯金	○		5.1,5.7	2.7	有機質付着
	9	-		帯金	○	○		2.9	幅 2.85cm
	10	-		帯金	○				
	11	-		帯金	○	○	4.8		
	12	-		帯金	○			3.0	覆輪なし
	13	-		裾板	○		5.6		覆輪なし
	14	-		裾板			7.3- 7.7		外面、土・サビ・有機質に覆われる。内面有機質付着。
	15	-		裾板(左脇)か	○	○	5.2		外反
	16	-	頸甲						襟高 0.8cm、低く緩い。肩幅3.8cm
	17	-	不明(冑か)		○		5.0		
	18	-	冑	鋳	○	○		3.2	下端外反
	19	-		鋳	○			3.1	内面全体有機質付着
	20	-		鋳か	○				前端斜め、折返
	21	-	不明鉄板						
21号遺跡	22	21-11	板甲	蝶番金具			6.3,5.7	1.5	
	23	21-10-26		帯金	○	○	4.5	2.9	
	24	21-10-22		帯金	○	○	4.8- 5.2	3.4	
	25	21-10-20		帯金	○	○		3.2	
	26	21-10-25		帯金	○	○		3.4	
	27	21-10-9		帯金	○	○			
	28	21-10-10		帯金	○	○			
	29	21-10-6		帯金か	○				孔は鋌抜けか
	30	21-10-5		裾板か	○	○	5.8- 6.2		上下やや外反
	31	21-10-14		裾板か			6.2		上下ソリ少ないので裾板か。表面サビ、金銅板あるか不明瞭。
	32	21-10-13		裾板上部か	○				上下外反
	33	21-9-2		裾板					上下外反
	34	21-9-5		帯金・地板			5.6- 6.3		
	35	21-9-7		帯金か					鋌かサビに覆われる。
	36	21-10-15		帯金	○				金銅板上繊維塊
	37	21-10-19	甲か	部位不明					
	38	21-10-12		部位不明					
	39	21-10-3		部位不明					
	40	21-10-4		部位不明					
	41	21-10-8		部位不明					
	42	21-10-11		部位不明					
	43	21-10-17		部位不明					
	44	21-10-44		部位不明					サビ大きい
	45	21-9-11	頸甲	襟部					
	46	21-10-1		襟部					
	47	21-26-20		襟部					襟高 1.0cm
	48	21-9-6		襟部					襟緩い
	49	21-26-22		後本体・蝶番金具			6.4,5.9	1.2	長さ1.95cm、本体板上下内湾
	50	21-9-12		本体板部か					
	51	21-9-3	衝角付冑	伏板・地板	(○)	(○)	7.0		伏板金銅板不明瞭ながらありか。上段地板金銅板ありとみられる。
	52	21-10-18		伏板か	○	○	5.7- 5.9		内湾、押付板・堅上板の可能性もあり。
	53	21-9-8		伏板か					

	54	21-9-9		伏板か					
	55	21-9-4		伏板か					
	56	21-9-13		衝角部					外接式か
	57	21-9-1	冑か	部位不明			5.2-5.6		横方向内湾
	58	21-10-16	鋳か	先端部	○	○		2.6	文様は下側のみ
	59	21-10-2		先端部	○			2.5	
	60	21-10-7		最下端					下端折返。金銅板か不明瞭
	61	21-10-23	袖鋳		○	○		3.2	覆輪孔か
	62	21-10-24	鋳か		○	○		3.5	下辺に威孔、上辺にも孔列あり
	63	21-9-10	不明小片	部位不明					

資料番号は宗像大社の整理番号を指す。

帯金には押付板・堅上板・裾板の小片を含む。板甲帯金には衝角付冑帯金を含む可能性もあり。

鋳径の単位は mm、板幅単位は cm。

と頸甲は報告されていたが、さらにそれに板甲を含むもので、また頸甲には肩甲も伴うであろうから、4 点の帯金式冑のセットが存在していたとみなされる。

3. 資料各説

資料を確認しよう。表 1 と図 2～5 の図番号は対応しているので、以下、資料の説明にはこの番号を用いる。

(1) 板甲

押付板 確実な押付板は 1 のみであるが、2 もその可能性が高い。鉄地金銅製であるが、表面の遺存状態は不良なので文様は不明である。

3 は角部に向かって幅を狭める最小幅 3.0 cm のもので、カーブはなく平坦である。覆輪がなく平坦であるなど、やや決め手を欠くが堅上板右脇ないし押付板左脇部が候補となろうか。覆輪がないことは後述の裾板の項で触れる。

蝶番金具 4・22 は折損しているが長方形 2 鉸式の鉄地金銅製蝶番金具である。少なくとも右脇は開閉したことを示している。

帯金 鉄地金銅製で波状列点文の施文が明瞭なもっとも特徴的な部位である。幅 2.7～3.0 cm (5・6・8・9・12・23)、3.2～3.4 cm (24・25・26) の、大きく分けて 2 種が存在する。

5 は帯金近くの地板に穿孔があるので、板甲後胴上段地板の懸緒孔の可能性が考えられ、後胴上段帯

金は幅 2.9 cm の帯金とみられる。9 は帯金に合わせ目があるので、板甲脇部下段帯金であり、下段帯金もまた幅 2.9 cm の帯金と考えられる。幅 2.7 cm の 8 は同じく下段地板の引合板と接する前端部と考えられる。

そうなると 3.2～3.4 cm の帯金は消去法的に前胴上段帯金と推定し得る。あるいは後述する衝角付冑の帯金は特定できていないので、この帯金は衝角付冑の胴巻板の可能性も考慮が必要となるが、23 の角が直角であることからすれば、衝角付冑の胴巻板の前端にはならない。やはり板甲前胴上段帯金とするのが妥当であろう。

地板 帯金に鋳留されて一部が残るもののみである。そのため地板型式も厳密には確定できないが 5・13・30 でみると、三角板であることを積極的に認める残存部位はないので、横刎板を想定しておきたい。

いずれもサビによって表面状態が不良であるが、地板に金銅板を認めることができない。帯金では外面から折り返した金銅板の端部を内面で確認できるものが多いが、現状において地板でそのような金銅板の折り返しは認められないので、地板は鉄製であったと想定する。ただし、将来的には保存台に留められた資料の裏面観察、材質分析やクリーニングを行えば、認識を変更する必要性が生じる可能性は否定しない。

裾板 15 は小片であるが、上下方向に外反しており、裾板の左脇上端部と考えられる。この部位に波状列点文が認められることから、裾板上辺に沿って波状列点文が施文されていたと認められる。ほかの

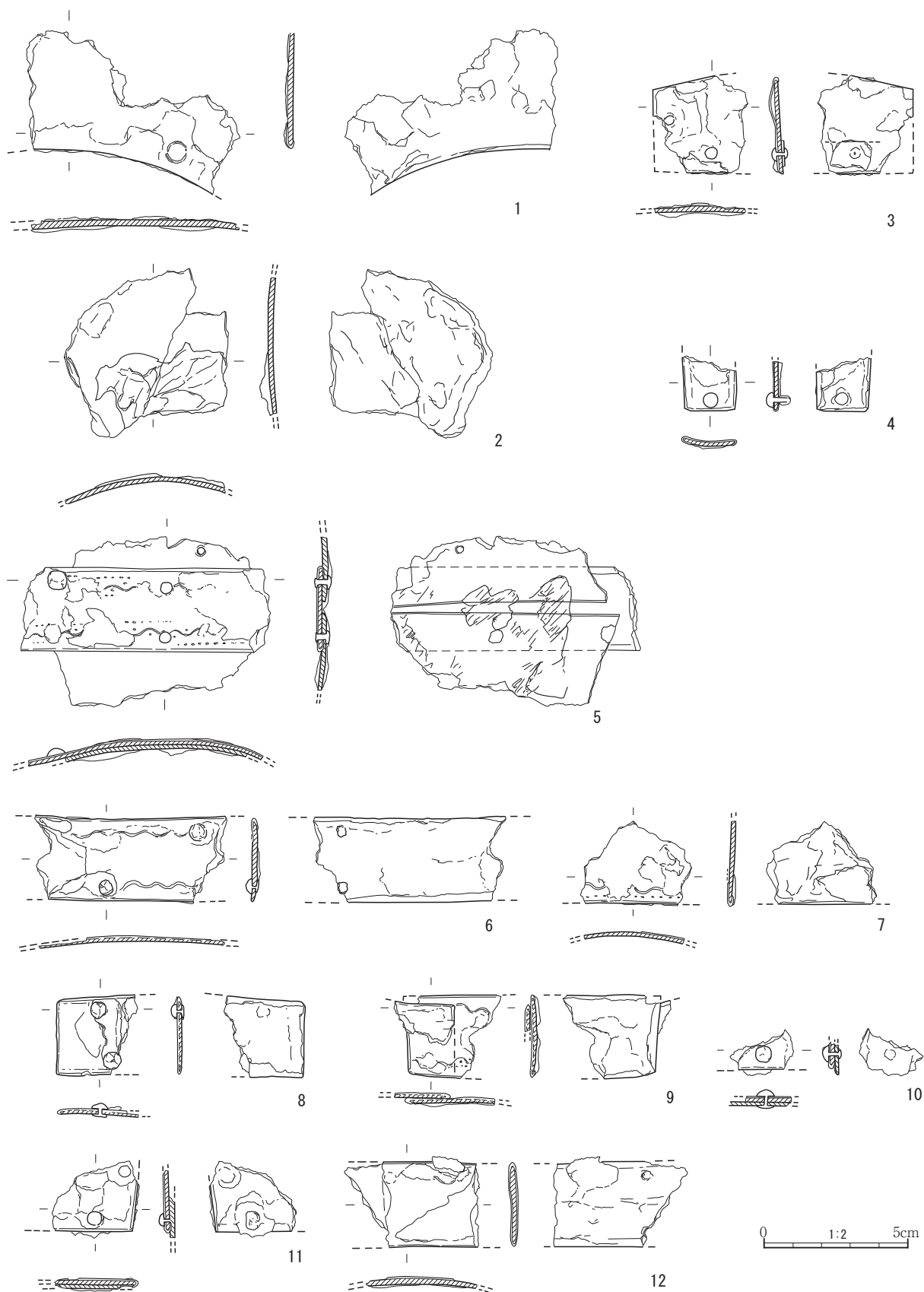


図2 伝沖ノ島出土返納品 甲冑 (1)

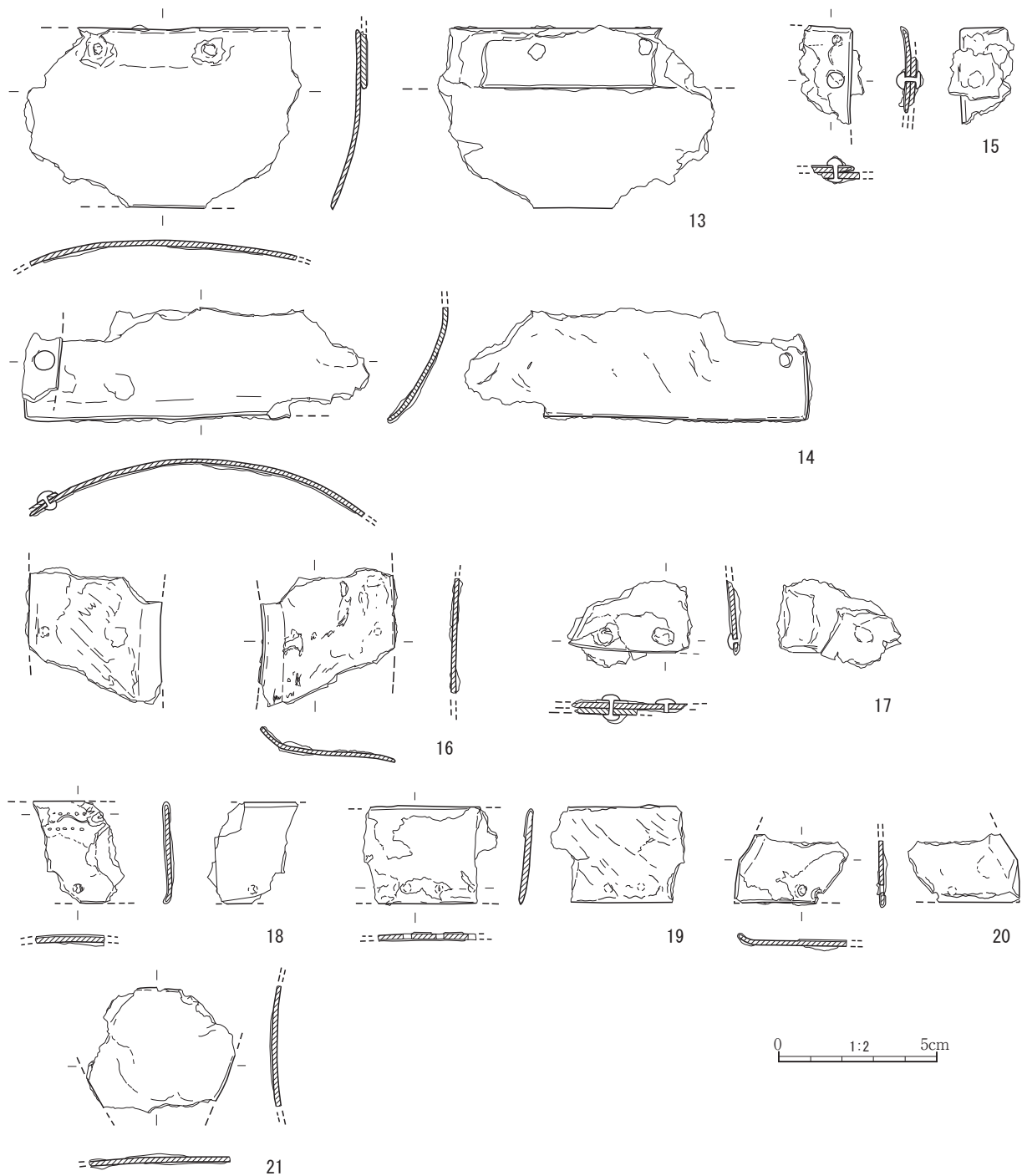


図3 伝沖ノ島出土返納品 甲冑(2)

資料は表面の遺存状態が良好でないため文様などは確認できない。14は鉾留で板を結合しており、左前胴前端引合板との結合部、左脇部結合部後胴側、右脇部蝶番板との結合部が候補となる。

13・14ともに覆輪がみられない。鉄包覆輪が脱落した可能性も考慮は必要であるが、類例となる大仙陵古墳の金銅製横矧板鉾留板甲も覆輪がなかったと

みられるので、同じ金銅装板甲として覆輪がなかった可能性は考えられる。そうすると上記の3が豎上板・押付板の一部とみることも可能であろう。

金銅装 押付板・帯金・裾板が鉄地金銅製であることは確実であるが、地板に関しては確定ではないものの現状の観察によれば鉄製とみておくのが妥当であろう。

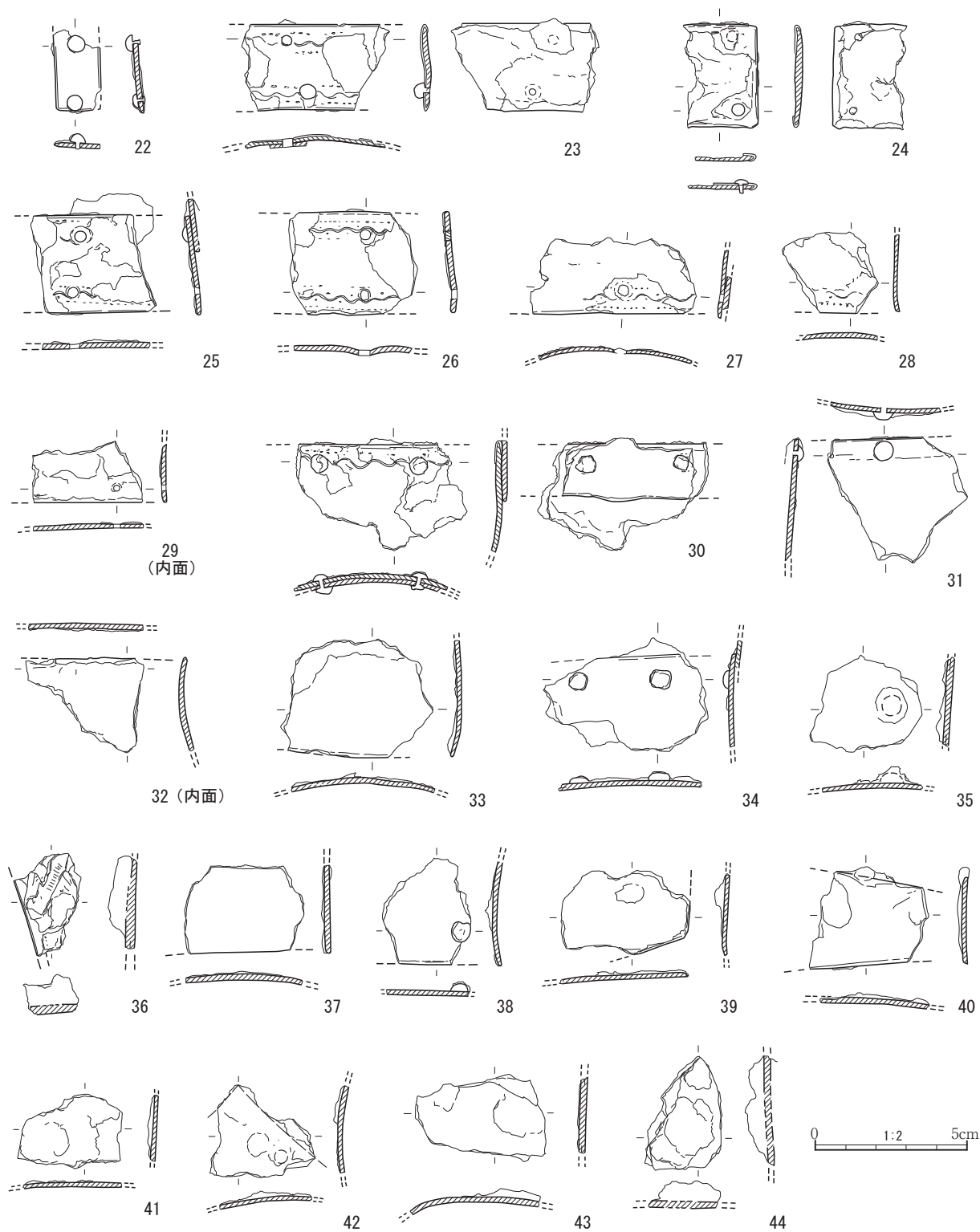


図4 沖ノ島21号遺跡 甲冑(1)

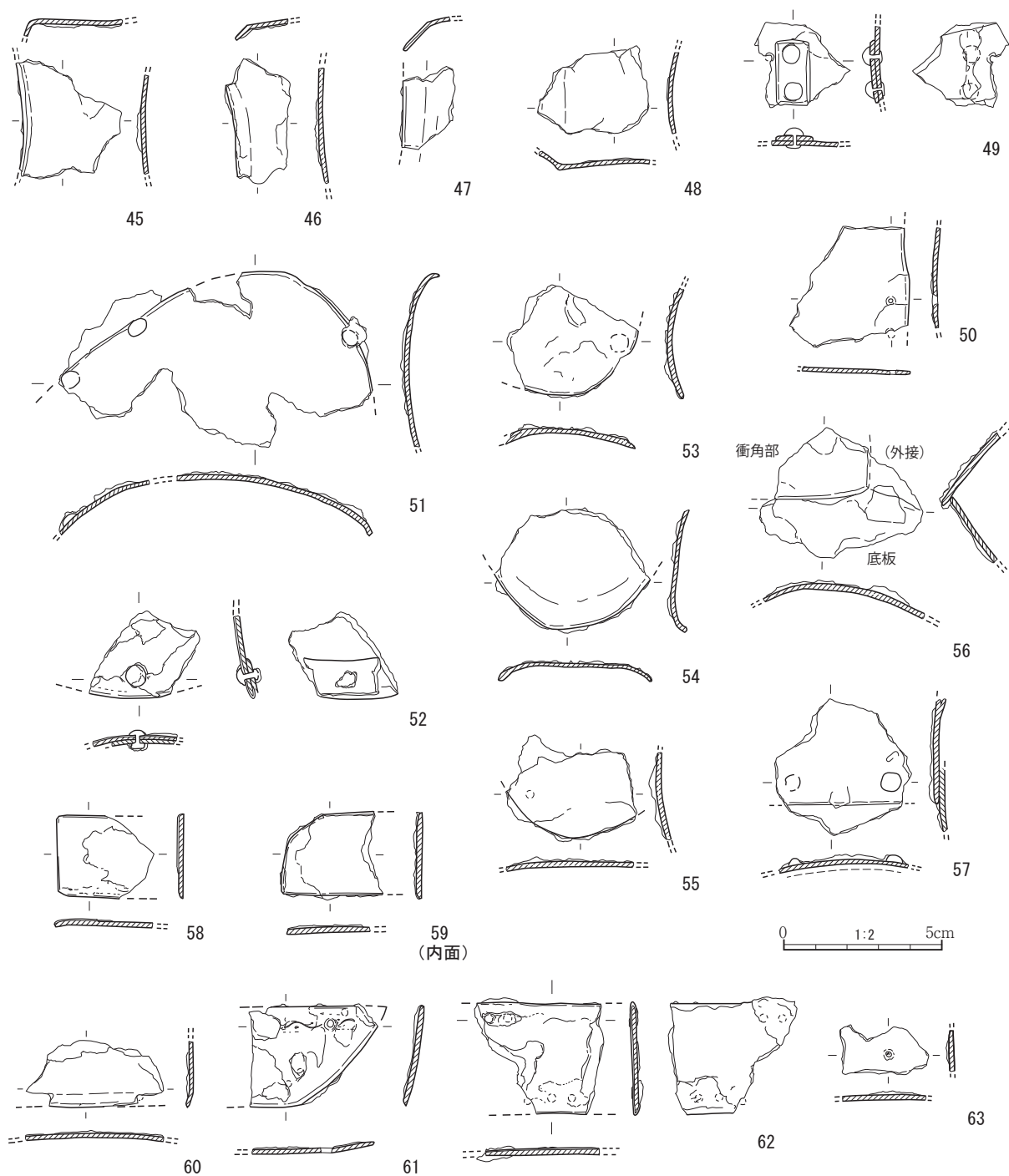


図5 沖ノ島21号遺跡 甲冑(2)

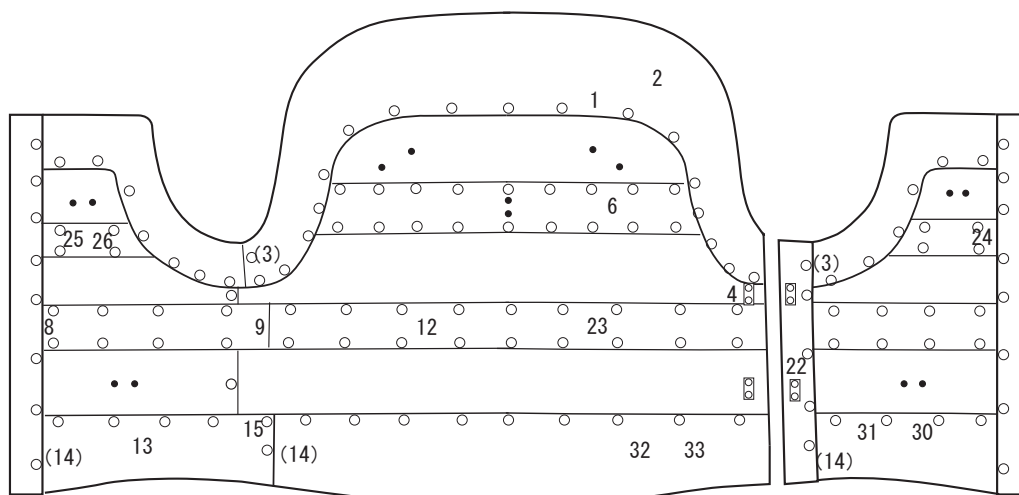
資料がいずれも小片であるため確定的な復元は難しいが、以上の観察に基づき、可能性のある推定位置を示したものが図6である。

(2) 衝角付冑

概要 返納品で衝角付冑の本体と考えられるのは

17のみで、それも確定的とはいえない。17を冑片と考えるのは板甲とみるには鉾間隔が狭いことによる。一方で、21号遺跡には当初から衝角付冑と報告されたように伏板といった特徴的な部位がある。

伏板 51は伏板で良いであろう。52～55は板端部が弧を描いており、伏板の可能性を考える。51・53～



可能性のある部位に図番号を付したもので、正確な位置関係は不明。

図6 伝沖ノ島出土返納品・21号遺跡板甲展開模式図

55は表面状態が不良で金銅装は不明確であるが、52は内湾しており、金銅板に波状列点文が明瞭に確認できる伏板とみる。伏板が文様をもつ鉄地金銅製であったとすることの根拠になるが、ただし、52は小片のため押付板・豎上板の脇部付近などになる可能性を完全には否定できない。

衝角部 56はサビのため状態は不良であるが鉄板をL字形に組み合わせており、衝角部と衝角底板の結合部で、外接式の衝角部の可能性が考えられる。

鋳 18～19・58～62は鋳で、そのなかでも61は袖鋳と考えられる。58・59に角があり前端部と考えられる。20は上部を斜めにカットして端部を外側に折り曲げており、左側前端部の鋳の可能性を考えるが確定はできない。

58・59は幅2.5～2.6、18・19は幅3.1～3.2、62は幅3.5cmで、少なくとも3段以上からなる多段鋳と考えられる。

61は後端部とみられ、連続的でないものの覆輪孔とみられる孔がある。革包覆輪であろうか。62は上下辺に連続する威孔と同様の孔があり、あるいは一般的な帯板ではない可能性も考えられる。60は端部を緩く折り返した鋳最下端と考えられるが、袖鋳に明瞭な折返はみられないので、後頭部側鋳下端の破片であろうか。

金銅装 伏板、衝角部片といった資料からでは胄

本体が確実に金銅装であるといえない状態であるが、鋳には波状列点文をもつ鉄地金銅製のものがある。類例となる金銅装眉底付胄では、鋳を金銅装とする場合、胄本体も装飾性の高い金銅装であるので、本胄は金銅装衝角付胄とみるのが妥当であろう。

(3) 頸甲

16・45・46・47・48は襟部である。50は本体板と考えて良いであろう。16は肩部であるが、ほかは小片のため位置を確認できない。襟部は45を除きいずれも折曲げの角度が鈍角で緩い。襟高は16が0.8cm、47が1.0cmと低い。

49は長さ2cmに満たない板甲の蝶番金具よりも小さいもので、また上下方向に内湾することから、頸甲本体板後面に取り付けられた蝶番金具と考えられる。

いずれも金銅板は確認できず、頸甲は鉄製と考えられる。肩甲とできる甲胄片は確認できていないが、頸甲本体が鉄製であることからすれば、肩甲も鉄製が想定できる。なお、頸甲に蝶番金具をもつということは引合板を鋳留にしたものであり、鋳留頸甲と位置付けられる。

(4) その他

21号遺跡の37～44は衝角付胄として保存台に取り

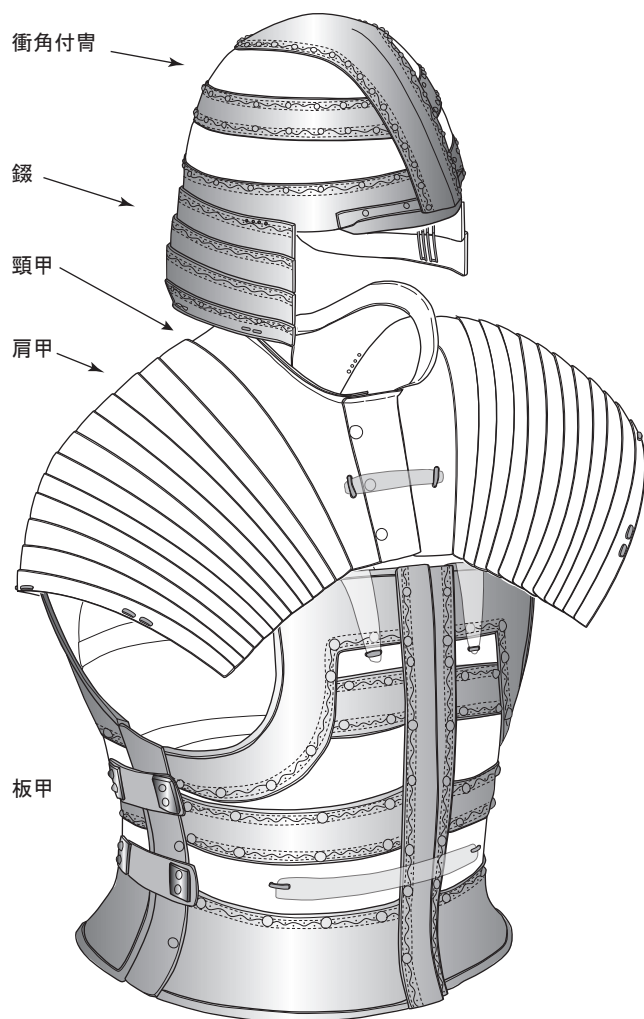


図7 伝沖ノ島出土返納品・21号遺跡甲冑復元イメージ図

付けられて一括で管理されてきたものである。表面がサビに覆われていて鉄板状製品としかみえず、鉾なども不明確なため、部位の特定は困難であるが、板甲・衝角付胄の地板が候補になるであろう。

また、保存台に取り付けられていない破片資料の中に小片ながらかなりの量の甲冑片が含まれている(資料番号: 21-11、21-19～21-26)。今回図化した22・47・49はその中からピックアップしたものである。

これらを組み合わせて想定復元できる甲冑のイメージを図7に示す。

4. 沖ノ島遺跡出土金銅装甲冑の復元と評価

(1) 板甲

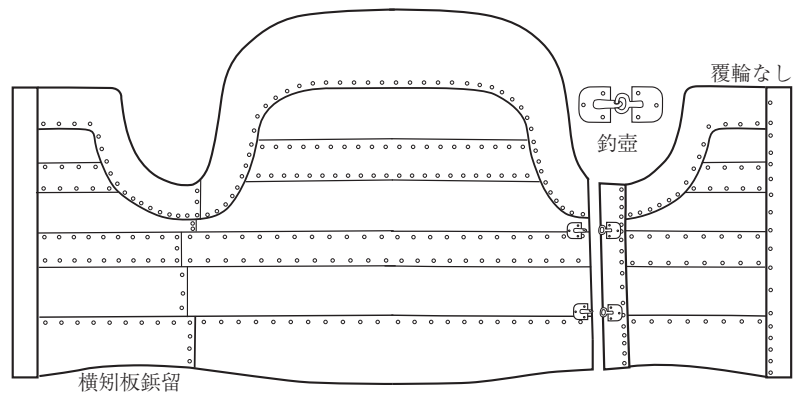
これまで金銅装甲には板甲3例と札甲1例が知られている。沖ノ島遺跡例との比較ではとくに板甲に注目する必要がある。板甲の類例には、すべての部材を金銅製とする大阪府大仙陵古墳前方部石室出土例(図8-1)と鉄地金銅製の徳島県子安観音塚古墳出土例(図8-2)、大阪府城ノ山古墳出土例がある。本体は鉄製とすることが基本である板甲のなかでは装飾性を重視した特別な甲といってよい。

大仙陵古墳例は明治5年(1872)に描かれた絵図によって情報が得られる(橋本2025)。子安観音塚古墳例も長く嘉永7年(1854)に描かれた絵図で知られてきたものであるが、一部の破片は現存が確認されている(橋本2015)。城ノ山古墳例は非常に細片化しており型式学的検討に関わる情報は少ない⁽³⁾(鈴木・小森2010)。

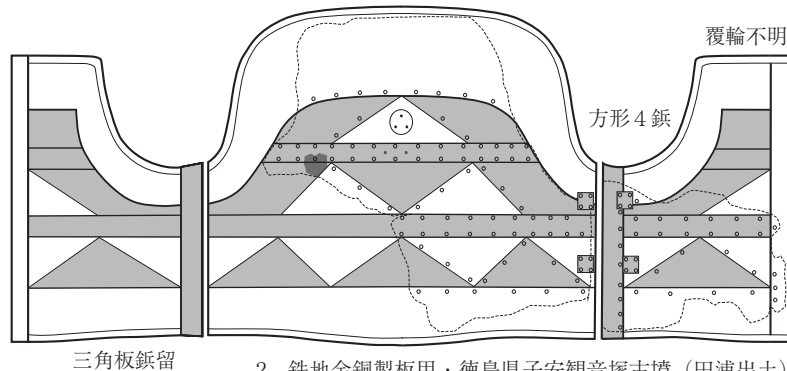
大仙陵古墳例は横矧板鉾留式、子安観音塚古墳例は三角板鉾留式、城ノ山古墳例は不明である。大仙陵古墳は右前胴開閉式で、子安観音塚古墳も右前胴開閉式の可能性が高いが、両胴開閉式であることは否定できない。大仙陵古墳例は釣壺式蝶番金具、子安観音塚古墳例は方形4鉾式蝶番金具を付す。両者ともに小型鉾を多量に用いて留めたタイプの板甲と考えられる。

沖ノ島遺跡例は小片であるが残存部位からみると横矧板の可能性が考えられる。また、長方形2鉾の蝶番金具があり、少なくとも右前胴が開閉する型式であったとみなされる。鉾頭径は帯金で5～6mm程度、押付板・裾板では7mm程度のものがみられ、小型鉾を数多く使用する板甲よりは、やや鉾頭も大きく、間隔もあけて使用鉾数も減少させているものとみられる。これらの情報を比較すると大仙陵古墳、子安観音塚古墳の甲冑よりは新相の製品にみえる。城ノ山古墳板甲は鉾頭径6～7mm程のものを使用しており、沖ノ島遺跡例に近い。

以上、金銅装板甲は絵図のみの情報で実物がな

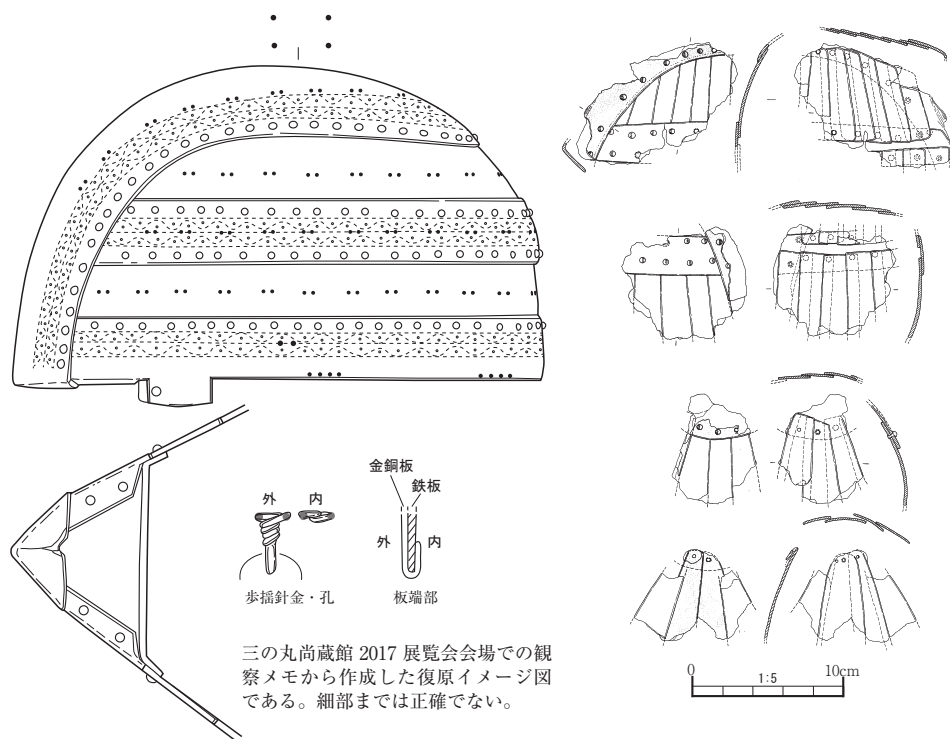


1. 金銅製板甲（総金銅装）・大阪府大仙陵古墳



2. 鉄地金銅製板甲・徳島県子安観音塚古墳（田浦出土）
アミ掛け部が鉄地金銅製・濃いアミ部が残存部位

図8 金銅装板甲展開模式図



1. 鉄地金銅製横矧板鉾留衝角付胄三の丸尚蔵館所蔵品（推定：和歌山県陵山古墳）
2. 鉄地金銅製小札鉾留衝角付胄（四方白）千葉県姉崎二子塚古墳

図9 金銅装衝角付胄

かったり、小片だけであったりして、きわめて情報が乏しい状況であるが、確認できるかぎりではいずれの属性にも共通性が少なく個性的であることを特徴としている。

（２）衝角付冑

金銅装の冑はほとんどが眉庇付冑であり、衝角付冑で本体を金銅装とするものは三の丸尚蔵館所蔵品（図 9-1）、千葉県姉崎二子塚古墳出土例（図 9-2）の 2 点のみである。いずれも鉄地金銅製である。その他、三尾鉄のみを鉄地金銅製品とする大阪府野中古墳の革製衝角付冑 3 点がある。なお、三の丸尚蔵館所蔵品について筆者は和歌山県陵山古墳の出土品である可能性を考えている（橋本2021）。

三の丸尚蔵館例は横矧板鉾留で総金銅装、姉崎二子塚古墳例は小札鉾留で地板を四方白とする。三の丸尚蔵館例の衝角部と底板の結合は上下接式、姉崎二子塚古墳例は不明である。

沖ノ島遺跡例の地板は明確ではないが、伏板の鉾間隔からすれば、堅矧板や小札ではなく横矧板とみなされる。また衝角部は小片のため確定的ではないが外接式の可能性がある。そうであれば沖ノ島遺跡例は金銅装衝角付冑の中ではより新相に位置付けられる。

また、三の丸尚蔵館例の鍔は陵山古墳から出土した金銅装鍔が対応すると想定され、姉崎二子塚古墳例の鍔は不明である。金銅装の眉庇付冑の場合、金銅装鍔は筆者が総金銅装ないしは部分金銅装 A と呼んでいる（橋本2013・2021）、より装飾性の高いものに採用されており、冑本体の装飾性の高さに関連する。このことからすれば、沖ノ島遺跡例の衝角付冑本体も本来は金銅装部分が多くを占める、より装飾性の高いものであったことが考えられる。

（３）頸甲

小片ばかりで評価は難しいものの、本体板後面に取り付けたとみられる蝶番金具の類例は大阪府黒姫山古墳 A2号頸甲にある。蝶番金具をもつ頸甲は宇治二子山南墳などに限られ、鉾留甲冑の中では新相段階のものである。

一方で、沖ノ島遺跡の頸甲の場合、襟部高が 1 cm 程度と黒姫山古墳や宇治二子山南墳のものより低く、これら資料よりは古相に位置付けられるものである。

（４）甲冑セットと編年的位置

ここまでみてきたように、あらためて沖ノ島遺跡の甲冑には、金銅装鉾留板甲、金銅装鉾留衝角付冑、鉾留頸甲が確認でき、それに肩甲が伴っていたものと考えられる。

冑と甲をともに金銅装とする甲冑セットの事例には、大仙陵古墳の板甲・眉庇付冑セット、祇園大塚山古墳の札甲・眉庇付冑セットがある⁽⁴⁾。

沖ノ島遺跡、大仙陵古墳、祇園大塚山古墳、それぞれのセットの組合せには共通性がないことを特徴としている。セットを構成するそれぞれの甲冑自体が個性的であり、かつそのきらびやかな装飾性の高さをあわせて考えると、他からの差別化を図るようにより用意された 1 点限定の特注品であったと考えられるだろう。その所有者に史上最大の方後円墳、大仙陵古墳に葬られるような人物を含むことからすれば、古市・百舌鳥古墳群を中心とする古墳時代中期の近畿中央政権において最上位層の甲冑としてその地位を表示したものとみなされる。

沖ノ島遺跡の甲・冑はいずれも帯金式甲冑の鉾留技法出現期、TK73型式段階ものではない。一方で、その最新相、古墳時代中期後葉の TK23～47型式段階にも位置付けられない。また TK216型式段階に位置づけられる大仙陵古墳の甲冑（橋本2025）よりは新相に位置付けられるものであろうことから、おおむね古墳時代中期中葉、TK208型式段階を中心とする時期とみるのが妥当であろう。

5. 結語—倭の五王時代の沖ノ島祭祀—

古墳時代中期の甲冑は、古市・百舌鳥古墳群とその周辺に大量に集積されて古墳に副葬・埋納されていること、高度な技術を駆使した共通性の高い形態をもつ製品が鹿児島から福島までの広範な地域で出土することを特徴とする。これらの特徴は近畿中央

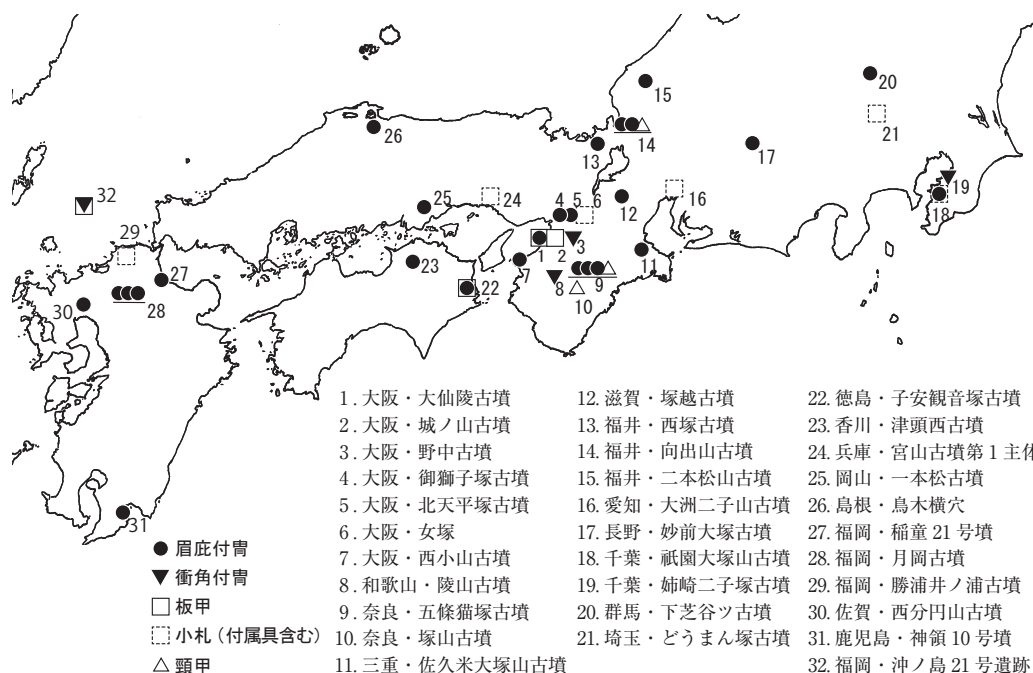


図10 金銅装甲冑分布図

部の政権中枢で生産されたものが、首長間の政治的結びつきを表すものとして配付された、この時代を象徴する器物であることを示している。なかでも、金銅装甲冑は5世紀前葉から中葉を中心に、中央政権と関係性の強い広域ネットワークの中で活躍する上位層の首長に配付されたものとみなされる(図10)。

沖ノ島21号遺跡出土品および返納品として今に伝わる金銅装甲冑は、古市・百舌鳥古墳群被葬者たちを中心とする近畿中央の政権中枢のもとで当時の政権の最上位層の使用するものとして製作されたと考えられる。

その年代は5世紀中葉、筆者は450～460年代を想定する。この時期は文献史料上の倭の五王の時期に相当し、なかでも倭国王・興・武の活動期にかかる時期となるだろう。沖ノ島祭祀における金銅装甲冑の奉献には東アジア社会の中で広く活動した倭人を代表する地位の倭国王とその政権との関わりが想定されるものである。

この金銅装甲冑は、あらためて沖ノ島祭祀がヤマト政権中枢との直接的で強固な結びつきを有していたことを表すものである。これまで沖ノ島の祭祀遺物では、古墳時代前期の様相をもつ鏡や後期の馬具などに比して、古墳時代中期についてはさほど注目

されてこなかったように思われる。古墳時代中期の中央政権の政治性を代表する器物である帯金式甲冑の存在は、沖ノ島祭祀がその開始以降、継続的に中央政権と対外交流とのほざまで大きな役割を果たしていたことを明らかにするものである。

最後に、金銅装甲冑のセットの個性について付け加えておきたい。眉庇付冑と札甲を組み合わせる祇園大塚山古墳例は先進の外来文化を象徴するスタイルである。眉庇付冑と板甲を組み合わせる大仙陵古墳例は対外意識を表示する眉庇付冑と伝統的かつ同型の共有による政治的紐帯を象徴する板甲によって先進性・伝統性・共通性を象徴するスタイルである。そして、沖ノ島遺跡例は、伝統性と政治的紐帯を象徴する中期ヤマト政権の正当性をもっとも象徴するスタイルである。このようにみると、最上位層の金銅装甲冑がそれぞれ個性的であるのも、使用場面にあわせて用意がなされた可能性を想定できるだろう。沖ノ島に奉献されたのは、伝統にもとづく正当性、倭人のアイデンティティを示しつつ、最上級の技法で加飾した特別仕様の甲冑であったといえよう。無論、このような甲冑は実際の戦闘に使用するものではなく、近畿中央政権あるいは倭国王にかかわる祭祀において王の権力を象徴する役割を果たし

たものであろう。

今回、返納品の調査からはじまり、現状の制約はありながらも沖ノ島21号遺跡出土品との比較によって金銅装甲冑に可能なかぎりの検討を行った。現存する甲冑資料は小片ではあるが、それらが沖ノ島祭祀と倭の五王の関係性を物語るきわめて大きな歴史的意義を有するものであることをここでは確認しておきたい。

謝辞

図のトレースには星野三香氏のご協力を得た。記して謝意を表します。

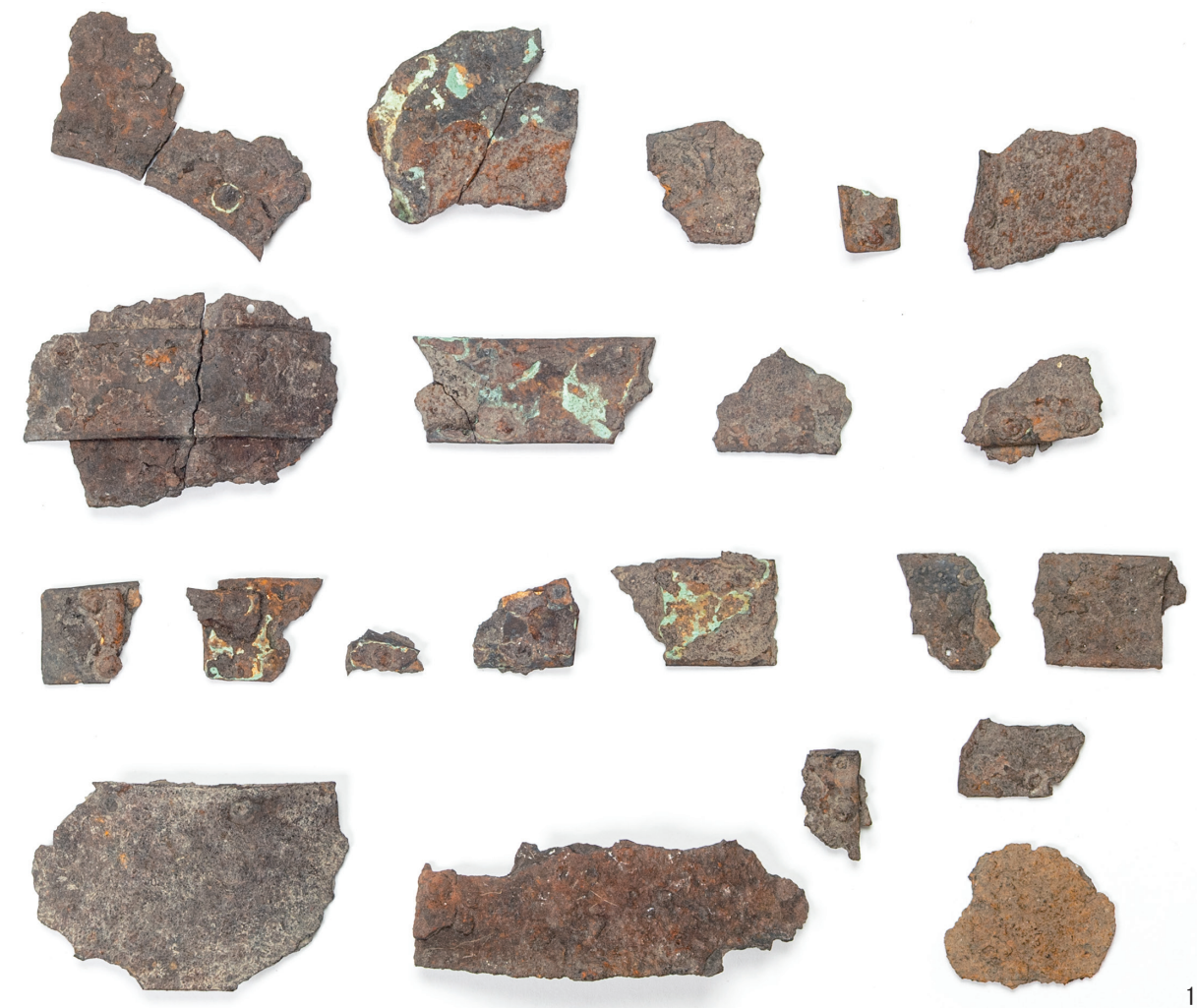
註

- (1) 松本1979では、本文で「裾巻鉄板」が「鉄地金銅張」であることを記述し、挿図では「金銅製品実測図一衝角付冑」のキャプションを付すが、写真図版では「衝角付冑」として提示されたものが挿図で提示された金銅製品とは異なっており、金銅製品には「鉄地金銅張小札」のキャプションが付されている。腰巻板を「裾巻鉄板」と呼称していることや本文と写真図版キャプションにおける形式認識の齟齬など、甲冑に関する情報が不正確であるため報告書記述を採用しなかった。
- (2) 筆者は、これまで使用されてきた「短甲」・「挂甲」は古墳時代甲冑の形式名称として、適切でないと考えており、「板甲」・「札甲」の名称を使用している。詳細は橋本2022に拠る。
- (3) 城ノ山古墳の資料報告（鈴木・小森2010）では、裾板のみが板甲片として報告されている。その他に「鉄地金銅張製品」として器種の同定されていない破片資料があるが、その大部分は板甲片とみられる。また、「頸甲」として報告されている資料も板甲である可能性がある。
- (4) 城ノ山古墳についてはセット関係が確定していないのでここでは言及していない。なお、この古墳では同志社大学所蔵資料と堺市博物館所蔵資料をあわせて、板甲・札甲・衝角付冑・眉庇付冑の甲・冑2セットの存在が復元できる。また、上記(2)のように「頸甲」は板甲の可能性があり、明らかな頸甲は確認できない。また鉄地金銅製の肩甲が報告されている肩甲に金

銅装の類例はなく、小片のため確定できないものの鍔とした方が良いように思われる。ただし、先端部の形状から鍔より肩甲とみることに一理はある。これが鍔の場合、眉庇付冑の冑本体は装飾性の高い金銅装眉庇付冑が想定され、報告にある鉄製鍔は衝角付冑のものとなるだろう。ほか、堺市博物館には鉄地金銅製の襟甲があり、札甲に伴うものであろう。同志社大学所蔵城ノ山古墳の資料観察には、同志社大学歴史資料館・若林邦彦氏のご協力を得た。

引用文献

- 齊藤大輔 2024「沖ノ島祭祀遺跡の武器と武装」『沖ノ島研究』第10号「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会 pp. 1-20
- 鈴木康高・小森牧人 2010「同志社大学所蔵堺市城ノ山古墳出土資料調査報告(2)」『同志社大学歴史資料館館報第13号』同志社大学歴史資料館 pp. 1-17
- 橋本達也 2013「祇園大塚山古墳の金銅装眉庇付冑と古墳時代中期の社会」『祇園大塚山古墳と5世紀という時代』六一書房 pp. 57-83
- 橋本達也 2015「小松島市田浦出土甲冑の再発見と子安観音古墳」『新居見遺跡・田浦遺跡発掘調査報告書』小松島市教育委員会 pp. 137-142
- 橋本達也 2021「三の丸尚蔵館所蔵金銅装衝角付冑とそれに関わる推論—水野忠央と橋本市陵山古墳をめぐる—」『技と慧眼—塚本敏夫さん還暦記念論集—』塚本敏夫さん還暦記念論集事務局 pp. 125-136
- 橋本達也 2022「古墳時代の甲冑・軍事組織・戦争」『古代武器研究』Vol. 17 古代武器研究会 pp. 79-95
- 橋本達也 2025「大仙陵古墳の甲冑とその年代」『待兼山考古学論集』大阪大学考古学研究室 pp. 357-366
- 橋本達也・鈴木一有 2014『古墳時代甲冑集成』大阪大学大学院文学研究科
- 松本 肇 1979「21号遺跡」『宗像沖ノ島』第三次沖ノ島学術調査隊編 吉川弘文館 pp. 222-235



1. 返納品一括外面 2. 資料2 付着有機質痕 3. 資料5 細部 4. 資料6 細部 5. 資料17拡大写真1 伝沖ノ島出土返納品・外面



1



2



3



4

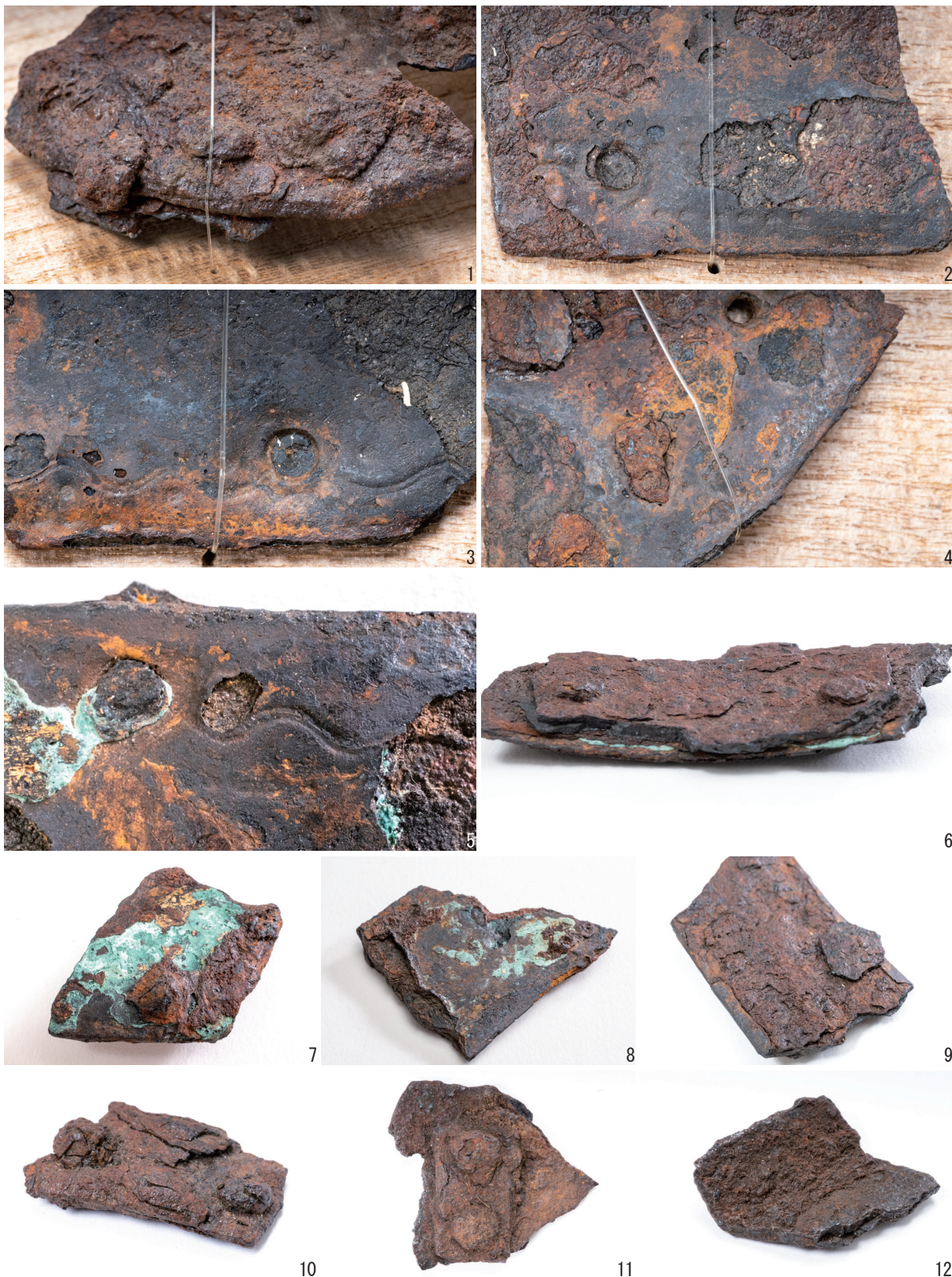


5

1. 返納品一括内面 2. 資料1 端部 3. 資料13端部 4. 資料9 5. 資料20
写真1 伝沖ノ島出土返納品・内面



写真3 沖ノ島21号遺跡出土金銅装甲胄



1. 資料51 2. 資料25 3. 資料26 4. 資料61 5. 資料23 6. 資料30 7. 資料52 8. 資料62 9. 資料23内面
10. 資料22 11. 資料49 12. 資料47

写真 4 沖ノ島21号遺跡・細部

V 伝沖ノ島出土返納品の金属製品の検討

水野 敏典 奈良県立橿原考古学研究所

要旨：伝沖ノ島出土返納品のうち、銅鏡、石製品、甲冑類を除いた金属製品および貝製品の調査を行い、既報告資料との対照をすすめた。沖ノ島祭祀に特徴的な「雛形鉄刀」や「金銅製瓔珞」と報告された短冊状銅板のほか、金銅製責金具、小型の「鐸」など多様なものを確認する機会を得た。7号遺跡出土品と同型式の子持剣菱形杏葉片を複数確認するとともに、倭装大刀の装具片とみられる金銅板を確認したことで、沖ノ島祭祀における倭装大刀の奉納量が報告記載よりも多い可能性を指摘でき、同時に鉄製武器類が倭製に偏るという従来の見解を補強した（水野2025）。その一方で「花文」と蓮の「花卉状」の打ち出しをもつ銅板片や細長く加工された貝製玉を確認したが、報告書内に直接の類例を確認できなかった。貝製品や銅板片については今後も調査を必要とするが、返納品中の沖ノ島祭祀独特の奉納品や、同型品が多数認められることから、沖ノ島祭祀奉納品としての一括性を認めて良いと考える。

キーワード：雛形鉄刀、短冊状銅板、鐸、倭装大刀、貝製玉類

はじめに

「伝沖ノ島出土返納品（以下、「返納品」とする）」のうち、銅鏡、石製品、甲冑類を除いた金属製品、貝製品等を担当した。対象資料は、非常に多様で、多くは破片である。そのため器物の性格が明確にならないものも多かったが、まずは、個々の遺物の報告を行い、既報告の祭祀遺跡出土品との対照から出土遺跡の候補を示しつつ、個々の遺物の検討を行った。

第1章 鉄製品（図1、図版1）

両端が欠損した細長い板状の「雛形鉄刀」片および「鉄製円盤」、棒状の工具片、金銅板を被せた馬具片、「鐸」が確認できた。

雛形鉄刀

1 残存長9.2cm、右端で最大幅1.4cm、残存重量9.7gとなる。図示した上方がやや厚く0.2cmで背となるとみられる。片面が平滑なのに対してもう一面はやや膨らみを持つ。刃部側は全く研磨されておらず、端部は0.15cmと薄くなるものの刃部を持たない。木質等の付着物は確認できない。

2 残存長5.1cm、最大幅1.6cm、最大厚0.3cm、重量7.3gである。背をもち、刃部側は薄くなるものの、研磨による刃部は確認できない。片面が平滑であるのに対して、もう一面はごく薄くカマボコ状に膨らみを持つ。付着物は確認できない。

3 残存長4.8cm、最大幅1.3cm、最大厚0.35cm、重量5.0gである。背をもち、刃部側はやや薄くなるものの、厚さ0.15cmと刃部を持たない。切っ先状に幅を狭めている。片面が平滑である。付着物は確認できない。

4 現状で2片が接合し、残存長4.7cm、最大厚0.2cm、重量3.4gと、背を表現する意図は窺えるものの、刃部側は厚さ1.2cmと刃部を持たない。全体に板状である。

5 残存長4.2cm、最大幅1.5cm、最大厚0.3cm、重量4.0gである。刃部側は厚さ0.1cmと刃部を持たず、板状である。

6 残存長2.3cm、幅1.4cm、最大厚0.25cm、重量2.0gである。刃部側がわずかに薄くなるが明確ではなく、板状である。

7 残存長6.3cm、幅2.1cm、最大厚0.4cm、重量16.3gである。片面が扁平であるのに対して反対側はややカマボコ状に膨らみ、背が最大厚とならない。付着物は確認できない。

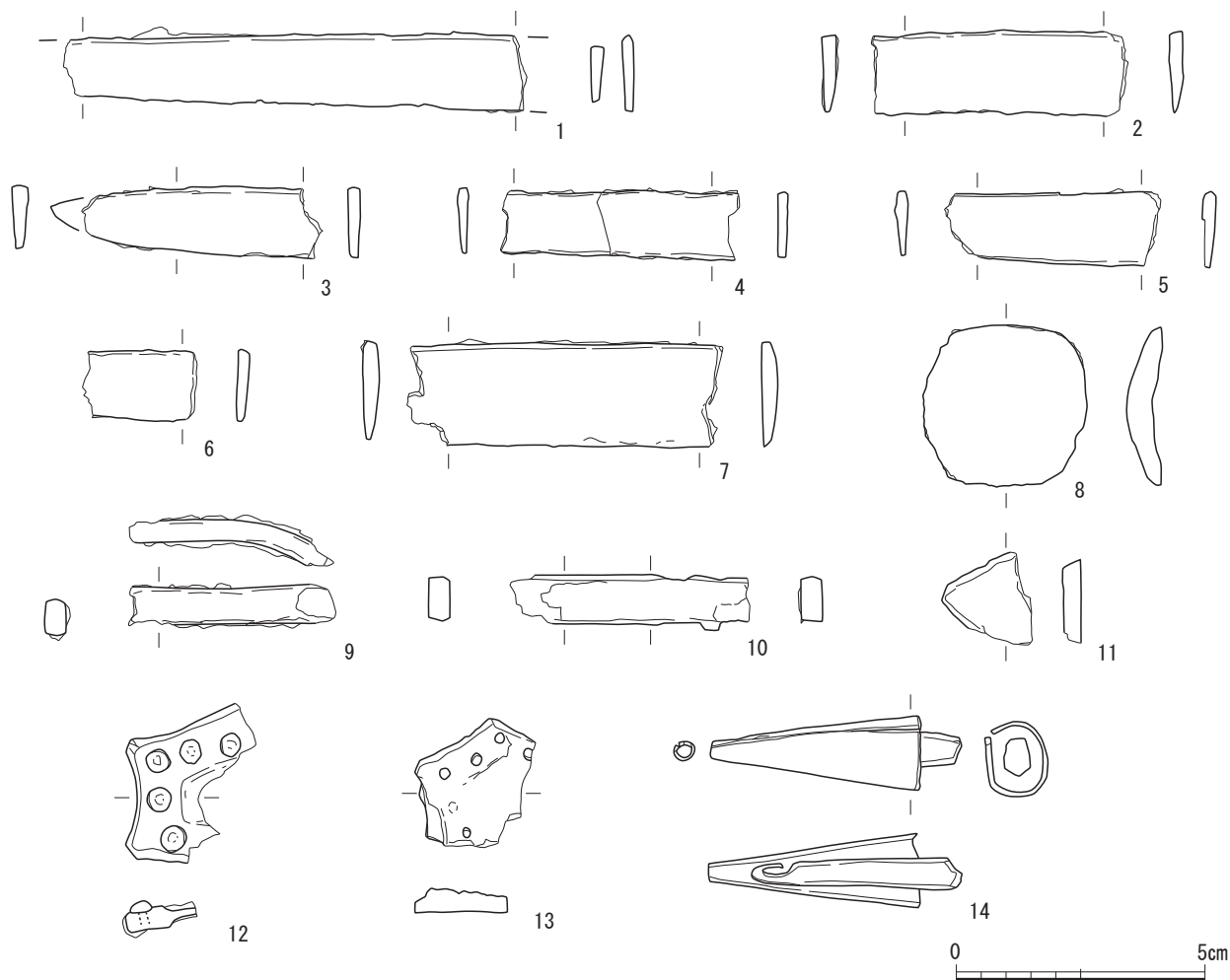


図1 鉄器・その他金属器

1～7は、両端が欠損した細長い板状鉄片である。長側の一端がやや厚く、既報告での「雛形鉄刀」とみられるが、刃部関や茎部は確認できない。いずれも片面が扁平となる傾向が強く、刃部側をやや薄くする簡易な加工は行うものの、明確な刃部をもたない。鞘や柄装具となる木質等の付着物も確認できなかった。

「雛形鉄刀」は、刃部幅は2 cm以下と小型で、刃部が明確でなく直刀の雛形品とみられる。1号、4号、5～9号、21～23号に類例が確認できるが、木製装具痕跡の有無など、様相は異なる。沖ノ島祭祀に特徴的な鉄器といえる。

鉄製円盤

8 縦3.2cm、幅3.2cm、厚さ0.6cm、重量11.6gの扁平な円板状の鉄器である。正確には丸みをもった六角形の平面形である。表側は中央にやや膨らみを持つものに対して、裏面は周囲に平滑な面をもちつつ、中央付近にやや窪みをもつ。刃部や装飾は確認できない。裏面に織物状の繊維痕跡が付着するが、固定のための小孔などは確認できない。

同様の「鉄製円盤」の類例は、1号遺跡にある。直径3.6cm前後と6.4cm前後の大小があり、そのうちの小型品と同型式である。いずれも固定や吊り下げのための円孔などの造作がないのが特徴である。今

回、やや窪みを持つ裏面に織物痕が確認できたことから、織物の上に糸や紐を掛けわたして固定した装飾品の可能性をもつ。

棒状鉄器片

9 両端の欠損したやや彎曲した棒状で、残存長4.2cm、幅0.65cm、厚さ0.4cm、重量4.3gである。工具など柄片とみられ、断面は扁平な矩形である。

10 両端が欠損した棒状の鉄器である。残存長4.8cm、幅1.0cm、厚さ0.4cm、重量5.1gの棒状で、扁平な矩形の断面をもち、鉄地は金銅板とみられる金属に覆われている。X線画像でも鉋孔等は確認できない。

9は、鉋などの工具片であれば、6号、21号遺跡と関わる可能性を持ち、10は馬具片の可能性を持つが部位は特定できない。馬具であれば4号、6～9号遺跡が採取地点の候補に挙がる。

その他

11 残存長1.7cm、最大幅1.7cm、厚さ0.4cm、重量1.6gである。残存する三角形で板状の鉄地で金銅板とみられる金属に覆われる。X線画像の観察でも鉋孔などは確認できないが馬具の辻金具などの可能性がある。馬具であれば4号、6～9号遺跡が採取地点の候補に挙がる。

子持剣菱形杏葉片

12 残存長3.2cm、最大幅2.8cm、厚さ0.5cmの板状で、重量5.7gである。子持剣菱形杏葉（報告名称：剣形附飾扁円剣尾形杏葉）の子持部の破片である。直径0.3cmの鉋孔5ヶ所を確認でき、鉋頭は円形で径0.5cm高さ0.2cmであり、ベースとなる地板に対して幅0.8cmの鉄製フレームを重ね、その上から金銅板を被せている。鉋頭は黒色化しており、銀板を被せている可能性が高い。

13 残存長2.8cm、最大幅2.3cm、厚さ0.45cmの板状で、重量5.7gである。目視では鉋孔を確認できないが、X線画像では縁に沿って6ヶ所の鉋孔を確認でき、地板とフレームを確認した。鉋頭は残っていない。12と同様の子持剣菱形杏葉の破片とみられる。

7号遺跡に子持剣菱形杏葉片が出土しており、そ

の子持部分と法量も近く、それと同一個体、もしくは同型式の杏葉片とみられる。同型式自体の出土が珍しく、福岡県王塚古墳や奈良県条池北古墳など、類例は限られている。

鐸

14 円錐形の銅板と鉄棒を組み合わせた全長6.0cmの「鐸」である。厚さ0.1cmの銅板を全長4.2cm、最大径1.5cmの円錐形に丸め、その中に全長4.8cm、幅0.4～0.6cm、厚さ0.5cmの断面方形の鉄棒を入れて、舌としている。錆びて固着しているが、X線画像により円錐端側の鉄製舌は、細く鍵手状に曲げられており、これに紐を掛けて円錐状銅板の先端の隙間から通すことで鐸としたとみられる。

既報告では「銅鐸」あるいは「鐸」と呼称されている。銅板の筒形品は1号、4号遺跡にもあるが舌の報告がない。本品に形態と法量の酷似したものが5号、6号に確認できる。

第2章 金銅板片・金銅製品（図2、図版2～4）

多数の金銅板片および銅椀片などを確認したが、大半は細片であり、器物の性格は明らかにし難いものが多い。特徴のある主要なものを報告する。また、図番号と写真図版の番号にズレがある場合には、写真図版番号には括弧を付けて表記する。

刀装具

1 残存幅3.0×2.9cm、厚さ0.5mm、重量1.9gの金銅板片である。2列の円文がならぶ。円文は径1.0mm前後、高さ0.2mm程度の突起をもち、その周囲とそこから延びる線は連続する径1.0mm前後の点状の打ち込みで構成されている。錆に薄く覆われるが金鍍金が現状でも確認でき、いわゆる倭装大刀の鞘金具とみられる。倭装大刀は、振り環頭大刀が出土した7号遺跡や頭椎大刀の装具片が確認できる8号遺跡に類例はあるが、同型式の鞘金具は確認できていない。

2 幅2.3cmの帯状の銅板で、両端が欠損する。現状で長さ4.2cm、厚さ0.5mm、重量2.1gの銅板で、卵

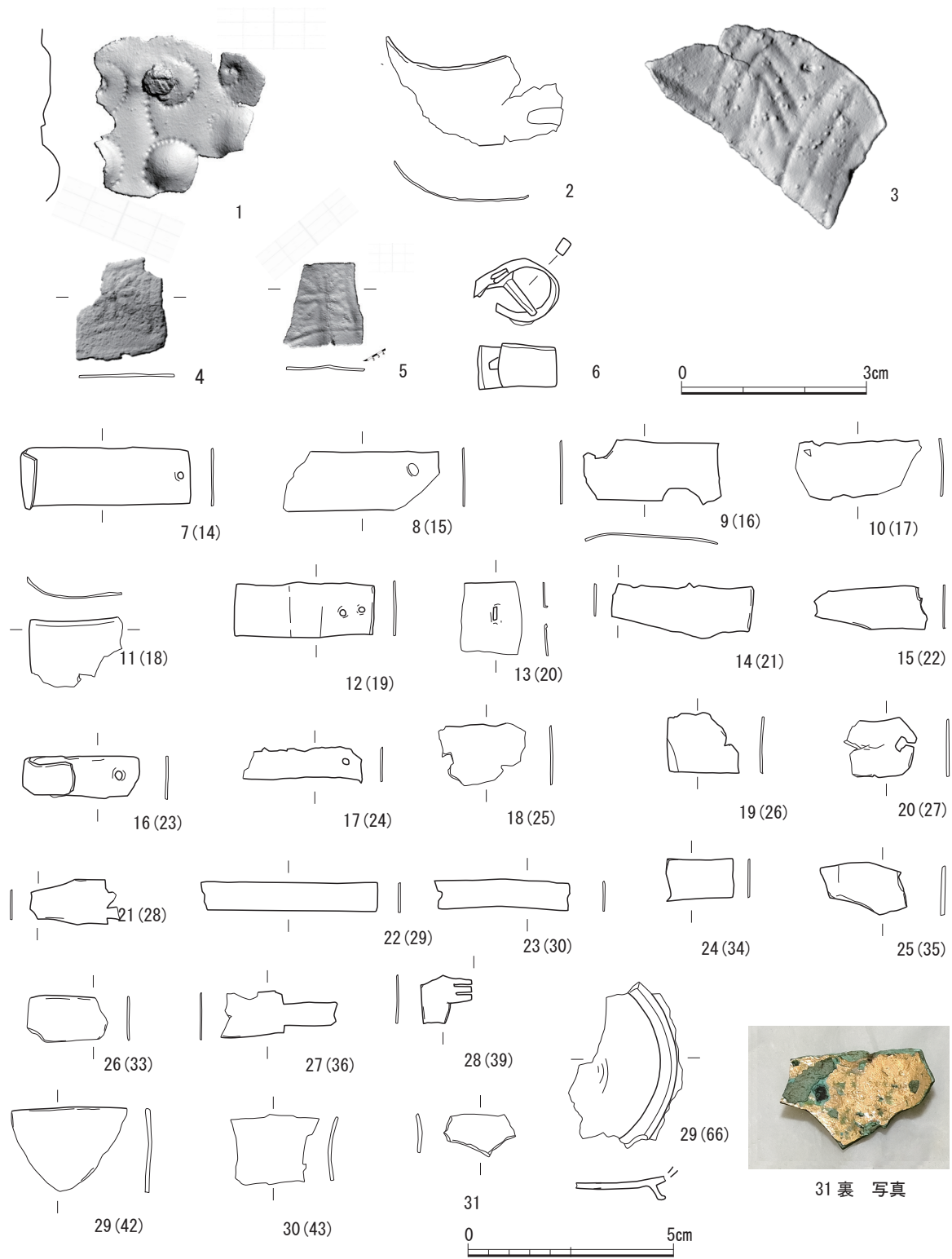


图2 銅製品等 実測図

形に彎曲する。大刀の装具の可能性をもつ。文様はなく、付着物も確認できない。他に刀装具になる可能性を持つものに18（25）がある。銅板の幅は1.5cmで、やや彎曲が強く、厚さ0.4mm、重量0.4gである。

その他にも、11（18）など、幅が1.4cmを超えるもので、彎曲があるものは短冊状銅板ではなく、刀装具となる可能性がある。

打ち出しをもつ銅板片

3 残存幅4.0×2.2cm、厚さ0.4mm、0.9gの銅片である。蓮の花弁状の鋸歯文が3つ重なる銅板片である。銅板は扁平で、明確な彎曲は確認できない。文様は、表側からは木型などに押し付けての打ち出しにも見えたが、裏面を観察すると径1mm弱の列点により文様を打ち出している。錆びて不明瞭であるが、長さ約3mm、幅1mmほどの長方形の孔がある。蓮の花弁状に重なる文様は、全体に弧を描いており、半円もしくは円形に配置されたものとみられる。付着物は確認できない。

4 残存幅1.4×1.4cm、厚さ0.4mm、0.2gの銅片である。押し出しにより全長約0.9cmの8本の丸みをもった放射状の線による花文とそれを囲う弧線が確認できる。1や3と異なり、文様は点の連続による打ち込みによるかは明確でなく、木彫などに銅板を押し付けての打ち出しの可能性を持つ。

5 残存幅1.6×1.4cm、厚さ0.4mm、0.2gの銅片で、4の文様と酷似する。花文の周りに圈線状の囲みがあり、その外側にも並行する線が確認できる。銅板の厚み等は銅片1とも似るが、錆の付着で詳細を観察し難い状況である。付着物や明確な列点による打ち出しは確認できなかった。

4と5は、文様の法量がほぼ一致することから同一器物片、あるいは同種の破片とみられる。弧線を持つことから3と同様に半円もしくは円形に配置されたものとみられる。3～5は、これまでの出土品中に類品が明確でない。打ち出しを持つ銅板片の報告は沖津宮付近の5号遺跡にみられるが、列点状の打ち込みは確認できず、様相はやや異なるようである。垂木状の木製品の端部や瓔珞などの一部となる可能性もあり、未報告の銅板の細片がないか、確認

する必要がある。蓮の花弁状のモチーフは仏教的な要素を想起させるが、これまで沖ノ島祭祀では存在が明確ではない。時期は不明である。

金銅製責金具

6 直径1.8cm前後の径を持つ幅0.7cm、厚さ0.5mmの銅板であり、責金具とみられる。留め具として一方から長さ1.5cm、断面方形の銅釘が刺さる。明確な釘頭を持たない。穿孔後に銅板に釘を打ち込んだのではなく、柔らかい対象を銅板で包んだ状態で釘を打ち込んでおり、釘孔周辺が大きく窪んでいる。この環状の彎曲と釘穿孔の撓みを根拠に集めたものが、（7～13）である。銅板の幅は0.3～0.7cmである。

（13）は、鍵手状に銅板をつなぎ合わせている。いずれも銅板は0.5～0.7mmと薄い。

带状の金銅板を環状にして、銅釘1本で重なった板を貫き、束に綴じたものごと固定する責金具である。大きな力で固定できるような責金具ではなく、带状の銅板が釘で大きく撓むことから、綴じる対象は木材などの硬いものではないとわかる。

1号遺跡からは径の大きく同構造をもつ「金銅製麻笥環状品」があるが、5号、6号、22号遺跡からは法量の近い同型品が出土しており、金銅製の責金具も沖ノ島祭祀に特徴的な器物と言える。

短冊状銅板（瓔珞）、雛形紡織具、その他

他に金銅板・銅板片は図版3、4の（14～65）までを確認した。多くは破片であるが、短冊状の銅板が大勢を占めており、その典型が、（14～27）である。図版3の（14、15）が奉納時の姿に近いとみられ、銅板の長さは4cm前後であり（14、15、16、17、19、26）の幅1.4cm前後にまとまりをもつ。類品の（20）は幅1.7cmと幅広で短辺が緩く弧線を描き、孔も2.5×1.0mmの長方形である。孔付近に黒色の带状の付着物が確認でき、有機質のヒモとみられる。短辺の一端に1、2個の孔があり、吊るす器物とみられる。（19）は二つの孔をもつ。これ以外に幅が9mm前後で平らな銅板として（24、29、30）があり、（24、30）には円孔が確認できる。

短冊状銅板は、5号、22号遺跡に、幅の狭い銅板

は6号遺跡に類例がある。短辺の一端に一つないし二つの円孔を持つ。「瓔珞」もしくは短冊状銅板の名称で報告されている。瓔珞はインド発祥の貴人が用いる垂加する装飾品であるが、仏教との関りの強い用語で、菩薩の装身具や天蓋から下がる金銅製装飾品を指すことが多い。ただし、沖ノ島祭祀遺跡の類例も含めて短冊状銅板の両端に円孔を持つものが見当たらないことから、銅板は一枚ずつ吊り下げられており、複数が縦に接続して垂加するものではない。ここでは祭祀の場の荘厳具として理解したい。

単純な短冊形だけでなく、複雑な切込みや造作を持つものがあり、これらは雛形紡織機具と報告されたものの一部とみられる。(37)は方形孔に別の銅板を差し込んで銅板同士と繋いでいた。全体像は不明であるが類似した造作は1号遺跡の雛形紡織機台座などに確認できる。(36)は銅板に直角の切込みを持ち、紡織具のカセイと報告された1号遺跡の類例に近い。(39)は端が三本に切れ込みが入っており、同じく紡織具のタタリと報告された1号遺跡に類例がある。これらの銅板もしくは金銅板の厚さも0.5、0.7、0.9mmなどがあり、複数のセットが混在するとみられる。

複雑な切込みを持つ金銅製の雛形紡織具は、1号、5号、6号、22号遺跡に確認できる。いずれも沖ノ島祭祀に特有の奉納品といえる。

銅椀片

29(66)は、残存幅3.8×2.5cm、底付近で厚さ2.0mm、重量は6.1gで、高台から椀底にかけての破片である。底面には同心円上の研磨痕を確認できる。高台は径約5cm、高さ約4mm、厚さ1.5mmで緩く外反し、端部は丸みを持ち外側に突出する。ほかに銅椀底の形状や厚さと錆び方が類似した破片3点確認できた。他にも小片であるが近似した厚さの銅細片が多数あり、同様に銅椀片となる可能性がある。

本銅椀は、1号遺跡から多数出土する「雛形銅椀」と報告される銅板を加工した薄手のものと異なり、肉厚な点は4号遺跡出土の銅盤に似るが、より深い銅椀であり、6号遺跡出土の銅椀に様相に近い。

歩揺片

図2-31、残存長1.6×1.4cm、厚さ0.8mmの緩く彎曲する金銅片である。表裏とも鍍金されており、現在も輝きを残す。縁が欠けて全体形状は不明であるが、表裏のみえる器物として歩揺の可能性が高い。歩揺付雲珠などに付属する歩揺片とみられる。

第3章 貝製品 (図版5、表1)

返納品中の貝片は18点で、そのうち図版5-1～7は返納時にタコ糸で括られて保管されていた。人為的な穿孔が確認できるのは1～8の8点で、確認できる穿孔は各一ヶ所ずつである。8は円孔の一部が欠損していた。残る10点に円孔は確認できず、小片も合わせて全部で18点である。そのうちの15は加工痕跡の確認できないサザエの蓋であり、貝製品と断定できない。15を除く全ての貝片は貝殻の縁を打ち欠いている。貝製品としての縁部の研磨は明確でなく、奉納時の姿をどの程度残すかの判断が難しいが、円孔が確認できる1～8の全長は2.7～7.4cmで、最大幅は1.6～5.7cmと細長く加工される傾向を持つ。穿孔のない8～18も同様である。円孔は基本的に片側穿孔で、孔の径は2.1～4.4mmで、貝の厚さ2～4mmほどである。貝はかなり硬く、石製玉類と同様に加工には手間をかけている。細長い形状と穿孔から貝製玉類とみられ、貝以外の円孔をもつ出土品と同様に、垂加しての奉納が想定される。なお、厳密な貝の種類同定はできておらず、今後の課題として残るが、内面に光沢をもつアワビなどの一枚貝が主とみられる。

貝製品は、イモガイを使用した雲珠以外には、1号、6～9号、22、23号遺跡で出土している。6号、8号遺跡からは、石製品の有孔円盤に似た形状の「有孔貝製品」が、5号、22号遺跡にも複数の円孔をもつ貝製品があるが、これらと返納品の貝製品とはやや様相が異なる。他にも報告書に図示されていない貝製品があるとみられ、貝製品の全体像については、別に検討する余地がある。

表 1 貝製品

番号	内容	残存長cm	残存幅cm	穿孔	穿孔径(最大)	穿孔径(最小)	重さ(g)	備考
1	貝製品	7.4	1.7	有	0.3	0.2	3.5	
2	貝製品	3.7	3.2	有	0.3	0.2	10.8	
3	貝製品	7.1	2.8	有	0.31	0.12	9.4	
4	貝製品	5	4.4	有	0.48	0.4	10.4	
5	貝製品	7.9	5.7	有	0.32	0.29	29.1	
6	貝製品	6.2	3.5	有	0.42	0.4	18.4	
7	貝製品	2.7	1.6	有	0.21	0.18	1.1	
8	貝製品	4.1	3.7	有	0.4	0.4	4.5	
9	貝製品	4.7	1.2	無	—	—	2.5	
10	貝製品	3.8	1.8	無	—	—	1.6	
11	貝製品	3.7	2.1	無	—	—	1.6	
12	貝製品	3.2	1.8	無	—	—	0.8	
13	貝製品	3.5	3.5	無	—	—	1.9	
14	貝製品	2.1	1.2	無	—	—	1.5	
15	貝	3.4	3.3	無	—	—	12.6	サザエ
16	貝製品	1.4	0.7	有	—	—	0.5	窪みあり
17	貝製品	1.8	0.8	無	—	—	0.5	
18	貝製品	1.1	0.5	無	—	—	0.2	

まとめ

担当した金属製品だけでも種類は多様で、既報告の出土品との対照からみて、沖ノ島内の多数の祭祀遺跡を横断する形で採取されていることが判明した。「雛形鉄刀」や金銅製の「責金具」や「瓔珞」と報告される短冊状銅板など沖ノ島祭祀特有の器物を数多く含んでいた。また、倭製の金銅装大刀の装具片とみられるものが複数確認できた。沖ノ島祭祀自体は国際色豊かな奉納品を持つが、確認できる武器類は倭系に偏る傾向があり（水野2025）、これを再確認させる資料である。同時に、報告書記載を上回る数量の大刀の奉納を窺わせるものである。その他に、文様を打ち出した銅板片や穿孔された貝製品（玉類）が確認できた。前者は、打ち出しを持つ銅板という点で、5号遺跡出土品に類品があるものの、これまで明確に認識できていなかった資料である。後者の貝製品は報告書での記載が少なく、沖ノ島祭祀における貝製品の全体像はやや不明な点があり、貝製雲珠を除けば、多くが穿孔された貝製品である。返納品では確認できる円孔が1つであることから、22号遺跡などの楕円形で複数の円孔を持つ貝製品とは様相が異なる。細長く加工された勾玉などを指向した貝製玉類の可能性を持つ。

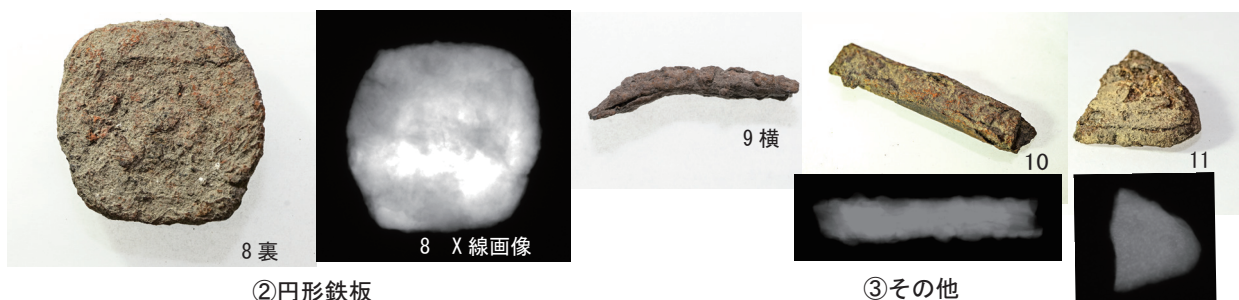
検討した返納品は、沖ノ島祭祀に特徴的な奉納品を含み、資料として一括性は高く、いずれも沖ノ島祭祀奉納品とみて良いと考える。

参考文献

- 宗像神社復興期成会1958『沖ノ島』吉川弘文館
 宗像神社復興期成会1961『続沖ノ島』吉川弘文館
 宗像大社復興期成会（第三次沖ノ島学術調査隊）1979『宗像 沖ノ島』精興社
 水野敏典2025「7・8号遺跡出土の鉄製武器と金属製品の再検討に向けて」『沖ノ島研究』第11号

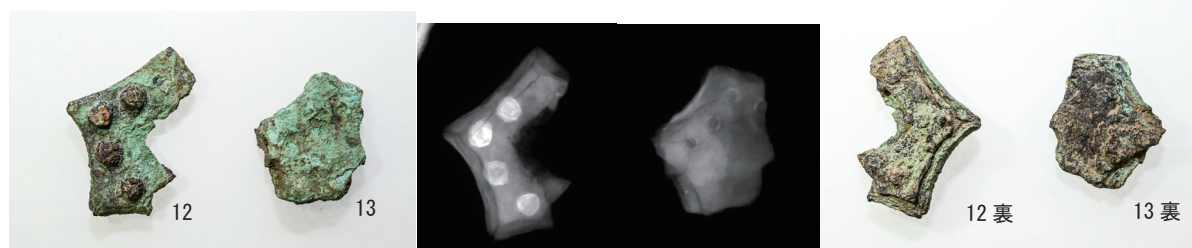


① 雛形鉄刀・鉄製品ほか

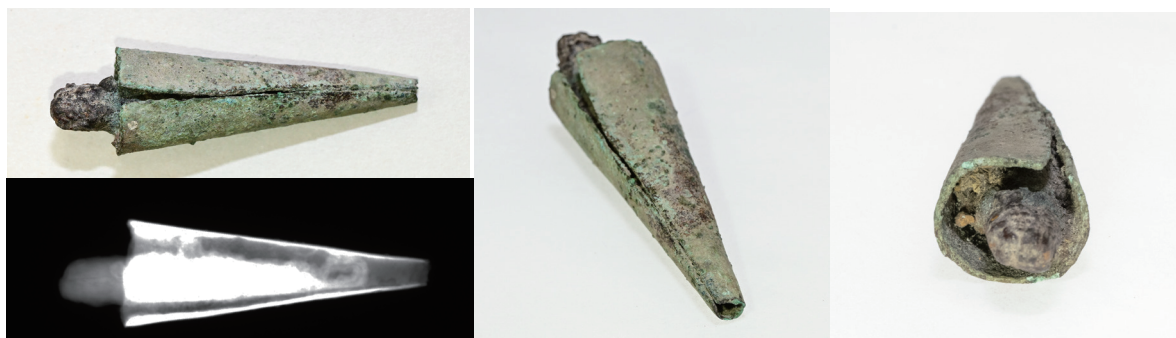


② 円形鉄板

③ その他

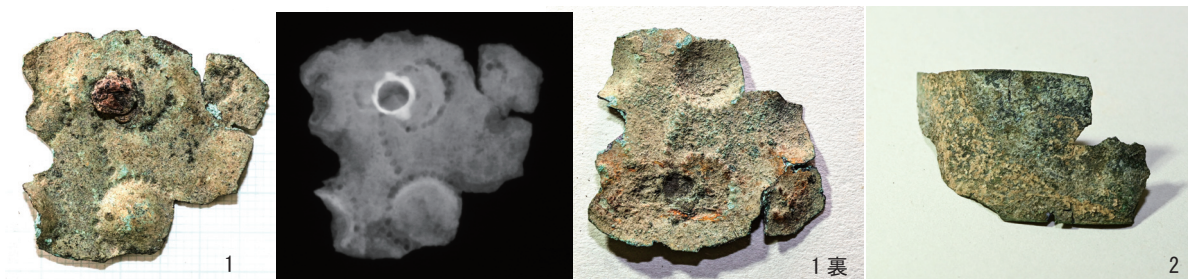


④ 子持剣菱形杏葉片

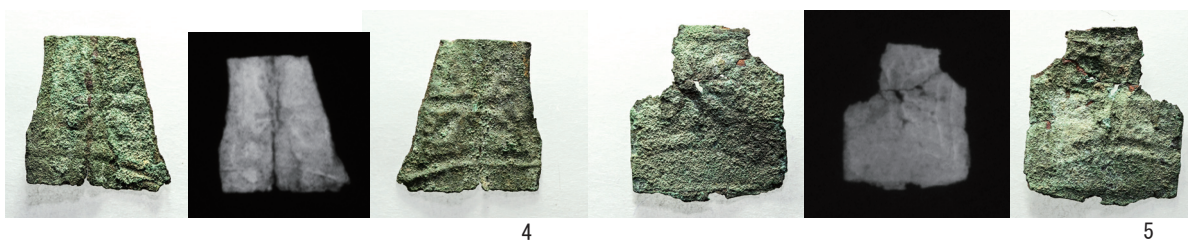
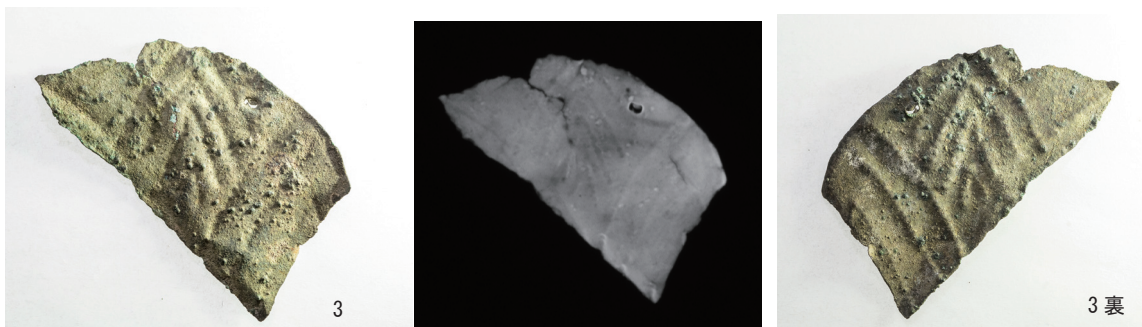


⑤ 鐸

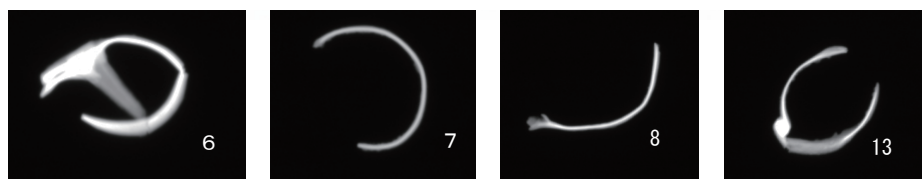
図版1 鉄器類・その他



①刀装具



②打ち出しをもつ銅板片

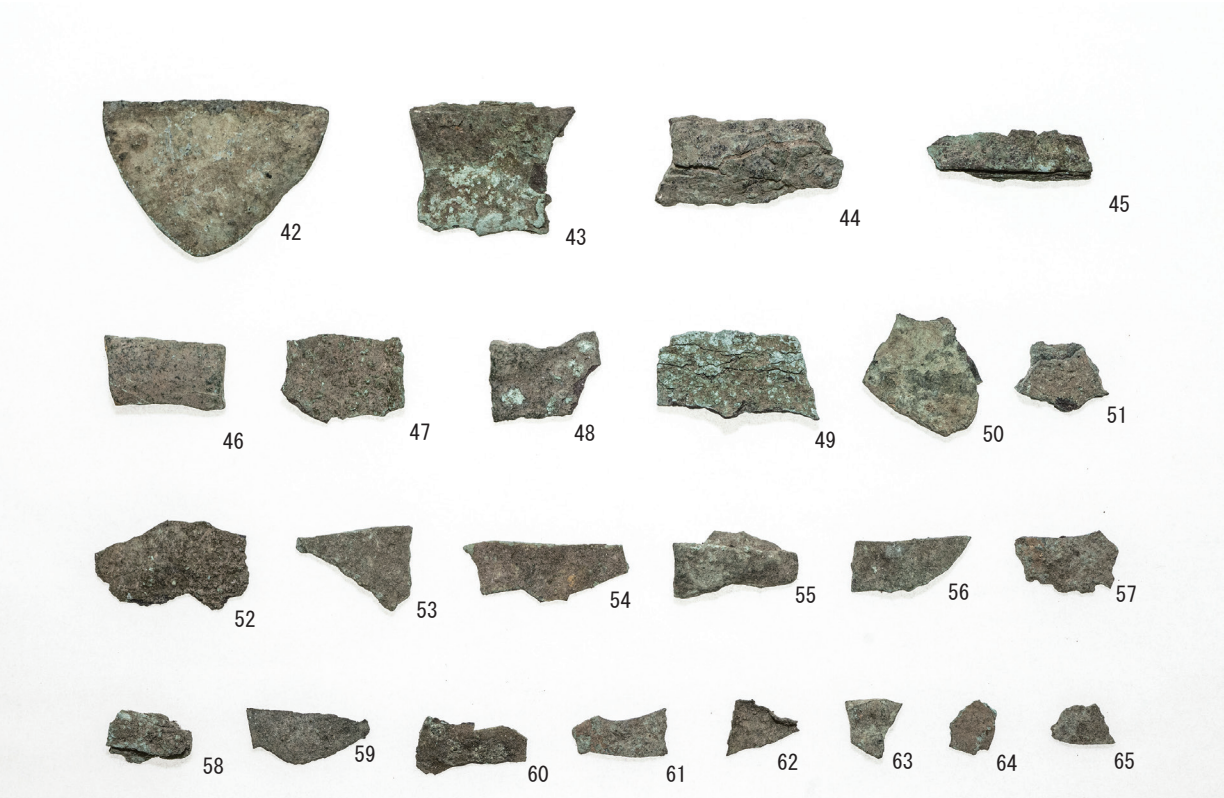


③金銅製責金具

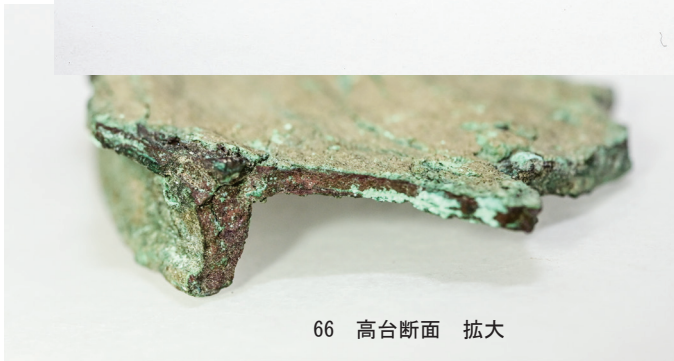
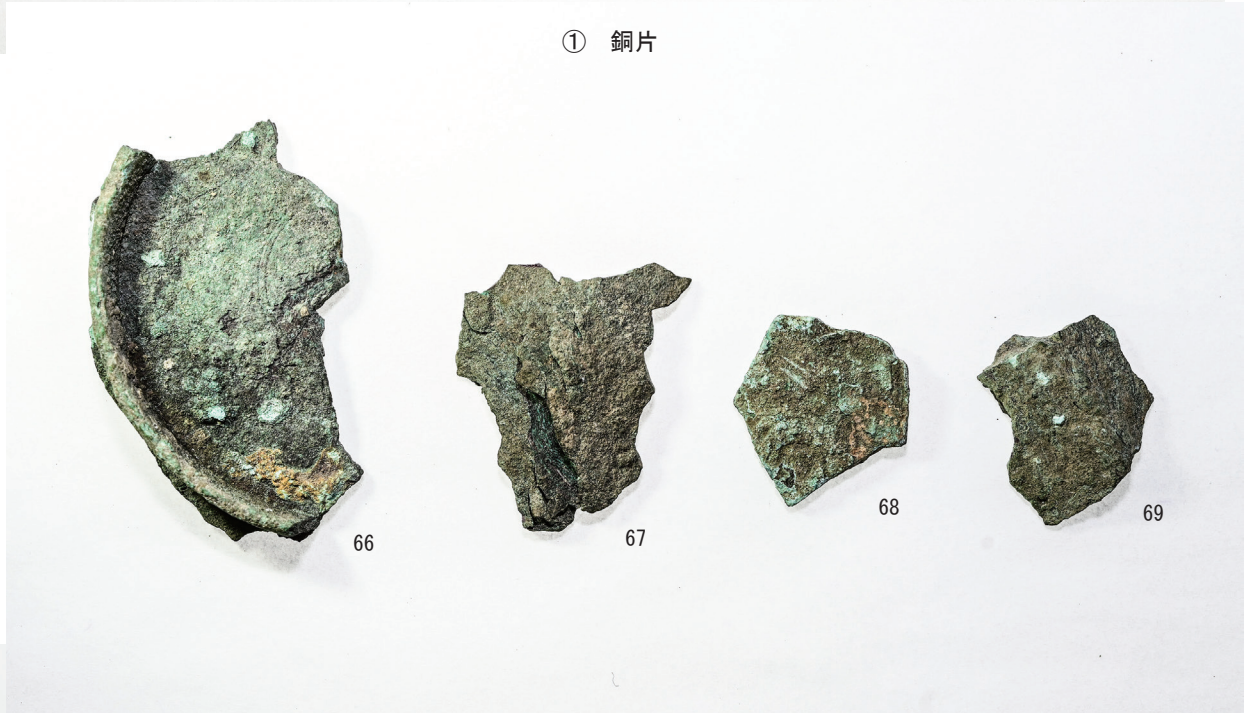
図版 2 金銅製品 1



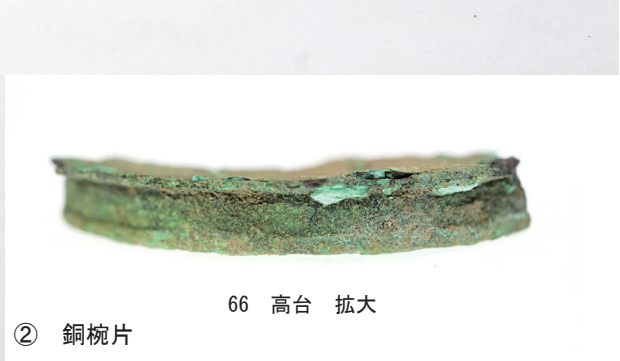
図版 3 金銅・銅板片



① 銅片



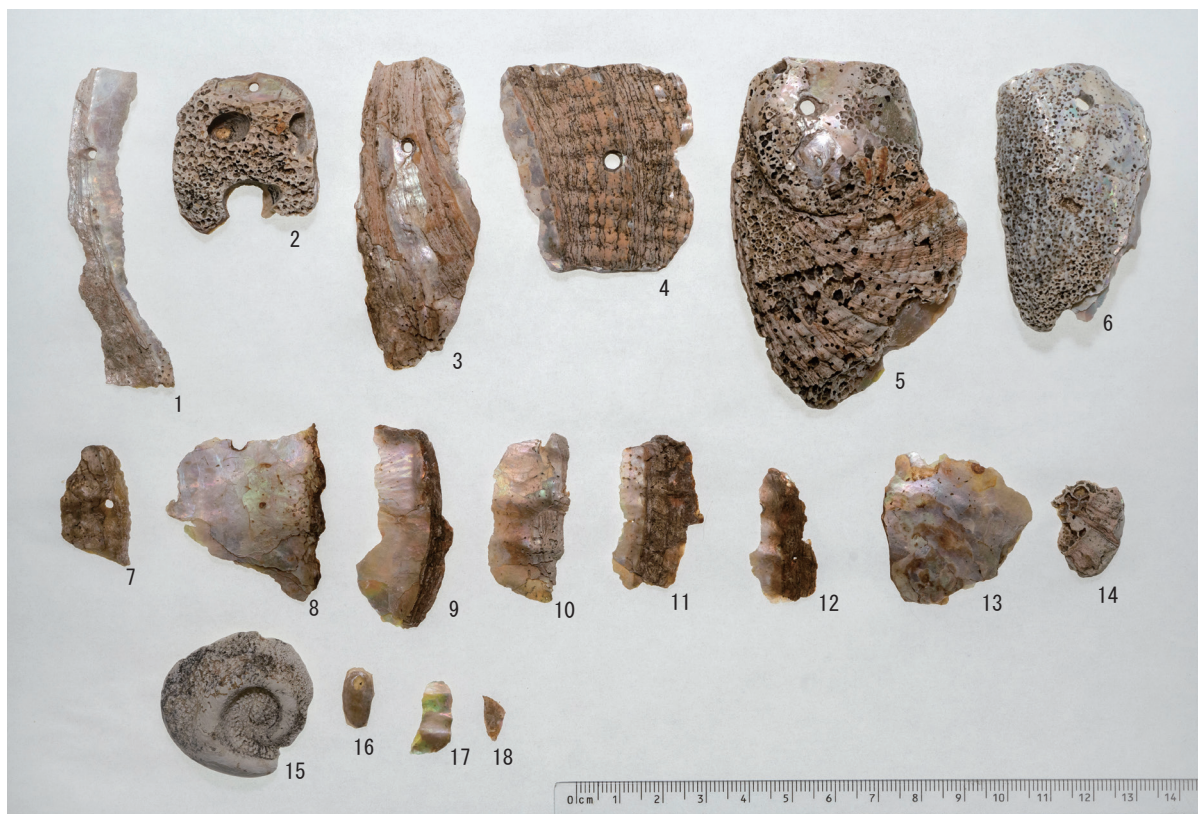
66 高台断面 拡大



66 高台 拡大

② 銅椀片

図版 4 銅製品 他



①貝製品ほか 表



②貝製品ほか 裏

図版 5 貝製品と貝

VI 伝沖ノ島出土返納品 石製模造品の検討

河野 一隆 東京国立博物館

要旨：本稿は、伝沖ノ島出土返納品（石製模造品・玉類等）を対象に、2024年度調査で整理した石製品群の三段階（岩上・岩陰・露天）変遷の枠組みを踏まえ、2025年11月に宗像大社神宝館で実測・法量・重量計測を行い、製作・調達・選別の実態を検討した成果報告である。出土状況が不明な返納品についても、可能な限り観察、実測調査、法量計測を行い、組成、素材、製作痕の分析から段階差に対応した技術的特徴を整理した。とくに滑石製白玉389点を対象に径や厚さの多変量解析によって三つの寸法規格群を抽出し、計画的調達と品質選別の可能性を示した。また、穿孔を中断した個体や研磨後に施溝された個体の存在から工程の柔軟な組替えを確認することができ、「沖ノ島技法」を分割時の打点形成を制御するための準備工程として再定義した。さらに、剣形を扶安竹幕洞遺跡出土資料と比較することによって、沖ノ島に特徴的な扁平菱形剣形の独自性と広域的な関連性を位置づけ、沖ノ島祭祀における独自の祭具の関連性を明らかにした。

キーワード：剣形、平玉、白玉、沖ノ島技法、多変量解析、竹幕洞祭祀遺跡

1. 2024 年度の調査成果の総括

2024年度に実施した国宝「宗像・沖ノ島祭祀遺跡出土品」に関する石製品・石製模造品の特別調査では、各祭祀遺跡に供献された石製祭具群を悉皆的に実見・整理し、その体系的把握を目的として実施した⁽¹⁾。この調査では、玉類（勾玉・管玉・棗玉・白玉・平玉・算盤玉）、腕輪形石製品（鋏形石・車輪石・石釧）、石製模造品（器物形・玉類）、さらに人形・馬形・舟形といった石製形代を含む広汎な石製遺物を対象とし、品目構成、素材選択、製作技法、型式変遷を総合的に俯瞰することを目的とした。

これまで沖ノ島出土の石製祭具は、玉類、腕輪形石製品、形代といった品目ごとに個別研究が蓄積されている。しかし、祭祀全体の時間的展開の中で石製品群を総体として捉え直す試みは必ずしも十分ではなかった。そこで、昨年度の調査では研究史の整理を踏まえつつ、沖ノ島祭祀の諸段階に即して石製品・石製模造品の変遷を追跡することによって、祭祀内容の変化と石製祭具の関係性を明確化することを試みた。

その結果、沖ノ島祭祀における石製品・石製模造品の製作技法や組成の変遷過程は、①岩上祭祀段

階、②岩陰祭祀段階、③露天祭祀段階の三段階に大別できることが明確となった。岩上祭祀段階では、三角縁神獣鏡や鉄製武器と共伴する玉類や腕輪形石製品が中心であり、古墳副葬品と共通する性格を有したものと判断され搬入品の比重が高い。とくに、石製模造品では、白玉が灰白色・灰褐色の石材を使用し、個別成形のものと管玉を輪切りにした小型品が多く、算盤玉は個別成形で白色滑石が使用される特徴がある。方格に擦切施溝した平玉も見られるが岩陰祭祀段階以降と比べると少ない。

続く岩陰祭祀段階に入ると、腕輪形石製品は姿を消し、白玉・平玉・円板類を中心とする滑石製玉類が顕著となっている。この段階では、素材が黄褐色～明褐色の滑石へと収斂し、擦切施溝と打割を組み合わせた規格的な製作技法が広く採用されるようになる。石製祭具の製作には、岩上祭祀段階までの搬入品中心のあり方から、九州北部の在地的な素材調達・現地加工を基盤とした体制へと大きく転換したと推定できる。

さらに8世紀の露天祭祀段階になると、人形・馬形・舟形などの石製形代が大量に供献され、律令祭祀の枠組みの中に沖ノ島祭祀が明確に位置づけられたと考えられる。この段階では、円板や白玉・平玉

といった従来から継続する玉類と、形代として新たに登場する石製品とが併存し、前代とは使用石材や製作技法にも明瞭な差異が認められる。石製形代の製作には、硬質で粘度の高い石材を用い、刀子による切削加工を多用する点でそれ以前の滑石製玉類とは異なる技術系譜に属することが明らかになった。

なお、2024年度の調査における重要な成果の一つとして、従来「沖ノ島技法」と呼ばれてきた擦切施溝を伴う臼玉・平玉製作技法を再検討したことが挙げられる。実見資料の詳細な観察によって、擦切施溝は素材を手で割り取るための工程ではなく、分割時の打点形成を制御するための準備作業であることが明確となった。施溝の本数と平玉の辺数の関係を検討した結果、板状石核はひとかかえ程の比較的小規模な転石から、規格的な分割が行われていた可能性が高いことが示唆される。この知見は、沖ノ島祭祀における石製玉類生産が、専門工人のみに特化したものではなく、在地的な製作体制のもとで成立していた可能性を示すものであった。

また、露天祭祀段階における石製形代については、精巧な祖型と、それを簡略化した大量の粗製品との明確な関係が確認された。人形・馬形・舟形はいずれも無秩序に模造されたものではなく、共通する造形原理と製作技術の系譜に基づいて生産されている。これは、奈良県飛鳥池遺跡でみられたような「様」^{ためし}を用いた律令的生産管理と共通した性格を有しており、沖ノ島における石製形代の大量供献が国家的な生産・管理体制の下で行われた可能性を強く示唆している。

以上の成果から、沖ノ島祭祀における石製品・石製模造品は、単なる供献品ではなく、祭祀の性格、社会的背景、生産体制の変化を鋭敏に反映する指標であることが明らかとなった。

この一方で、昨年度の調査は全体像の体系的把握を優先したため、詳細な法量分析が実施できなかった。また、調査対象となる指定品のほとんどが板付きで保存されていたため、個別品の実測調査については将来の課題として残された。

そこで、2025年度の「伝沖ノ島出土返納品（以下、「返納品」とする）」調査では実測調査と法量分析を目的として、2025年11月13～15日にかけて宗像大社神宝館で行った。その内容は、資料群全体の観察、板付きでない石製模造品の法量（径・厚さ・重量）⁽²⁾の計測を主たる作業とした。

2. 返納品の概要

今回の調査対象品目には臼玉が多く、剣形、円板、擦切施溝分割（いわゆる沖ノ島技法）による平玉などバリエーション豊かな内容を含む。今回、実測調査と法量計測の対象とした返納品（図1）の、個別の特徴については第3～6節に詳述した。

このほか、図化に至らなかったものが若干ある。

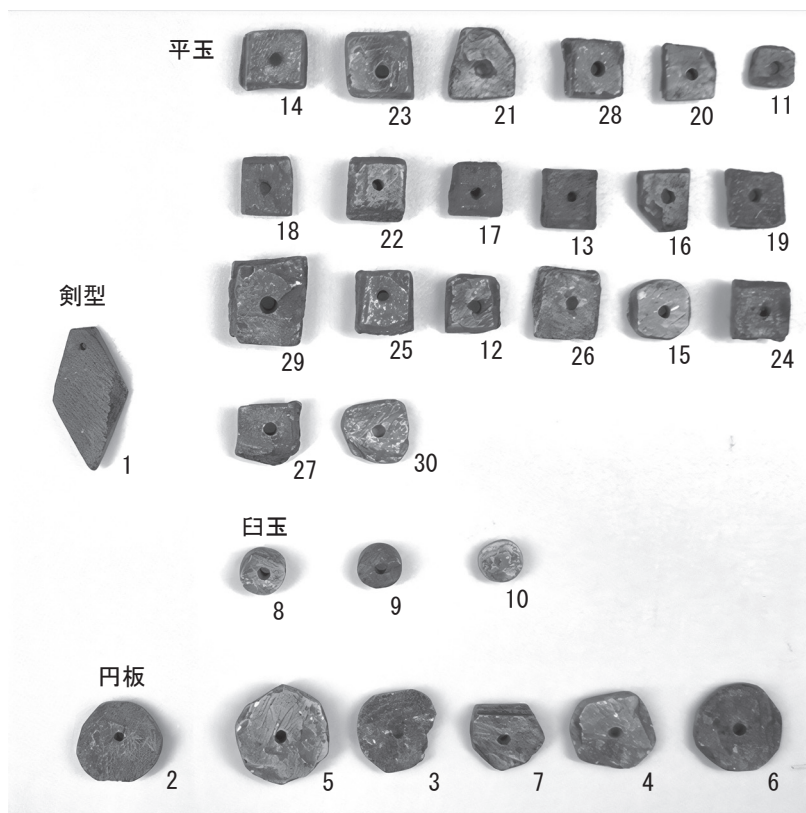


図1 今回調査対象とした伝沖ノ島出土返納品写真（一連の臼玉を除く）

このうち玉1点は平玉残片で穿孔開始側の断面がロート状になった薄いものである。また、極小の玉片と有機質のコハクか?と見られる施溝痕をとどめる残片もある。

以下は、個別資料について実測図および計測データ、観察所見を提示する。

3. 剣形 (図2)

剣形は鎬の表現が無い扁平な作りであるが、全体の形状は整っている。表裏面は穿孔を上にして右下がりの密度の高い研磨痕が認められる。側面も古い割れや石のくぼみのために研磨が及んでいない部分を除き、おおむね仕上げはていねいである。暗灰褐色の粘板岩と見られ、重量は3.92gである。

沖ノ島祭祀では、おおむね器物を模倣した石製模造品は少ない。石製鏡がていねいに仕上げられている以外は⁽³⁾、剣形および工具形は扁平に便化した粗製品であり原型が不明なものも少なくない。剣形が確認されているのは、21号遺跡と6号遺跡で2024年度に実見調査を実施した。特に後者の剣形は基部と切先が明瞭ではなく、菱形を呈し本品と共通した特徴を持つものであり、第7節(2)で詳述する。

4. 円板・臼玉

円板(図3)は白・黄灰褐色～暗灰褐色の粘板岩で薄く扁平な作りのものが多い。いずれも表裏面に

密度の高い研磨痕を止めるものが多い。2は、穿孔が明確に円の中心から上に偏る。この特徴は露天祭祀段階の円板類の特徴と共通する。しかし、1号遺跡のこの種の円板は暗灰色で光沢を持つ石材を刀子で切削して成形するのに対し、本品は暗黄褐色で多孔質の粘板岩であり砥石研磨で整形するという製作技法に大きな隔たりがある。このため本例を露天祭祀段階にまで下げることはできず、しいて言うなら過渡的な型式と位置付けられるかもしれない。3は円板で一側縁がわずかに挟られている。形態的には粗製の勾玉と見られなくもないが、穿孔が中心にあることから、ここでは円板に分類した。4も一辺が大きく挟れた不整形の円板であるが、側面はていねいに研磨されている。5は両端が尖る円板で成形や研磨が十分に及んでいないと見られる。表裏面で白灰褐～暗灰褐色と色調に大きな差が認められる粘板

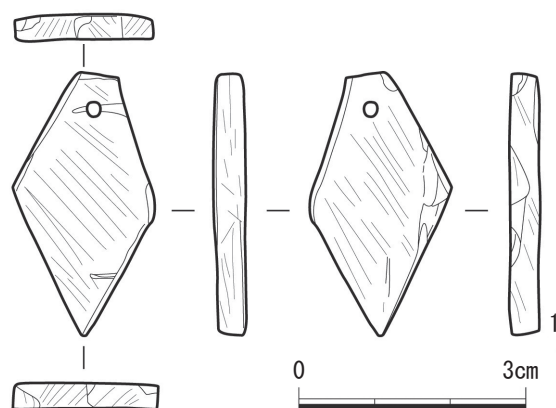


図2 剣形の平面・側面図

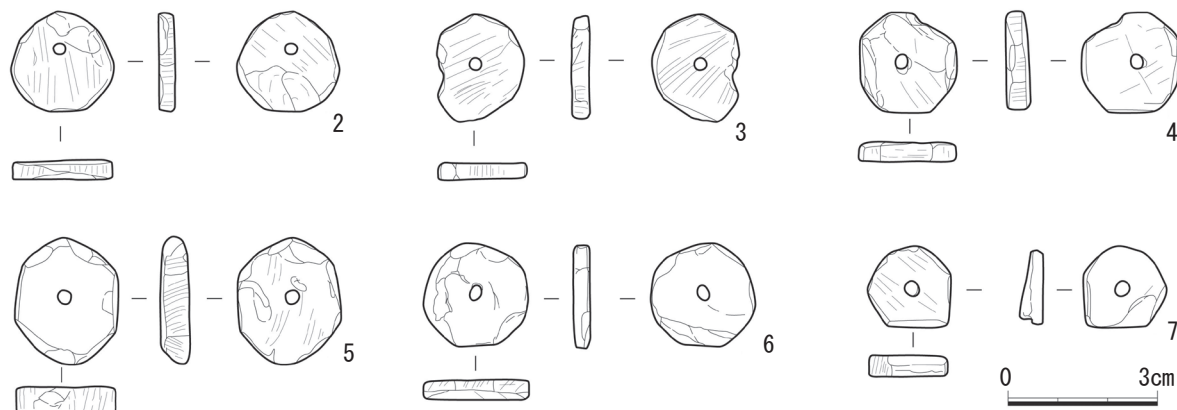


図3 円板の平面・側面図

岩を使用している。6は作りの整った円板で表裏面がていねいに研磨されている。7は黄灰褐色の粘板岩で一边には擦切施溝痕が認められ、側面から見ると段状に加工されている。擦切施溝分割の必要が無い部分で、続いて行われるべき打点も観察できないことから製作技法上の必要性から擦切施溝を行ったものではなく、当初は沖ノ島技法で平玉を作出するための素材石核を擦切施溝の一边を利用して円板に再加工したものと推定される。

白玉(図5)は3点確認できる。8は上辺に擦切施溝(図4)と打点を確認することができる。端面は高密度で研磨されたていねいな作りである。9は、擦切施溝は認められないが、側面を見ると打割時に力が抜けて破断した(割れ円錐)痕跡がうかがえ、端面の研磨はなされていない。10は、両端面がていねいに研磨されているが穿孔部は貫通していない。孔内には泥とは少し異なった石材と同質の充填物が詰まっており、一端に錐の先端のような小さな窪みも確認できる。もし、これが穿孔途中のものだとすれば、本例から白玉の穿孔には両面穿孔するものがあつたと推定することが出来るかもしれない。

前稿で確認した沖ノ島祭祀における円板と白玉の変遷過程は以下のとおりである。円板には双孔と単孔の2種類があり、単孔の出現時期は後出する。沖ノ島祭祀遺跡で有孔(単孔)円板が出現するのは21号遺跡で、単孔円板には円形・方形に成形し側縁を研磨で整えたものと、1点のみだが白玉と共通した擦切技法で整形したものがある。返納品の場合、前者は2～6、後者は7が該当する。8号遺跡でもこの傾向は共通する一方で、双孔円板が激減し、単孔円板は6cm程度に大型化したものが圧倒するようになる。露天祭祀では、円板類が10cm程度に巨大化して厚みを増し、孔も中心から上部へと移動する。製作技法も、板状石核から打割するものに代わって、角柱体から連続的に打割した後、主剥離面を上にして

して刀子で切削することで円板に成形するという製作技法の変遷を経過する。

一方、白玉については岩上祭祀段階から登場し、灰白色～灰褐色で径の小さなものが多い。それらは和歌山または兵庫県北部産か?と見られるが文化財科学的な調査は行っていない。個別成形と管玉に擦切を入れて両極打法で打割したものがあり、素材は前者が搬入の可能性のある白色、後者は灰白色または灰褐色の滑石で砥石整形時の研磨筋が明褐色となる特徴で九州北部(篠栗周辺か?)産の可能性も指摘できる。

岩陰遺跡段階の7号遺跡では、九州北部産の滑石を素材とし、分割後に切断面両側を研磨して仕上げるものが多い。小型品と擦切施溝で分割した大型品が共存し、21号から8号への過渡的様相を示す。擦切施溝は大量の白玉・平玉を生産するために規格的に打割できる技法として、岩陰祭祀段階から大々的に採用されている。これは、祭具の現地調達のために、九州北部で古墳時代から行われていた白玉製作技法から発展したと推定される。8号遺跡では白玉製作の定型化段階と位置付けられ、研磨によって円柱体を作り出し、擦切施溝によって打点を作り出し打割するものが大半である。両極打法で端面を研磨したものと打割したままのものが岩陰祭祀段階を通じて認められる。露天祭祀段階でも、灰白色または灰褐色の多孔質の滑石が使用されており砥石研磨を多用して製作される。石製形代では異系統の製作技法が導入されているのに対し、白玉は岩陰祭祀段階のものが踏襲される。



図4 施溝分割痕(8)

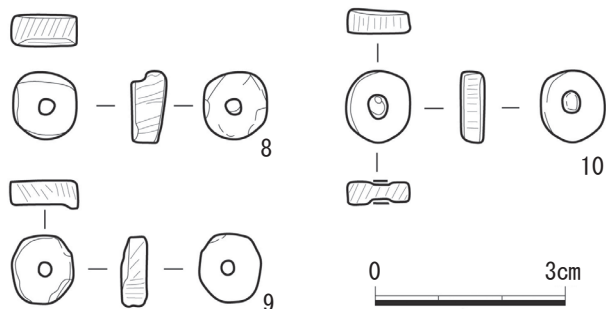


図5 白玉の平面・側面図

5. 平玉 (図 6)

いわゆる沖ノ島技法で作出された方形の玉を平玉と呼ぶ⁽⁴⁾。平滑に研磨加工した板状石核に方格状に施溝分割を加え、そこを打点として打割したもの

で、破断面を研磨で仕上げるものとそうでないものがある。この資料群は、全面(4方向)に施溝するものが主体であり、方形に整ったものを選別して採取した可能性がある。白灰色～暗灰褐色の多様な色調の滑石が用いられる。11は、最も小型の玉で2方

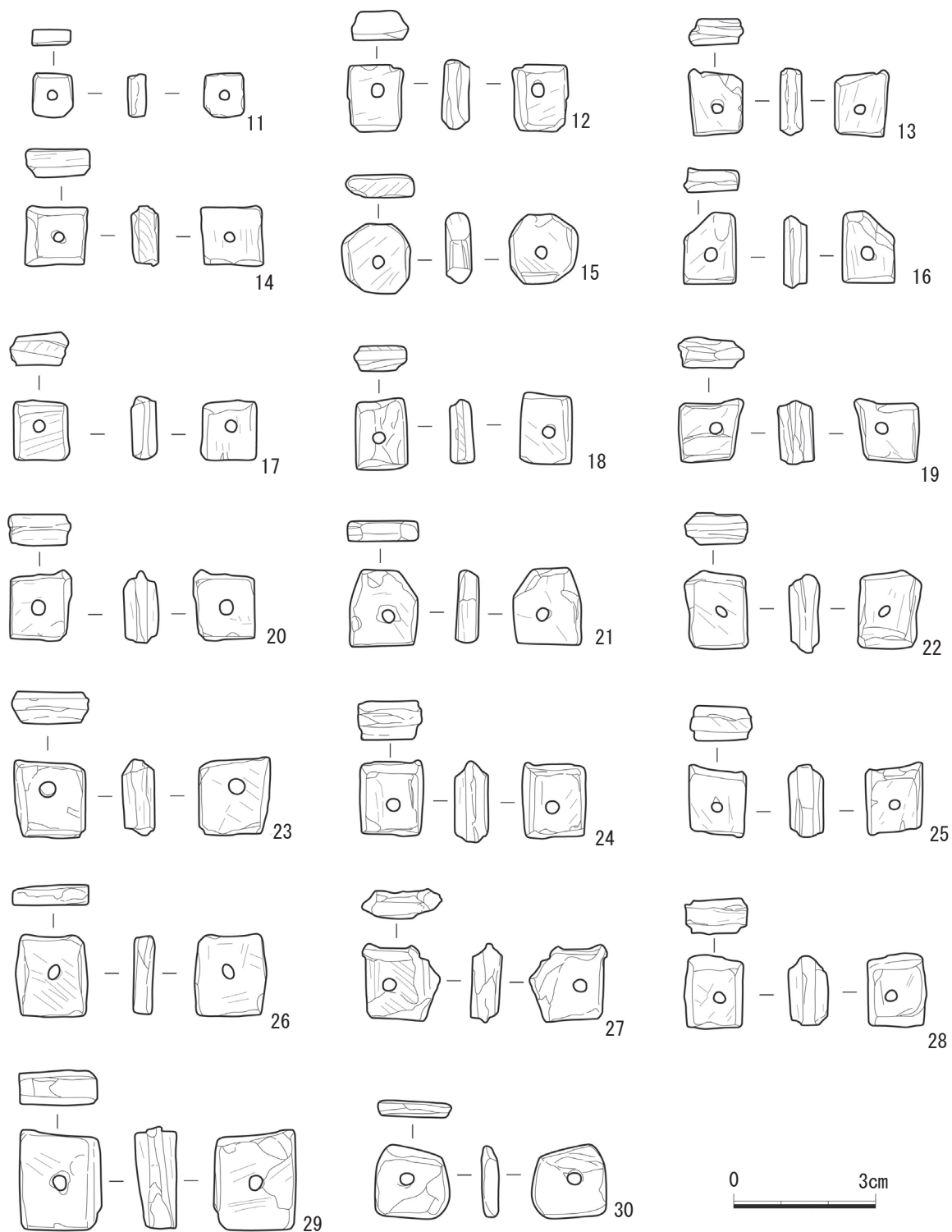


図 6 平玉の平面・側面図

向が擦切、2方向を研磨で仕上げる。12は穿孔が上部に偏り、全面擦切後に2方向だけに研磨を施す。13は全面擦切だが1隅が棘状になる。暗褐色の滑石製。14は比較的整った平玉だが、19、20、23、25、28などと同様、全面擦切で平面形に比較して分厚い印象を与える。15は全面擦切のため平玉に分類されるが、隅角が研磨で落とされ円板のような形になっている。16は角の一つが欠失し打割時の力の制御に失敗したものか。17は方形に整った玉で軽い。18は3方向を擦切し、うち2方向を研磨する。1方の長辺は打割されたままである。19も13同様に1隅が棘状になり穿孔が片寄った位置にある。20は灰褐色で全面擦切。21は全面研磨により2つの隅角が落とされている。22は全面擦切で1辺が大きく乱れている。23は穿孔が片寄り1つの角が尖っている。24は全面擦切で分厚い印象を与える。25は全面擦切後に1方を研磨で打割時の力の抜け具合で平行四変形になっている。26は比較的大きな玉だが薄い。3方を擦切し、1方だけに研磨を施す。27は本資料群中、最も形が崩れている。3方に擦切が残っていて、1方に剝離面が残っている。28は整った方形で穿孔が片寄る。大きさに比べて非常に分厚く、3.58gと重い。29は本資料群中最大の玉で5.9gに達する。1方を研磨している。30は非常に薄い玉で、1方に石核を成形した時の割れを残している。

ここで、もう一度、昨年度考察した沖ノ島技法について振り返っておこう。沖ノ島技法は岩上祭祀段階の16号遺跡で登場し、21号遺跡で定着する。これは、若杉山の滑石産地に近い粕屋町古大間池遺跡や宗像市藤原神屋崎遺跡、福岡市三苦遺跡群で知られ、小郡市西島遺跡でも報告されているように、九州北部で確認できる方格擦切施溝して分割成形する、古墳時代の白玉製作技法に技術系譜が求められる。岩陰祭祀段階の8号遺跡では平玉製作技法として盛行し、露天祭祀段階にも踏襲される。一方で擦切施溝がなされる時点は、砥石による研磨で板状石核として仕上げられた後で打割される前である。擦切施溝は、白玉製作時に円柱体から規格的に打割する場合にも採用されている。つまり、擦切施溝とは、かつて推定されたように手で割り取るためではな

く、分割に際して打点を作成するための準備作業の一環と推定される。しかし、本資料群の1つの角が棘状になる個体や隅角が研磨で落とされた個体の存在から、沖ノ島技法の打割についての傾向が見えてくる。方格に施溝して分割する場合、力の抜け方のコントロールが最も難しいのは最初に打割する時である。打割が進めば進むほど打撃時のベクトルが施溝に沿うようになるため、整形は容易になる。このため、棘状になった1つの角の両側の辺が最初に加撃した部分と推定される。また、孔の位置が片寄ったものが見られる点から方形に打割されるより前に、穿孔が施されたと推定できる。なお、本資料群に見られるような不整形の玉や、後述するような平玉を作成するための素材石核を設計変更して白玉に転用した事例も見られることから、熟練した工人が計画的に玉生産に従事していたわけではなく、臨時に動員された工人も白玉や平玉の調達に際して動員されたのではなかろうか。この体制が岩陰祭祀段階に確立されていたからこそ、露天祭祀段階に石製形代生産に異系統の石材加工技術が導入されても玉生産は同じ系統の技術が継承されたと推定できる。これは、膨大な量の石製形代を生産し続けた沖ノ島祭祀の基盤を形成したと評価することができよう。

以上、返納品に含まれる石製模造品のうち、図2・3・5・6に該当するものの法量を計測し、観察表にまとめたものが表1である。

6. 白玉（図7、表2）

図化・計測した個別の返納品以外には、紐で綴じられた白玉がある。本品は、滑石製玉類389点が一連となったもので、擦切施溝痕をとどめるものよりていねいに研磨されたものの方が多い傾向がある。これは、金属製品などと共通する傾向で採集時に玉を選別した可能性が考えられる。これらの玉類には3種類に大別される。第1はあらかじめ製作した管玉に施溝分割し白玉を作成している。上下に施溝するものと上だけのものがあり、端面も打割後に未調整ものと研磨するものがある。第2は、いわゆる算盤玉だが1点しかない。第3は最も多数を占める

表1 今年度調査対象とした伝沖ノ島出土返納品の観察表

番号	名称	長さ (長径)	幅 (短径)	重さ	色調	施溝数
1	剣形	2.4	0.4	3.92	暗灰褐色粘板岩	－
2	円板	2	2	3.22	暗黄褐色粘板岩	－
3	円板	2.1	1.8	2.5	暗灰褐色粘板岩	－
4	円板	2	2	3.04	暗黄灰色粘板岩	－
5	円板	2.5	2.1	6.45	白－暗灰褐色粘板岩	－
6	円板	2.1	2.1	3.21	暗黄褐色粘板岩	－
7	円板	1.7	1.6	2.61	黄灰色粘板岩	－
8	白玉	1	1.1	1.21	灰褐色粘板岩	－
9	白玉	1	1	1	灰褐色粘板岩	－
10	白玉	1.1	1	0.76	灰褐色粘板岩？	－
11	平玉	0.9	0.9	2.05	白灰色滑石	2
12	平玉	1.4	1.1	2.11	灰褐色滑石	2
13	平玉	1.5	1.1	1.78	灰褐色滑石	4
14	平玉	1.4	1.2	2.18	灰褐色滑石	4
15	平玉	1.5	1.4	1.95	灰褐色滑石	4
16	平玉	1.5	1.1	1.67	白褐色－暗褐色滑石	3
17	平玉	1.3	1.1	1.71	暗灰褐色滑石	3
18	平玉	1.4	1.1	1.64	暗灰褐色滑石	3
19	平玉	1.5	1.3	2.2	暗褐色滑石	4
20	平玉	1.45	1.4	2.89	灰褐色滑石	4
21	平玉	1.6	1.4	2.03	白灰－暗灰褐色滑石	4
22	平玉	1.6	1.2	2.85	灰褐色滑石	4
23	平玉	1.65	1.5	3.96	暗灰褐色滑石	4
24	平玉	1.8	1.55	3.68	灰褐色滑石	4
25	平玉	1.5	1.2	2.26	灰褐色滑石	4
26	平玉	1.7	1.6	2.36	灰褐色滑石	3
27	平玉	1.6	1.6	2.72	暗灰褐色滑石	3
28	平玉	1.55	1.2	3.58	白灰褐色滑石	4
29	平玉	2.2	2.1	5.9	暗灰褐色滑石	2
30	平玉	1.5	1.5	1.49	白灰色滑石	2

もので、擦切施溝痕を認めないほどいいいに仕上げられたもので、当初から無かったのか研磨によって不明確となったのかは定かではない。

2024年度の調査で見出された石製品・石製模造品

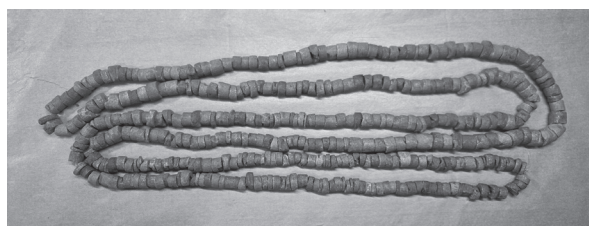


図7 紐で綴じられ一連となった白玉

の3段階のうち、岩上祭祀段階に見られた、白色－灰褐色の高密度の石材で、単体で仕上げられたものではなく、おそらく九州島内の産地から採取された光沢が少ない淡黄褐色で多孔質の滑石を母岩とし、タバコ状の円柱素材石核から規格的に打ち割って穿孔・ていねいに研磨したものが大半である。このうち、2つの注目すべき特徴が指摘できる。第1は、錐ブレを止めるため穿孔を始めた所で中断した個体が複数個あることである（図8左）。このことから、施溝分割後に端面を研磨して平滑にし、補助穿孔を開始しそのまま完孔することもあるが、石質の具合で完孔できない場合は別に設定することが分かった。これは、昨年度の調査中から想定できてはいたものの、今年度の調査で確認できた成果は大きい。第2は、研磨後の端面に施溝した個体がある点（図8右）である。白玉製作工程における端面研磨は、穿孔直前の最終段階でその後に分割のために施溝することはあり得ない。この一方で、沖ノ島技法による平玉作出工程では平滑に整形した素材石核から打割するため、本来は平玉を作出する過程の途中で設計変更

したと考える以外にない。これは、①白玉と平玉とでは製作技法が截然と分かれていること、②製作者は自在に製作技法を組み合わせ玉を調達したこ

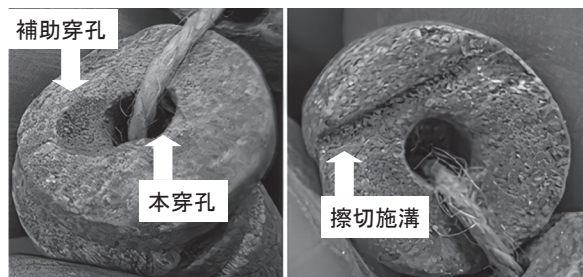


図8 白玉に見られる補助穿孔(左)と端面の擦切施溝(右)

表 2 臼玉の観察表

番号	最大径	最大厚	番号	最大径	最大厚	番号	最大径	最大厚	番号	最大径	最大厚	番号	最大径	最大厚
1	11	7	79	11	6	157	8	6	235	12	6	313	10	7
2	12	6	80	13	7	158	11	7	236	11	8	314	11	6
3	11	6	81	11	7	159	11	5	237	11	8	315	11	7
4	9	8	82	11	6	160	10	4	238	12	9	316	13	4
5	12	6	83	7	7	161	11	8	239	11	5	317	9	5
6	11	5	84	13	4	162	12	8	240	10	8	318	12	7
7	10	5	85	11	8	163	13	9	241	11	5	319	11	3
8	11	4	86	11	7	164	11	8	242	9	6	320	10	6
9	12	5	87	11	5	165	11	7	243	10	5	321	10	7
10	10	7	88	10	3	166	12	7	244	10	6	322	12	3
11	12	5	89	12	5	167	14	6	245	11	8	323	9	9
12	11	5	90	11	7	168	13	8	246	11	7	324	9	2
13	12	6	91	10	7	169	9	3	247	8	3	325	11	8
14	10	4	92	10	5	170	11	11	248	9	6	326	11	6
15	11	5	93	11	5	171	12	4	249	11	7	327	11	5
16	11	8	94	9	4	172	11	7	250	10	5	328	10	2
17	11	8	95	10	4	173	11	9	251	11	6	329	11	8
18	10	5	96	10	5	174	11	7	252	11	6	330	13	4
19	11	5	97	11	4	175	10	6	253	9	5	331	10	6
20	10	5	98	11	8	176	9	7	254	9	5	332	11	9
21	9	6	99	11	5	177	9	9	255	13	5	333	10	7
22	12	5	100	9	7	178	11	9	256	11	6	334	11	7
23	11	7	101	10	6	179	11	6	257	11	6	335	9	5
24	10	8	102	12	7	180	11	4	258	9	5	336	10	7
25	8	1	103	12	7	181	11	7	259	14	10	337	11	3
26	10	7	104	13	8	182	11	6	260	11	6	338	12	5
27	11	5	105	10	6	183	11	6	261	12	7	339	10	6
28	12	7	106	11	5	184	10	5	262	11	6	340	11	6
29	9	6	107	11	5	185	11	7	263	9	3	341	9	4
30	11	6	108	11	4	186	9	6	264	10	3	342	9	6
31	10	5	109	11	6	187	9	5	265	9	6	343	11	7
32	10	5	110	11	6	188	10	5	266	9	7	344	11	6
33	10	4	111	11	3	189	11	5	267	12	7	345	10	4
34	10	6	112	11	6	190	11	6	268	12	8	346	11	2
35	8	4	113	10	7	191	14	8	269	11	6	347	9	5
36	10	6	114	11	3	192	11	7	270	11	6	348	11	6
37	12	4	115	13	12	193	11	5	271	12	5	349	11	5
38	11	2	116	11	9	194	11	6	272	9	7	350	11	3
39	7	7	117	12	8	195	11	6	273	11	6	351	9	7
40	10	6	118	12	9	196	12	5	274	11	7	352	9	4
41	11	7	119	11	8	197	11	7	275	10	7	353	11	6
42	10	5	120	13	9	198	12	7	276	11	7	354	11	6
43	10	6	121	13	13	199	11	7	277	10	7	355	11	6
44	9	5	122	14	8	200	11	6	278	12	2	356	11	4
45	10	4	123	13	8	201	12	5	279	11	5	357	12	4
46	11	6	124	14	8	202	13	7	280	13	5	358	11	6
47	12	5	125	12	11	203	11	10	281	11	6	359	11	5
48	10	3	126	13	10	204	11	5	282	11	4	360	11	5
49	11	6	127	12	9	205	11	7	283	11	7	361	13	6
50	11	6	128	12	11	206	11	12	284	11	4	362	10	8
51	12	4	129	14	11	207	11	6	285	11	6	363	11	5
52	11	4	130	14	8	208	11	8	286	13	9	364	9	5
53	10	7	131	13	10	209	11	12	287	12	5	365	11	3
54	13	7	132	12	12	210	11	9	288	9	6	366	12	5
55	11	8	133	12	11	211	12	7	289	11	8	367	9	5
56	11	8	134	12	10	212	11	6	290	11	9	368	11	6
57	12	6	135	9	9	213	14	9	291	11	6	369	11	3
58	10	5	136	12	9	214	9	5	292	9	4	370	11	3
59	9	4	137	11	8	215	11	10	293	9	3	371	11	2
60	9	6	138	12	3	216	11	6	294	9	1	372	11	5
61	10	4	139	11	6	217	11	4	295	11	4	373	10	5
62	10	4	140	11	8	218	11	7	296	11	3	374	9	4
63	10	6	141	14	6	219	11	8	297	11	3	375	8	5
64	11	5	142	11	4	220	13	8	298	11	7	376	9	3
65	11	5	143	11	10	221	12	9	299	10	4	377	11	5
66	12	5	144	12	4	222	11	4	300	11	3	378	9	5
67	11	3	145	11	6	223	11	4	301	11	6	379	11	2
68	11	3	146	12	9	224	11	4	302	10	5	380	10	6
69	10	7	147	13	6	225	13	7	303	10	7	381	11	7
70	11	6	148	11	8	226	9	6	304	11	5	382	11	6
71	12	7	149	11	6	227	11	7	305	9	3	383	10	6
72	11	4	150	10	6	228	9	4	306	11	3	384	9	5
73	11	3	151	13	7	229	12	6	307	9	5	385	11	4
74	11	6	152	11	8	230	11	8	308	11	6	386	11	7
75	11	7	153	12	7	231	12	4	309	12	3	387	11	6
76	10	4	154	10	9	232	11	7	310	11	8	388	10	4
77	11	7	155	11	3	233	9	7	311	11	7	389	9	8
78	12	7	156	11	7	234	14	6	312	11	7			

と、③玉の調達数があらかじめ決められており、このため仕上げの丁寧さは問われなかった可能性の3点が推測される。

以上、389点の白玉の径と厚さの計測結果を表2に観察表として提示した。

7. 返納品の定量的評価と定性的評価

次に、出土地点や帰属時期もバラバラな返納品の資料群としての定量的・定性的な評価を試みた。

(1) 玉類の多変量解析

まず、一連となった白玉に対して数量的・統計的手法を用いた多変量解析を試み、形態的規格性および製作工程との対応関係について検討を行った⁽⁵⁾。分析に用いた変数は、各白玉について計測した最大径および最大厚の2項目である(表2)。この資料群はすべて滑石製で材質差による影響が小さいため、寸法比に着目することで製作意図や規格の有無を見出すことを目的とした。

k-means 法によるクラスタリング 次に、同じ2変数を用いてk-means法によるクラスタリングを行った。クラスタ数は試行的検討の結果、3群とした。その結果、白玉は以下の3類型に明瞭に分かれることが確認された。k-meansによる分析結果を図9上である。

第1群(グループ3)は、径が比較的小さく、厚さも薄い群である。これらは擦切施溝痕を残すものや、端面未調整の個体を多く含む傾向があり、分割後の簡易仕上げ、あるいは量的確保を優先した製作段階に対応する可能性がある。第2群(グループ2)は、中程度の径と厚さを持つ群で、全体として最も安定した寸法分布を示す。本資料群の中核をなす規格的な白玉群と位置づけられ、穿孔・端面研磨ともに一定水準で施された個体が多い。第3群(グループ1)は、径が大きく、かつ厚手の個体からなる群である。これらは研磨が極めて丁寧で、擦切施溝痕が不明瞭なものが多く、完成度の高い製品群とみなすことができる。

主成分分析(PCA) 最大径および最大厚を標準化した上で主成分分析を行った結果、第1主成分が

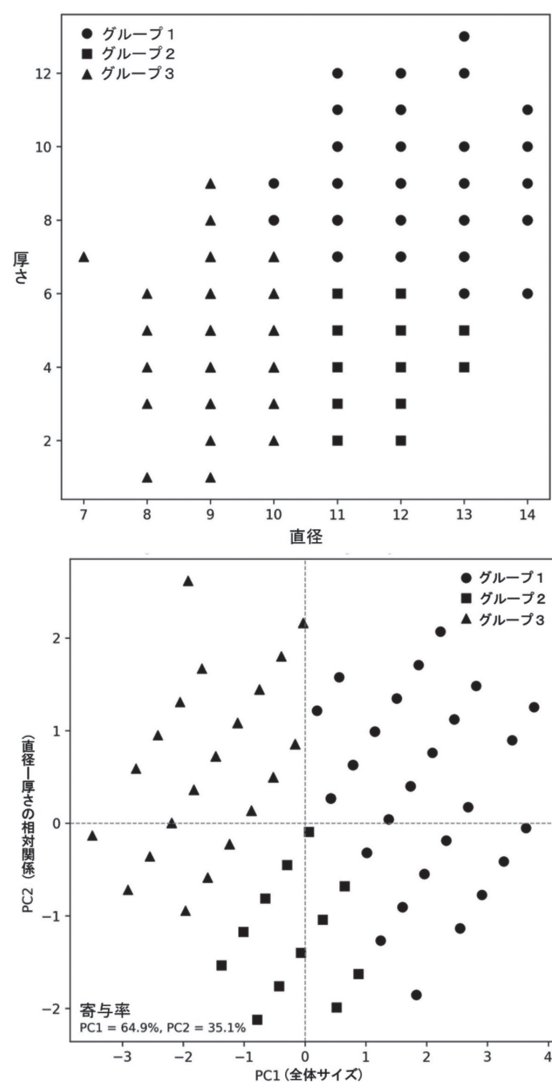


図9 k-means 法によるクラスタリング (上) と主成分分析との統合結果 (下)

全分散の約65%を、第2主成分が約35%となった。第1主成分は径・厚ともに正の寄与を示し、白玉全体の「サイズ」を表す軸と解釈できる。一方、第2主成分は径と厚のバランス、すなわち扁平性あるいは厚手性の差異を反映する軸である。そこで、k-means法のグルーピングと主成分分析の結果を統合したものが図9下である。

この結果から、白玉の形態変異は単なる連続的なサイズ差ではなく、「全体規模」と「厚さのまとまり」という二つの要因によって規定されていることが明らかとなった。特に、同程度の径を持つ個体群の中で厚さに明確なばらつきが認められる点は、厚さが偶然的に決定されたのではなく、製作過程における

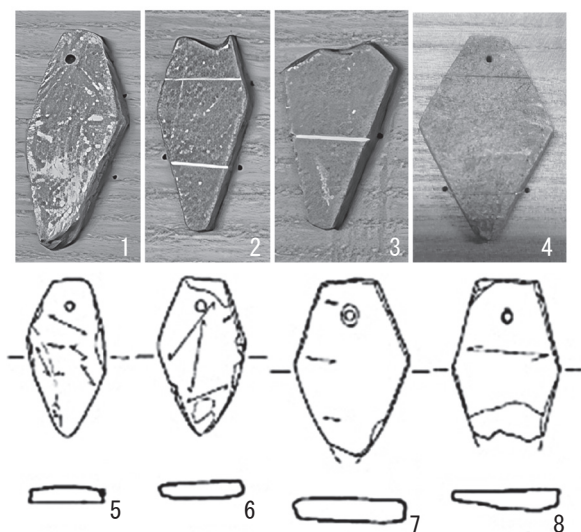


図10 沖ノ島出土の剣形（21号（1～3）、6号（4））と竹幕洞出土の剣形（5～8）

意図的な制御対象であった可能性を示唆している。

製作工程と選別の可能性 以上の解析結果から、389点の白玉は無作為に製作・集積されたものではなく、少なくとも三つの寸法規格群を前提として調達・選別された可能性が高いことが明らかとなった。特に、研磨の丁寧な個体が数量的に優勢（グループ1）である点は、先述したように採集時点に選別が行われた可能性を示唆する。

また、穿孔途中で中断された個体や、研磨後に施溝が施された個体が存在することは、白玉製作が単線的な工程ではなく、石質や必要数量に応じて工程を柔軟に組み替える実践的な製作体系であったことを裏付ける。数量解析によって示された規格群は、こうした工程選択の結果を反映するものと考えられる。

以上より、本資料群の白玉からは、一定数を確保することを前提に、製作技法・仕上げの精粗を問わず柔軟に調達されており、採集時に選別された可能性はあるものの白玉生産が規格的な体制下で行われた可能性がうかがえる。

（2）宗像・沖ノ島と竹幕洞の剣形の比較

この資料群で特筆されるものが剣形である。剣形とは抜身の鉄剣を祖型とする石製模造品で有孔円板と共に祭祀遺跡で主として使用されることの多い祭

具である。したがって、剣の基部と刃部とが明確で鎬のあるものが古く、鎬が消滅した扁平な作りのものが新しいとされている。宗像・沖ノ島遺跡で使用される剣形は、菱形～長菱形の輪郭で穿孔された側の頂部を落としたものが21号、6号遺跡から出土している（図10-1～4）。21号遺跡出土品は3点あり、うち2点は穿孔されたか否かは不明である。また、6号遺跡出土品や返納品の例は左右対称形でいいに研磨されたものであり、おおむね21号遺跡出土品よりも形が整っている。これらは厚みが均質で表面に砥石による高密度の研磨痕をとどめていることから、平滑な板状石核から成形したものと推定される。したがって、粗製品の退化型式と見なすべきではなく、石製祭具として定型化した型式であろう。

このような菱形基調の扁平な剣形は鎬が立体的な剣形から便化した粗製品は知られているが、定型化したこの型式の剣形は沖ノ島祭祀との深い関連性を指摘しても良いだろう。

ところで、この視点に立つと注目されるのが、韓国で沖ノ島祭祀と比肩される祭祀遺跡として古くから注目されている忠清北道・扶安竹幕洞祭祀遺跡である。ここでは、日本列島の古墳文化との関連性を示すものが少なくないが、石製模造品の剣形もその一つである。竹幕洞遺跡の石製模造品には、短甲や刀子・曲刃鎌など器財、農工具形の模造品が含まれ、有孔円板では双孔円板が主体を占めるなど、石製模造品を使った祭祀が始まるのは沖ノ島に先行する様相がうかがえる。剣形にも鎬表現のあるものが一定量占める点もこの想定を示唆する。この一方で、沖ノ島の剣形と共通した扁平菱形の剣形（図10-5～8）が検出されている。この一方で、沖ノ島祭祀を特徴づける擦切施溝分割を多用した製作技法による白玉や平玉はあまり出土していない。したがって、日本列島の古墳文化と共通する石製模造品の祭祀を採用する点で、沖ノ島と竹幕洞遺跡との関連性は否定できないけれども、石製模造品の組成を見れば、むしろ長野県神坂峠遺跡や福島県建鉾山遺跡のような器物形模造品を伴う祭祀遺跡との関連性も強いと想定される。ただし、そのような中で扁平菱形の剣形の存在は、石製短甲と並んで沖ノ島祭祀との関連性が

明確に指摘できる資料と位置付けることが出来るだろう。

8. 今年度調査の総括

最後に、今年度の返納品調査の成果を列記すると、次のとおりである。

まず、2024年度の課題であった石製模造品の法量分析および実測を実施し得た点は、特筆すべき成果である。昨年度の国宝部会調査の際には、大部分の石製品・石製模造品が板にテグス留めされた状態にあり、十分な計測・図化が困難であった。これに対し、今回の調査では、剣形、円板、臼玉、平玉等について、詳細な観察所見を伴う法量データを新たに取得することができた。これにより、形態差や規格性を具体的に検討する基盤が整い、今後の研究に資する重要な基礎データが蓄積されたと評価できる。

第2に返納された一連の臼玉389点について、径と厚さの二変数を用いた定量分析（k-means 法および主成分分析）を行い、少なくとも三つの寸法規格群が存在することを示した点である。この結果から、臼玉の製作・調達は無作為なものではなく、数量確保と完成度の異なる複数の規格群を前提とし計画的に調達された可能性を指摘することができた。

第3に、臼玉および平玉の製作工程において、設計変更や工程の組み替えが実際に行われていたことを、研磨後の施溝個体や穿孔中断個体の存在から具体的に確認した点である。

これは、石製祭具生産が、専門的・固定的な工房制ではなく、在地的かつ柔軟な製作体制のもとで運用されていたことを示唆する。

第4に、返納品に含まれる剣形の石製模造品を、韓国・扶安竹幕洞祭祀遺跡の剣形と比較検討し、沖ノ島祭祀に特徴的な扁平菱形剣形が、広域的な石製模造品祭祀の中でも一定の独自性を有する型式であることを指摘した。これにより、沖ノ島祭祀が東アジア的な祭祀文化の影響を受けつつも、独自の祭具体系を形成していた可能性を、具体的資料に基づいて位置付けた。

以上の成果は、宗像・沖ノ島祭祀遺跡における石

製品研究を、従来の個別器種ごとの検討段階から、生産・調達・選別を含む祭祀システム全体の理解へと展開させるための重要な基盤を提供する。また、本稿で用いた定量的分析手法は、宗像・沖ノ島祭祀遺跡にとどまらず、膨大な出土量を有する石製形代の分析にも広く応用し得る汎用性を有している。

石製模造品は、古墳時代に登場して以来、しばしば「粗製」で「同種多量」といった評価のもとに捉えられてきたが、そのため従来の型式学的研究のみでは把握しきれない面が少なくなかった。これに対し、今回試みた多変量解析は、そうした従来の分析枠組みを補完・拡張し、石製模造品の構成や規格性、さらには祭祀における運用実態に迫るための有効な方法論となる可能性を示したといえる。

その意味において、本報告の検討は、宗像・沖ノ島祭祀遺跡における石製品研究の深化に資するのみならず、古墳時代から律令祭祀へと連なる石製祭具生産の基盤の構造を考える上でも、新たな視座を提示するものとして位置づけることができよう。

註

- (1) 河野一隆「国宝特別調査 石製品・石製模造品編」『沖ノ島研究』11、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会調査報告書、2025年
- (2) 重量計測には、Conkoo社製のHacari-01 Q 0.01g-500gを使用した。薬包紙で汚染を防止しつつ小数点以下1桁の有効数字で計測した。
- (3) 高宮出土の石製短甲も写実的な器財形模造品だが出土状況の詳細が明らかでない。沖ノ島祭祀における農具形模造品の少なさは、後述の竹幕洞祭祀遺跡と比較すると対照的である。
- (4) 本稿の「平玉」とは、前稿と同じく、方格に擦切施溝して分割・穿孔されたいわゆる「沖ノ島技法」によって製作された玉類を指す。この型式の玉は、報告書作成当初、「平玉」と呼ばれてはいたものの、近年では臼玉を量産するために採用された未成品と考えられる傾向にある。

ところが、沖ノ島から出土する資料群には、穿孔された個体が多く未穿孔のものは少ない。一般的に玉作で最も困難な工程は穿孔である。もし、これを未成品

と捉えるならば、わざわざ貫孔が成功した個体にあえて玉が破砕するリスクを伴う打割成形を行う理由が説明できない。また、本稿で分析したように臼玉の調達には整った形よりも数を揃えることが優先されていたから、大量生産のためにはタバコ形の円柱体を製作して打割する方が合理的であり、わざわざ板状石核にして1点ずつ個別に成形するのは理にかなっていない。したがって、本稿では「沖ノ島技法」に則って製作された玉類は臼玉の未成品ではなく、個体として完成した形とみる方が妥当と考えられ、かつてのように「平玉」という名称を採用したい。

- (5) 多変量解析には、ChatGPT による図化を行った。

VII 総括 伝沖ノ島出土返納品の評価について

水野 敏典 奈良県立橿原考古学研究所

「伝沖ノ島出土返納品（以下、「返納品」とする）」は、『沖ノ島』、『続沖ノ島』、『宗像沖ノ島』に報告されている沖ノ島祭祀特有の器物を含み（復興期成会1958、復興期成会1961、復興期成会1979）、出土品と同一個体、あるいは類品を多数確認できた点で、沖ノ島祭祀奉納品として高い一括性をもつ資料と評価できる。

調査により、沖ノ島祭祀の評価につながる成果があったので、まとめておきたい。

一つは、返納品中の八鳳鏡（変形夔鳳鏡片）である。夔鳳鏡は下垣仁志による日本列島内出土の銅鏡集成によると6千数百面中で大小加えても約30面と希少な鏡種である（下垣2016）。にもかかわらず17号と18号遺跡に、直径約22.1cmの大型品が出土していた。夔鳳鏡は数が少ないためか、注目される機会が少なかったが、今回、返納品中の鏡片と18号遺跡出土鏡片、さらに伝宮地嶽付近出土鏡片が同一個体と判明し、広島県尾ノ上古墳出土鏡と同型技法による同一文様鏡と判明した。加えて18号遺跡と17号遺跡の八鳳鏡（変形夔鳳鏡）は、同型式であるが、同範・同型関係にはないことも確認できるなど、多くが明らかとなった。

二つ目は、滑石製玉類である。調査を通し、滑石製白玉を統計的手法と詳細観察により量産技法である「沖ノ島技法」の再定義を行うとともに、沖ノ島祭祀に特徴的な扁平菱形剣形と、韓国竹幕洞遺跡出土品との関連も明らかとなった。

三つ目は、金銅装甲冑のセットとしての確認である。返納品中に金銅装甲冑片を確認し、それを足掛かりに21号遺跡に同一個体とみられる金銅装甲冑片を確認した。古墳時代中期の金銅装甲冑の出土は非常に希少であり、代表的な類例が日本最大の前方後円墳である大阪府大仙古墳（伝仁徳天皇陵古墳）出土品であることから、古墳時代中期の大和王権がいかに沖ノ島祭祀を重要視したかが判明した。

最後に、沖ノ島祭祀における金銅装甲冑奉納の意

義について再確認しておきたい。金銅装甲冑のセットは、古墳時代中期の沖ノ島祭祀を代表する奉納品となる。

古墳時代前期後半からの三角縁神獣鏡に代表される銅鏡群は、九州全体を見渡しても突出した出土量をもつ。そして古墳時代後期には、一昨年度のX線CT調査で確認された銚全体に象嵌をもつ三角穂式鉄銚がある（検討会2025）。三角穂式鉄矛は倭製武器とみられるが、古墳副葬品に類例を確認できない突出した優品であった。

今回の発見は、古墳時代前期と後期に挟まれた古墳時代中期の沖ノ島祭祀の再評価を迫るものである。これまでに古墳時代中期の奉納品として、銅鏡、鉄製甲冑、蔵手刀子や鉄鏃が知られていたが、畿内の有力古墳の副葬品に準じるものに留まっていた。古墳時代中期の倭製の金銅装甲冑のセットは、大王陵級の古墳に副葬される極めて限定的で最上級の副葬品とみられる。これの沖ノ島祭祀への奉納を確認できたことで、大和王権における沖ノ島祭祀の重要性が、古墳時代前期や後期と比べて衰えることなく継続していたことが明らかとなった。

古墳時代の約300年あまりの大和王権を取り巻く変化を考えると、沖ノ島祭祀が一貫して特別な地位を保持したことに驚かされる。その変化とは、第1に、中国王朝や半島各国との外交姿勢や交易を含めた政治的、経済的な変化である。古墳時代前期古墳の中国鏡や素環頭大刀にみる中国(魏晉)との交渉、古墳時代中期の「倭の五王」に代表される対外交渉と後期における中国王朝との交渉途絶がある。並行して鉄や銅などの社会を支える物資の供給先も国産化へと変化する。第2に、大和王権を支えた有力氏族の交代である。葛城氏、和爾氏、物部氏、蘇我氏などの交代が文献からうかがわれるが、個々の氏族的な特性は影響しない。第3に、儀礼や葬送観の変化である。古墳副葬品と沖ノ島祭祀の奉納品には重複する部分があり、その中核となる品は銅鏡から甲

冑へ、さらに金銅装大刀や馬具という変化をみせる。単に奉納品の変化ではなく、古墳埋葬施設が竪穴式石室から横穴式石室への変化が示すように葬送観念の変化もうかがわれる。第4に、古墳時代後期には仏教伝来があり、宗教的、思想的影響を受ける。これらの政治的、経済的、宗教的な変化にもかかわらず、大和王権での沖ノ島祭祀の重要性が一貫して揺るがない点、しかも、類似した国家規模の祭祀が他に確認できず、文字通りの唯一無二の存在という特殊性を再確認した。

今後、この点も沖ノ島祭祀を考える上で解明すべき大きな課題と言える。

参考文献

- 国宝金銅製矛鞘検討会2025「沖ノ島8号遺跡出土金銅製矛鞘の新知見」『沖ノ島研究』第11号
- 宗像神社復興期成会1958『沖ノ島』吉川弘文館
- 宗像神社復興期成会1961『続沖ノ島』吉川弘文館
- 宗像大社復興期成会（第三次沖ノ島学術調査隊）1979『宗像 沖ノ島』精興社
- 下垣仁志2016『日本列島出土鏡集成』学生社

本誌のデータは、本遺産群のデジタル・アーカイブ
「MUNAKATA ARCHIVES」の「宗像研究文献」より
閲覧・ダウンロードできます。
<https://www.munakata-archives.asia/>

沖ノ島研究 第12号

令和8(2026)年7月発行

発行：「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会
(事務局：福岡県市町村・地域振興部文化局九博・世界遺産・文化施設課)
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

ISBN 978-4-9913533-5-2